

グローバル戦略課題としての中東 —2030年の見通しと対応—

平成26年3月



公益財団法人 日本国際問題研究所
The Japan Institute of International Affairs

はしがき

本報告書は、当研究所の平成 25 年度外務省外交・安全保障調査研究事業（総合事業）「グローバル戦略課題としての中東—2030 年の見通しと対応」の成果として取りまとめたものです。

本研究プロジェクトは、グローバルな課題である中東地域における安定の確立に向けて、日本外交の役割について政策提言を行うために、中東地域の政治的変動の諸要因を分析し、2030 年頃までの展望を予測（シナリオ・プランニング）することを活動の内容としています。

中東地域の安定は、地域を超えたグローバルな課題であり、日本外交にとって死活的に重要な問題と言えます。第一に、世界最大の原油産出地域である中東地域は、エネルギー供給を通じて世界経済の命運を握る存在です。シェールガスや再生可能エネルギーの開発など、中東以外でのエネルギー資源開発によって、中東産原油が世界のエネルギー供給に占める割合は漸減傾向にあるとはいえ、同地域の石油は引き続き世界の主要なエネルギー源であり続けるとみられます。特に日本は、原子力発電による電力供給が停止している中、原油供給の約 8 割を中東地域に依存しており、中東情勢は、今後も日本を含めた世界の経済と社会に大きな影響を与えることが想定されます。第二に、中東地域は、多くの紛争や安全保障上の問題を抱える地域であり、その帰趨はグローバルな影響を与えます。1970 年代以降の中東では、1979 年のイラン革命をはじめとして、イスラームの大義に基づいた国際秩序と政治・社会の変革を訴える思想・運動が大きな力を持つようになりました。今やグローバルな課題となっている「テロ防止」を効果的に進めていくためには、イスラーム主義という名称でくくられているさまざまな思想・運動の内実を分析し、中東地域の住民の多数が信仰するイスラームという要素を、どのようにテロの抑止と地域の安定・発展に結びつけていくかを考える必要があると言えます。

さらに、中東問題は、国際社会を主導している欧米諸国の内政と外交の双方について、相互に影響し合っているという意味においてもグローバルな性格を有しています。ヨーロッパは歴史的にも深いつながりを有し、20 世紀後半からはアメリカが、近年では経済成長著しい中国が中東地域に強く関与してきています。国際社会と中東地域の相互影響のこれまでの経緯と今後の展望を分析することは、グローバルな外交課題として中東地域の問題を捉えるうえでの重要な作業と言えるでしょう。本報告書に表明されている見解は全て各執筆者のものであり、当研究所の意見を代表するものではありませんが、本書が中東地域を考察する上での一助となれば幸いです。

最後に、本研究に終始積極的に取り組まれ、本報告書の作成にご尽力をいただいた執筆者各位、その過程でご協力いただいた関係各位に対し、改めて深甚なる謝意を表します。

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本国際問題研究所
理事長 野上 義二

研究体制

主査：	長澤 榮治	東京大学東洋文化研究所教授	
委員：	今井 宏平	日本学術振興会特別研究員 PD・明治大学（研究協力者）	
	江崎 智絵	防衛大学校准教授	
	小野沢 透	京都大学大学院文学研究科准教授	
	小林 良和	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 化石エネルギー・電力ユニット 石油サブユニット石油グループマネージャー研究主幹	
	保坂 修司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所研究理事	
	森山 央朗	同志社大学神学部准教授	
	横田 貴之	日本大学国際関係学部准教授	
	吉岡 明子	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 中東研究センター主任研究員	
	委員兼幹事：	飯島 俊郎	日本国際問題研究所副所長
		貫井 万里	日本国際問題研究所研究員
担当助手：	中山 玲子	日本国際問題研究所研究助手	

(敬称略、五十音順)

目 次

序 章 地域としての中東とシナリオ・プランニング	長澤 榮治……………1
第1章 イラン内政の現状分析と課題 ーロウハーニー新政権の成立を軸にー	貫井 万里……………17
第2章 イラクの政治動向とその背景	吉岡 明子……………35
第3章 トルコの中東外交の短期的見通し ー外交パターンと現状分析の視点からー	今井 宏平……………45
第4章 シリアのプレ・モダンな社会構造とポスト・モダンな状況 ー名望家の持続と変質ー	森山 央朗……………61
第5章 アラブ政変後のイスラエル・パレスチナ関係	江崎 智絵……………73
第6章 エジプトにおけるイスラーム主義運動の周縁化	横田 貴之……………85
第7章 サウジアラビアの未来 ー2030年をみすえてー	保坂 修司……………93
第8章 転換期を迎える中東のエネルギー情勢	小林 良和……………113
第9章 アメリカと中東：歴史的な視点から	小野沢 透……………133

序章 地域としての中東とシナリオ・プランニング

長澤 榮治

1. 本報告書の目的

本報告書は、「グローバル戦略課題としての中東—2030年の見通しと対応」（外交・安全保障調査研究事業費補助金（総合事業））平成25年度研究会の成果である。本研究会は、11名の委員から構成され、これまで計6回の研究会を開催し、上記の課題に関して検討・議論を重ねるとともに、シンポジウムの開催などを通じて、その成果を公開してきた。

本研究会の目的は、グローバルな課題である中東地域における安定の確立に向けて、（1）同地域における政治的変動の諸要因、（2）エネルギー問題の世界的な動向、（3）地域と域外大国との関係などを検討し、これらをふまえて2030年頃までの今後約15年間の展望を予測し（シナリオ・プランニング）、日本の強みを活かした独自の役割について政策提言することにある。

本年度の成果は、本報告書において、以下の各章の委員の個別課題に即した報告としてまとめられている。この「序章」は、各論の議論を補足する導入部分として、標記の課題を検討するにあたっての基本的な視点を論じるものである。

2. アラブ革命の「予測」をめぐって

中東を事例としたシナリオ・プランニングが困難な作業を伴うのは言うまでもない。この点について、おそらく多くの方が例に挙げるのが、2010年12月のチュニジアにおける民衆運動が引き起こした一連の政治変動に関する「予測」であろう。「アラブ革命」（この一連の政治変動に対する呼称は、さまざまであり本報告書のなかでも統一はされていない）という、この大激動が起きる以前の時期、各国の事例については各種の分析や議論がなされてきた。共和国の場合なら大統領の再任（あるいは世襲）、王国・首長国の場合なら王位継承についてであり、選挙制度が機能していればその結果の予測などがなされた。あるいはさらに踏み込んで、現在の政治体制の存続に関する中長期的な予測も行われた。

エジプトの事例で言えば、革命が始まるまで体制の存続については楽観的な見方が欧米の政治研究者の間では支配的であった。たとえば、権威主義と民主主義が奇妙に融合したハイブリッドで安定的な政治制度が形成されているなどの議論もみられた。もちろん、反政府運動に対する同情的な見地から、これとは正反対の展望を述べる少数の意見もあった。しかし、いずれにしても今回起きたようなアラブ各国の国境を越えて地域的な連動性を

もった変動が発生するという事態を想定した検討は、ほとんどみられなかった。

この政治変動の地域的な連動性という問題は、外部の観察者のみならず、この変動の波にかかわった地域内の政治的な当事者自身にとっても、初めて突きつけられた課題であった。こうした政治変動の地域的な連動性は、これまでの表層的な政治の動きをみている限りは気がつかない、あるいはみえにくくされてきた基礎的な構造にかかわる問題である。そして、この重要な意味をもつ問題に関しては、なぜこのような連動した大きな動きが起きたのかについて、いまだ明快な解答が示されていない。

アラブ革命は、この政治変動の地域的な連動性の問題と同様に、表面的な政治の動きの背後に隠されていた基礎的な構造や要因、あるいはアクターを突然に白日の下にさらした。エジプトの場合で言えば、2011年1月25日と2013年6月30日という2つの「革命」において決定的な役割を果たした軍の問題がある。また、この軍の実力行使によって約1年間の短命政権に終わったムスリム同胞団のムルシー政権の試みも、このアラブ世界最大の大衆運動組織の可能性と限界を如実に示す結果となった。革命はまた、社会の奥深い底に沈殿していたアクターや問題を露わにもした。エジプト革命後に台頭したサラフ主義者がその一例である。これまで陰に隠れ、また抑圧を受けていたマイノリティの諸集団も、次々に政治の舞台に姿を現した。アスワンハイダムの建設で水没した故郷の地に帰ろうとするヌビア人、観光開発の恩恵を受けずに疎外され、イスラーム武装組織と一部が手を結んだシナイ半島のベドウィン系住民、さらにサラフ主義者による攻撃を受けたシーア派の存在も世間を驚かせた。

3. シナリオ・プランニングにおける2つの問いかけ方

このようなアラブ革命という新しい事態に直面するなかで、シナリオ・プランニングについての歯切れのよい議論を期待することはますます難しくみえる。とは言っても、今回の事態を参考にすることによって、そもそも「変化」というものをどう捉えたらよいか、という点から議論を始めるのは意味のあることだろう。

本研究会では当初、「2030年の中東の姿」に関する設問を自由に選定してみるという作業を行った。そこでの議論を通じて浮上したのが、検討すべき問題に対して2つの問いかけ方ができる、という論点であった。問題をみる視点の置き方、あるいはシナリオの書き方が2通りあるということである。

第1は、現在ある構造や仕組み、システムといったものが、今後いったい長きにわたって続くものか、という問いかけ方である。一見すると安定しているようにみえるが、体制の崩壊や根本的な構造的な変化は起こりうるか、ということでもある。

第2は、現在ある問題が解決しているかどうか、そもそも解決できる問題なのかどうか、という問いかけ方である。分かりやすく言い換えれば、この「困った状態」はいつまで続くのか、ということである。ただし、問題の展開次第によっては、本来の問題の性格や形態がまったく変わってしまい、別の問題が発生するという事態が起きるかもしれない。

すぐ後で述べるように、同じ問題を異なった問いかけ方の双方から検討することもできる。しかしまずは、個々の問題を2つのいずれかの視点から議論した方が分かりやすいだろう。第1の今ある構造が続くかどうかという問いかけ方としては、もっとも注目を集めるのが現存の政治体制の継続性の問題である。イランのイスラーム共和国体制は崩壊するか、サウジアラビア王国の体制は続いているか、という問いは関心を大きく引くところであろう。これらの2つの政治体制の将来予測については、すでにいくつかの欧米のシンクタンクがシナリオ・プランニングを実施してきた。その結果に関しては、イランについては本報告書の第1章（貫井委員）、サウジアラビアについては第7章（保坂委員）でそれぞれ紹介されている。

この第1の問いかけ方の例としては、こうした政治体制の存続という問題だけではなく、さまざまな対象を取り上げることができる。体制の存続にかかわる国内外の政治勢力や政治主体から、地域政治の構造までが含まれる。また今後の中東を考える上での決定的な意味をもつグローバルな政治経済構造の問題も対象になる。エネルギーの生産・消費構造、その流通や価格決定の構造については、第8章（小林委員）において「シェール革命」をメインテーマにした議論が展開されている。同じく中東地域政治における米国の位置づけについては、第9章（小野沢委員）が米国の中東政策の歴史を概観している。

一方、視点を基層的な社会の構造に移して、社会的通念や家族構造など、簡単には変化しないだろうと想定される諸要因も、今回の若者革命としてのアラブ革命の性格を考える上でこれまでとは異なった視点から検討する必要が出てきた。第4章（森山委員）では、名望家層の問題が取り上げられている。シリア内戦の今後の展開を考える上で、この「前近代的」な構造が現体制と反体制運動の双方において果たす機能は検討すべき価値がある。

次に問題解決の展望という第2の問いかけ方の例としては、今後も域内全体の安定性に大きな影響を及ぼすパレスチナ問題を第1に挙げなければならない。また、シリアの内戦終息の展望、イランの核開発も関心が高い問題である。これらの問題は、それぞれ第5章（江崎委員）、第4章（森山委員）、第1章（貫井委員）で扱われている。

しかし、いずれにおいても問題の解決にいたる変化の見極めは難しい。繰り返す変化の幅が次第に縮小する、すなわち収束するなどして、変化の波が解決の極点に向かって収斂していくのか、あるいは紆余曲折を経ながらも、変化が単なる同じパターンでの繰り返し、

サイクルのなかを回転移動しているだけでいっこうに解決に向かわないのか、その判断は難しい。あるいは問題がらせん状に発展・拡大し変質して行って、しだいに別の問題に転化し発展していつてしまうのか。また、外からは観察しがたい内部の構造変化によって、問題の様相が激変する場合もあるであろう。

パレスチナ問題の場合、アメリカ、ロシア、EU、国連で構成される中東カルテットが主導する二国家解決案（イスラエル・パレスチナ二国家の平和的共存）による和平構築は、安定したシステムの形成に向けて唯一の可能性をもつシナリオと扱われてきた。それはオスロ合意体制の破綻以降も、ハマースの封じ込めを通じて追求されてきた「国際社会」の公式のシナリオであった。さらに一部の和平論者のなかには、強硬路線を取った昔のパレスチナ解放機構（PLO）と同じく、ハマースもまた「軟化」させることによってこの解決案の枠組みのなかに取り込めるとする楽観的な意見もみられた。

しかし、第5章（江崎委員）が指摘しているように、PLOが目標としてきた独立国家建設による二国家解決の方向に対しては、アラブ革命の波を受けて若者運動の一部から疑義が表明されている。国家の樹立よりは、市民的権利の保障を「国際社会」に求める声が上がっている。現在、仕切り直しがなされている和平交渉の成否は不明だが、パレスチナ問題の長期的な展望を考える場合、それが遅々としながらも解決に向かっているのか、あるいは新しい問題の発展段階に移行する可能性があるのか、外見的な膠着状態からは測りたい変動も想定しなければならない。

このように第2の問いかけ方に対する回答が難しいこととも関連するが、そもそも2つの問いかけ方は、ひと続きの関係にある、という点も確認しておく必要がある。第2の問いかけ方が扱う問題の解決のプロセスとは、実は安定したシステムや制度が形成される過程に他ならない。逆に第1の問いかけ方が議論する現在ある体制の崩壊やシステムの解体とは、不安定な状況が生み出され、解決すべき新たな問題が発生することを意味する。このように2つの問いかけ方は、ひと続きのプロセスを別の局面に視点を置いて問題を設定しているということである。

この2つの問いかけ方が関連していることを示す典型的な例が、第2章（吉岡委員）で扱うイラクの事例であろう。2003年のイラク戦争によってサッダーム・フセイン体制が崩壊してすでに10年が経過した。「戦後」イラクにおける安定した統治システムの形成へ向かう道のりは、問題解決の方向へ向かう時間のかかるプロセスであるが、必ずしも不可逆的な「民主化」の軌道に乗っていると手放しで楽観もできない。

変化の見極めという場合、「革命」を経たアラブ各国の情勢も、潮の流れが激しく移ろい変わるなかで、現存のシステムは構造転換し、新しい仕組みが現れるのか、あるいは「反

革命」という逆コースによって、かつてと同じパターンが繰り返されているだけなのか、判断は難しい。一見して後者のサイクル的な変化にすぎないように見えながら、中長期的には構造変化にいたる決定的な趨勢（トレンド）を示す場合もある。

エジプトの事例を分析した第6章（横田委員）では、ムスリム同胞団が代表するイスラーム主義運動の周縁化がメインテーマとなっている。現在の政権の抑圧政策によって、1970年代以降続いてきたイスラーム主義の上げ潮傾向が退潮へと向かうのか（いわゆる「ポスト・イスラーム主義」と言われる現象）という問題である。これも軍とムスリム同胞団の対決と交渉など表舞台に現れるアクターの動きだけを分析していても、本当の変化は分からない。

現在、ムスリム同胞団に対する弾圧は、3年前の革命を契機にして国民の間に高まった民族主義的な感情を利用し、同胞団員を国家の裏切り者として「非国民」扱いするキャンペーンと結びついて進行している。また同胞団員による抗議デモが地域住民との小競り合いを生んでいるという報道もあり、社会におけるイスラーム主義そのものの「周縁化」に向かうのではないかという観測に根拠があるようにもみえる。しかし、イスラーム主義の台頭の背景には、女性のヴェール着用の流行など1970年代からトレンドとして続いてきた社会全体の「再イスラーム化」現象がある。イスラーム主義運動を生み出す社会的な土壌の問題を考慮に入れるなら、上述の観測に対しては慎重になるべきであろう。また、昨年同胞団政権を崩壊させたエジプト軍の動きに対しては、サウジアラビアやアラブ首長国連邦（UAE）などが即座に支持し、財政支援を表明した。両国の対応は、穏健な運動方針を取るムスリム同胞団のようなイスラーム主義勢力に対する既存の体制の警戒心をはからずも明らかにするものであった。このことは逆に、将来における運動の再生、別の形を取った復権の可能性を示すものであるかもしれない。

4. 中東という政治舞台におけるアクターとシナリオ

中東政治を舞台にたとえるなら、ここで繰り広げられてきたさまざまな「演劇」を特徴づけるのは、舞台に登場するアクターの入れ替わりの激しさであり、幕（中割幕）が下り、上がるたびに舞台の上の配役が変わるようなシナリオの書き換えであった、と表現できるかもしれない。一国レベルで言えば、レバノン戦争（1975-1990年）がその極端な例として挙げられる。

幕が上がるごとに、俳優が入れ替わるだけではなく、同じアクターでもその性格が突然変化してしまう、ということもある。正確に言えば、性格が変わるというより、元々が二重人格のような複雑な顔をもつアクターだったのであり、表の顔と裏の顔を使い分けてい

ただけのことである場合が多い。表面的な協調と裏での敵対の関係であり、今回のアラブ革命の波が各国に及んでいくなかでそれは如実に表れた。さらに、中東の政治舞台に登場するアクターは、国家だけではない。国家以外の主体、非国家アクターも重要である。

中東政治の幕が開くたびに現れる新しいアクターは、断絶的な変化が起きた場合に登場することが多い。1979年のイラン革命は、激しい権力闘争の結果、新しいイスラーム政治エリートを生み出した。第1章（貫井委員）が紹介しているように、このなかで革命防衛隊のような今後の体制を左右するアクターも現れた。東アラブの代表的な非国家アクターと言えば、レバノンのシーア派組織、ヒズブッラー（神の党）であろう。この武装集団の登場のきっかけを与えたのが、PLOの壊滅を狙った1982年のイスラエルのレバノン侵攻であった。この強力な非国家アクターの発生の背景に、イラン革命の影響があるのは言うまでもない。

イラン革命以前に中東の現代史の画期となったのが、1967年の第三次中東戦争である。アラブ側の敗北はアラブ政治に多大の影響を与えたが、そのひとつがパレスチナ革命運動という新しい非国家アクターの登場であった。ファタハを筆頭とする難民パレスチナ人の武装抵抗運動は、敗戦の2年後の1969年にアラブ諸国が作った官制組織 PLO を掌握するにいたった。ただし、このアクターが目指したパレスチナ革命は、上述のイスラエルのレバノン侵攻などによって挫折し、その後1980年代末には袋小路に追い込まれていく。この絶望的な状況で発生したのが、1987年の占領地パレスチナでの第一次インティファダだった。そして、この新しい事態のなかからハマース（イスラーム抵抗運動）という新しいアクターが登場することになった。その後の例を挙げるなら、イラン革命の激震を受けて発生したアフガニスタン内戦に義勇兵として参加したスンナ派の戦士たち（ムジャーヒディーン）が作った組織であろう。グローバル化した世界の政治の風景を一変させた9.11事件にいたる道がアフガニスタンで敷かれた。第4章（森山委員）が紹介するシリア内戦における「過激イスラーム主義」組織がその今日的な形態である。

これらの新しいアクターが登場するきっかけとなったのが、多くの場合、既存のシステムの危機である。これらの非国家アクターは、既存の国家体制、あるいは諸国家が作る地域的な政治の枠組みの危機のなかから生成したが、他方で国家という既存のアクターに支えられ、操られた存在でもあった。操られている自身が無自覚であり（あるいは無自覚なふりをする）「代理勢力」として、政治の表舞台の国家的主体の操作対象となって脇役を演じてきた。イラクやシリア、リビアというアラブの「急進派」国家に操られたかつてのパレスチナ武装組織のいくつかがそうであったし、現在のヒズブッラーやハマースとシリア、イランとの関係がそれに当たる。また、産油国のエリート富裕層から金銭的支援を受ける

スンナ派イスラーム過激派組織も同様である。中東政治において、非国家アクターの活動の余地が大きいということは、各国における国民国家の成熟度、国民統合の度合いとの関係がある。

さて、代理勢力という用語を使ったので第9章（小野沢委員）が考察する域外の「誤解されやすいアクター」である米国とその代理勢力についてもここで補足をしておこう。同章が説明するように、米国は、1979年革命までのイラン、湾岸危機・戦争（1990・91年）までのイラクという代理勢力の操作によって、中東、とくに湾岸地域の安定維持を図ってきた。しかし、2つの代理勢力を次々に失った1990年代以降、自ら直接的に中東での政治的・軍事的責任を担わざるを得なくなった。その結果が、9.11事件に象徴される反米主義の助長であり、さらに事件後、むしろこのジレンマは増大していった。

近年のアラブ革命後の状況を見ても、米国が既存の政権を支援した結果、その政権が倒されると新政権の恨みを買うというパターンは繰り返されている。この代理勢力選択の失敗は、革命後エジプトのムスリム同胞団政権（2012-13年）への対応でもみてとれた。軍がクーデターを正当化するのに、反米主義を利用する口実（同胞団政権の「反国家的陰謀」に米国が加担していたとする）を与えてしまった。米国の同胞団政権への対応には、第3章（今井委員）が言及している「トルコ・モデル」（穏健なイスラーム主義勢力が民主化と新自由主義的な経済改革の担い手となるという考え方）の影響もあったかもしれない。いずれにせよ、反米主義の今後の動向は、日本の外交にとっても重要なイシューであり続けるだろう。

先に述べたようにアクターの変化と並んで、シナリオがさまざまに書き換えられることも、中東の政治的舞台の顕著な特徴であった。その場合、激しく変わるシナリオを誰が書くかというのが問題となる。自作自演の場合もあれば、外からシナリオが押しつけられる場合もある。自前のシナリオとしては、今回のエジプト革命のように、軍が「革命の行程表」を自ら書いて、民主化の正しい手続きだと正当化する例もある。外部でシナリオが用意される最近の例としては、シリア内戦の調停交渉などといった和平構築のプロセスが典型的だろう。もちろん、もっとも有名な「和平の行程表」はすでに言及した中東和平プロセスである。

これらのシナリオは、本来、短期間の移行プロセスに対して示される部分的な性格をもつものであり、状況に応じて書き直されていく。第2章（吉岡委員）が分析するイラクの政治体制の再建シナリオにおいては、占領体制下で設計された「多極共存型民主主義モデル」が「ひな形」として採用された。ただし、このシナリオに対しては、国内の諸勢力からは積極的な支持はなく、このモデルも恒久的な制度とはみなされていない。また、連邦

国家体制に移行したわけではなく、クルディスタン地域の独立の可能性も依然として排除できないと言う。各勢力の合意を得ながら安定的な政治システムの最終的形成に向けての移行期にあると判断すべきか、非公式的な形で司法と治安部隊に影響力を行使しつつある現マーリキ政権による独自の権威主義体制に向かっているのか、いずれにせよ最初のモデルを内部消化、あるいは換骨奪胎しながら、プロセスは進行している。しばしば「民主化」プログラムとセットメニューで「国際社会」から提供されるのが、構造調整政策などの経済改革のシナリオであるが、中東でしばしばみられたのは、骨抜きにされて改革が停滞するというパターンであった。

シナリオを左右する変数としては、激しく入れ替わるアクターだけではなく、第7章（保坂委員）が説明するように、ゲームチェンジャーとなる状況、一種の環境的要因も指摘できる。サウジアラビアなどの湾岸産油国では、人口動態、失業と、石油などエネルギーの国内消費、そしてブレイクイーブン（財政状況による石油価格の決定）という、相互に関連した仕組みが重要となるという。

中東あるいはアラブ全域を通じて考えると、シナリオを構成する言葉を伝達するメディアの配置図の変化も重要な要因となる。今回のアラブ革命でも、ソーシャルメディアや衛星放送が大きな役割を演じた。第二次世界大戦後において、ラジオがアラブ政治で圧倒的な影響力を与えた時代があった（エジプトの「アラブの声」放送局などが有名）。その後も新聞・テレビなどで政府系メディアが優位を保っている状況は、依然変わっていない。ただし、過去四半世紀の動きをみると、レバノン系の高級紙「ハヤート」がサウジ資本によって買収される（1988年）など、産油国の汎アラブ・メディアへの影響力が増大した。カタールによる衛星テレビ「アルジャジーラ」の設立（1996年）は、さらにその傾向を強めた。しかし、このアルジャジーラ・カイロ支局に対するエジプトの現政権による弾圧がその例であるが、革命による変動を抑え込もうとするメディア統制の動きが最近、みられる。しかし、新しい形態のメディアが代表するように、メディアの自由で超領域的な伸長という傾向は抑えがたいものがある。ITサミットを開催したチュニジアのベン・アリー政権のように、メディア統制への過信が、体制の命取りになることは今後もありうる。

5. 問題の構造的把握

以上においてアクターや変数、シナリオなどといった言葉を使って議論してきたのは、2つの問いかけ方のいずれにおいても、問題の構造的な把握が必要だという点を指摘したいからであった。対象とする問題は、重層的な構造をしているのであり、表舞台の政治、国家というアクターの表面的な動きをみているだけでは理解はできない。

たとえば、さきほど第1の問いかけ方の例で挙げたサウジ王制とイランのイスラーム共和国体制という2つの事例も、一国の問題でだけ分析しては見逃す問題がある。前者の場合、第7章（保坂委員）が説明するように、将来においてサウード王家内部の権力闘争（王位継承争い）が深刻化する場合でも、かつてのサウード-フェイサルの対立の教訓が生かされ、その危機のパターンは繰り返されないかもしれない。ただし注意したいのは、この60年前のサウジ王制の危機をもたらした権力闘争は、王子間のたんなる個人的な確執、あるいは派閥的な争いではなく、王制改革の行方と結びついていたことである。もちろん、当時のアラブ共和制革命の波がその背景にあったのであり、サウジアラビアに限らず、アラブのある国の体制改革は、地域システム全体、アラブ諸国家体制の問題と結びついている。それが今回のアラブ革命が示す政治変動の地域的連動性の問題である。

また、イランのイスラーム共和国体制の構造変化も一国レベルの問題ではなく、イスラームが大きな役割を果たす地域全体の基層社会の変動と結びついている。したがって問題をシーア派の特殊性という枠のなかに限定して押し込めるだけでは変化の意味が分からない。スンナ派のイスラーム主義運動は、その方向もさまざまであるが、今後の展開と、このシーア派イランのイスラーム共和国体制の将来とは無関係ではない。問いかけ方と言うならば、前者が第2の問題解決の局面であり、後者が第1のシステム存続の局面ということになる。両者はムスリムが多数派を占めるこれらの社会における宗教と政治の関係のあり方という基本的な問題と結びついている。

さて、バーレーンのシーア派を中心とする改革要求運動の弾圧や、シリア内戦での政府側と反政府側の対立の構図のなかに、スンナ派對シーア派の図式が作為的に持ち込まれているという問題もある。それはイランとサウジアラビアという2つの国家の利害の対立が作り出した虚構の図式である。しかし、現実的な問題として注目すべきは、宗教の政治的利用、あるいは宗教者の政治からの距離のとり方をめぐって、宗派の相違を超えて共通の課題が存在するという点である。たとえば、第1章（貫井委員）では、政治力で最高指導者に選出されたハーメネイー師に対して、イラン宗教界からはその支配を懸念する動きがあったという事例を紹介しているが、同様の問題は現在のエジプトにおいて革命後、スンナ派イスラームの最高学府アズハルをめぐる動きとしても現れている。

このように現存の政治体制の存続をめぐる問題は、地域政治的なレベルやグローバルな国際政治のレベルであろうが、また基層社会や思想・イデオロギー的なトレンドというレベルであろうが、いずれも一国を超えた広い視野の変動過程のなかで考察する必要がある。このように問題を構造的に把握することは、本研究会の課題を考える上で重要な観点となる。冒頭に挙げた本研究会の課題である「グローバルな課題である中東地域における安定

の確立」の条件を考えるためには、一国レベルの分析にとどまらずに、地域を全体として把握する視点が求められる。それゆえこの「序章」で取り上げる最後のテーマとして、地域としての中東、あるいは中東地域システムをめぐる問題について試論を示しておこう。

6. 地域システムへの視角と日本の外交政策

中東に対する日本にとっての基幹的インタレストとは何であろうか。またそれを実現するための外交的な課題とは何であろうか。こうした問題を考える前提として、そもそも中東とは将来において、日本にとって政策的に意味のあるまとまった地域としてあり続けるだろうか、という問いかけをする必要がある。すなわち、各国ごとの外交のレベルを超えて「地域政策」の対象となる地域であるのか、という問題である。

周知のように中東という地域概念は、伸縮可能で流動的な性格をもっている。9.11 事件後の米国ブッシュ Jr.政権が試みた「拡大中東構想（イニシアチブ）」がその一例である。一時期、イスラーム過激派のグローバルな展開によって、「広がる中東」は、南アジアから東南アジアまで「触手」を伸ばすかのように扱われた。また、最近では、2013年1月のアルジェリアの日本人人質殺害事件が示すように、サブ・サハラのアフリカのサーヘル地域や西アフリカとの地域的關係が問題となっている。あるいは、ロシア領内の北コーカサスやウクライナなど旧ソ連圏の動きとの関係など、ユーラシア地域全体との地政学的な地域編成替えの問題とも関連してくるだろう。

こうした流動性にもかかわらず、というよりそれゆえにこそ、とすべきであろうが、中東という地域がその周辺および世界においてもつ意味は、ますます重要性を増している。とくに問題とすべきは、中東が周辺の諸地域とつながりはもちながらもそれ自体の明確な個性をもち、ひとつのまとまりのある地域になることができるか、すなわち内部的な凝集性をもつことができるかという点である。古代オリエントの諸帝国、さらにはイスラーム諸王朝を中心に強力な凝集力をもっていたこの地域は、近代以降、西洋列強の進出と権益争いによって内部的に分断されることになった。域外の強国による介入は、19世紀には聖地問題とも結びついた「東方問題」として展開した。この東方問題的枠組みは、第一次世界大戦後、とくに東アラブ地域の委任統治による分割として具体化され、アラブの諸国家の枠組みがこのとき出来上がった。それぞれの成立年代に差はあるが、中東の諸国家の国民国家、領域国家としての成長と成熟の歩みが、おおよその時期から始まったと考えてよい。

しかし、この中東の諸国家体制は、内部の分裂や対立の構造を抱えながら、同時に地域内部の自律的な運動を観察することができる。これまで言及してきた現在のアラブ革命が

示す地域的な連動性の問題は、中東の地域システムとしての発展の可能性を問いかけるものでもある。中東に安定した地域システムは形成されるか。すなわち、その内部で安定したノーマルな国家間の関係が形成され、対立を内部解決できる安全保障システムを組み立てることができるか。同時に、域外の世界、とくに欧米および日本に対し、地域全体として友好的で安定した関係を築くことができるか。このような地域システムの構築は、日本の外交政策の目標と深く関係するはずである。

この中東をめぐる地域システムの問題に関して、第3章（今井委員）は議論の出発点を示している。同章では次の5つの地域システムの概念が紹介されている。①中東地域システム、②東方問題システム（域外列強の影響力継続）、③アラブ地域システム、④小地域（サブ地域）システム、⑤イスラーム地域システム、である（順番と呼称は一部変更した）。

筆者の結論を最初に述べれば、このなかで最初の①中東地域システムは、現実的にはこれまで一度も機能したことがなかった。しかしながら、その成立に向けて長い道りを歩いているのではないか、というものである。それは上述のこの地域における国民国家（領域国家）の形成と成熟に向かう長い道りと軌を一にしたプロセスである。

この現在ある中東における諸国家の地域的枠組みを作ったのは、前述のようにたしかに19世紀以来の②東方問題システムである。しかし、少なくとも東アラブの主要国がほぼ独立し、また冷戦体制が成立した1950年代以降、東方問題システムは中東においては極めて限定的にしか機能しなかった。第9章（小野沢委員）が述べるように、たとえば米国は中東の域内政治の主要プレイヤーとして直接的に関与した歴史は比較的浅く、その影響力の頂点においてすら、米国が期待するような秩序が中東において現実化したことはなかった。

たしかに1950年代に米国は、それまで英国の非公式的帝国の一部であったこの地域に安定した親西側的地域秩序の形成を目指したが、断念せざるをえなかった。積極的中立主義を唱えるエジプト大統領ナセルを筆頭に、東方問題的な枠組みをもつシステムだとして警戒されたからである。イスラエルの建国がなかったならば、エジプトとサウジアラビアを中心にした親米の地域秩序の形成も可能であったろうという意見もある。これまで安定した中東地域システムの形成を阻んできた最大の要因がパレスチナ問題であり、それゆえオスロ合意後にイスラエルのペレス外相（当時）が中東システムの構想を唱えたのも当然であった。

以上の2つの地域システムに比較すると、③アラブ地域システムは、たしかに安全保障システムとして機能する可能性をみせた時期もあった。1961年に独立したクウェートに対するイラクの軍事干渉の試みを、英国軍とともに、アラブ連盟（正式には「アラブ諸国連盟」）が阻止した事例がよく指摘される。しかし、英国の肝いりで1945年に結成されたこ

のアラブ連盟は、国連を模した組織であるにもかかわらず、地域システムの土台として機能してきたとは言いがたい。安全保障システムとして機能するというよりは、そのリーダーシップをめぐる覇権争いがなされ、連盟設立以前からの対立が継続した。内政不干渉の原則どころではなく、相互介入が公然とまかり通ってきた。

このアラブ地域システムの機能不全に追い打ちをかけたのが、1979年に起きた2つの出来事である。イラン革命とエジプト・イスラエル和平条約である。イラン革命後のイラン・イラク戦争への対応において、シリアはイラン支持に回り、アラブ内部の亀裂がいつそう深まった。また対イスラエル和平条約によって、エジプトはアラブ連盟から「村八分」にされた（経済的關係は継続）。さらにその後の湾岸危機・戦争（1990・91年）において、イラク支持派と多国籍軍参加組という形でアラブ諸国の分裂はさらに深刻化した。

しかし、アラブ各国は、このアラブ地域システムの枠組みのなかで、国民国家の成熟に向けての長い道りを歩いているのであり、60年前のアラブ革命もそのプロセスの一段階を画するものであった。また、その後の時期、1970年代初頭に独立した湾岸諸国も、ようやく建国の第一世代（UAEのアブダビのザイード首長（大統領）とドバイのラシード首長（副大統領））から第二世代の指導者への交代がすんだばかりではあるが、着実に国民国家としての成長を遂げている。そしてそれを支えているのが、次に述べる④アラブのサブ地域システムとしての「湾岸協力会議」（GCC）の枠組みである。

1980年代に入ってアラブ地域システムの機能不全が明らかになり、60年代に高まったアラブ統一への期待が失望に変わるとともに、これに代わる地域システムの模索が始まった。そのひとつが④サブ地域システムであり、もうひとつが⑤イスラーム地域システムである。

イラン革命とイラン・イラク戦争という地域的な脅威を背景にGCCは、1981年に結成された。このいわばお金持ちクラブに対して、貧者の同盟である「アラブ協力会議」（ACC）が1989年にイラク、エジプト、北イエメン、ヨルダンによって結成された。しかしわけが分からないうちに、この機構は湾岸危機・戦争で解体されてしまった。もともと東アラブはシリアの影響力行使が示すように、対等な関係をもった主権国家同士の共存の枠組み作りの試みさえ行われたことがない（例外は、1958年にハーシェム家王国イランとヨルダンが結成した「アラブ連邦」だが、同年のイラク革命によりわずか半年で崩壊した）。

1956年に独立したスーダンに対して、先輩格のエジプトは、「ナイル河谷統合」という伝統的な考え方で接してきたが、1980年代末のバシール政権以降、関係は一挙に悪化し、このアラブのサブ地域システムも有名無実となった。ACC結成と同じ1989年には、マグレブ諸国が「アラブ・マグレブ連合」（AMU）を設立したが、これも西サハラ問題をめぐ

る対立によって機能が停止している。こうしてみると GCC 以外はすべて失敗に終わっている。しかし、アラブ地域システムが地域的に拡大するなかで、サブ地域内で関係構築の取り組みが自律的になされたということに対しては、ある程度の評価はすべきだろう。それらはアラブ地域システム全体に対してと同時に、各国の国民国家の成熟のプロセスとも結びついているからである。

さて、最後のイスラーム地域システムについて言えば、そもそもイスラーム世界（イスラーム地域）という概念については批判的な議論もある。しかし、その存在を主張するアクターが地域のなかで活動している以上、それは有効性をもつ「地域」概念として扱わなければならない。もっとも、現実のイスラーム地域システムとして「機能」しているのは、中東の政治舞台のアクターたちによる想像の産物のレベルでしかない。すでに述べた既存の体制によって利用されたスンナ派・シーア派の宗派対立の虚構であり、また非国家アクターが追求するウンマの再建やカリフ制の再興というイスラーム・ユートピア主義である。しかし、これらのイスラームを利用した地域横断的な結びつきが、中東の地域システムの形成のダイナミズムに与える影響は無視できない。2013年7月のエジプトの政変で状況は一変したが、トルコの AKP 政権とエジプトのムスリム同胞団の関係なども、その新しい動きとして注目しなければならない。

このようにアラブ地域システムの機能不全がますます露呈し、それに代わる地域システム形成の試みがなされた時期は、中東地域システムが形成に向けて新しい段階に入った時期に重なる。すでに述べた 1979年のイラン革命とエジプト・イスラエル和平条約の影響である。それらは非アラブのイランとイスラエルが、それぞれの形でアラブ地域システムに関与するきっかけとなった。両国とも敵対的關係を保ち、場合によってはそれを増幅しながらも、アラブ域内政治の域外のアクターという存在ではとどまらなくなってきた。イランの場合の最近の事例が、シリア内戦への関与である。一方、イスラエルは、1979年以前からアラブ地域政治に実質的に関与してきた。1948年の第一次中東戦争以来のヨルダン王制との特殊な関係であり、1982年のレバノン侵攻に際してのキリスト教徒右派勢力という非国家アクターとの同盟である。シリアのアサド体制とは敵対的相互依存の関係を結んできた。しかし、キャンプデービッド合意後、さらにオスロ合意後に、一部のアラブ諸国と公式な関係を発展させてきたことの意味は大きい。

今回のアラブ革命が中東地域システムの形成に与える影響が、1979年の画期に匹敵するものとなるかどうかは、現時点で考えるのは難しい。事態はきわめて複雑でなおかつ早く変動しているからである。たとえば、革命後のエジプトとイランという域内の2大国の間の外交関係復活という動きがそうである。

アラブ地域システムの機能不全は、シリア内戦の調停においても再び顕在化した。現体制の大幅な変更を望まないヨルダン・レバノン・イラクなどと、サウジアラビアなど GCC の主要国の態度との食い違いである。ただし調停の初期の段階において、エジプトとサウジアラビアに、非アラブのイランとトルコを加えた「中東 4 大国」の協議の可能性が一時、追求されたことは中東地域システムの形成に向けて大きな意味をもつものであろう。

また、アラブ革命の展開において、域外のアクターと地域システムとが連動する新しい動きもみられた。注目されるのは、リビアやシリアの既存の体制の打倒を目指す運動を GCC 諸国の一部が積極的に支援したことである。その場合、GCC 諸国と NATO との関係強化が議論された。一方、シリア内戦における西側との対立や、昨年 of 政変後のエジプトへの武器供与などで、ロシアの関与が顕著になったのも、新しい動きである。

GCC 諸国は、その主要国がリビアやシリアの体制変更について積極的な対応を示したが、一方ではイエメン政変の調停やバーレーンの運動の弾圧において変革の動きを一致して抑え込む行動をとった。さらに、モロッコやヨルダンといった湾外地域外の非産油国の王制国家を GCC に加えようという案も出るなど、サブ地域システムの再編は、域外のアクターの関与とも結びついて目まぐるしい動きをみせている。

さて、イランとトルコは、冷戦時代には地政学的に対ソ連の前線国家、「北辺」地域として、アラブ地域とは区別されて西側陣営に組み入れられたが、それ以前の時期から独自の関係を築いてきた。とくに 1934 年レザー・シャーのトルコ訪問をきっかけにして、イランはアタチュルクが示した西洋化による国家建設を模倣した。しかし、この近代化路線が 1979 年の革命で全面否定されてからは、世俗主義のトルコとイスラーム共和国体制のイランは、イデオロギー的な対立関係に入った。ただし、この 1980 年代にはオイルブームとイラン・イラク戦争を背景にして、それまでヨーロッパに顔を向けていたトルコが中東地域との経済関係を強めていくという変化もみられた。今回のトルコのアラブ革命後の中東への関与は、現 AKP 政権の性格を反映したものだけではなく、この経済協力関係の増大というトレンドが背景にあることは重要である。いずれにせよ今回のアラブ革命は、1979 年を画期とするイランとイスラエルの動きに続いて、トルコが中東地域システムの形成において大きな役割を果たす契機になったと言えるだろう。

さきほど地域システム内部の凝集性について述べたが、その基盤となるのは、他地域の例がそうであるし、またこのトルコと中東諸国との関係が示すように、何よりも共時的な発展を可能にする経済協力の前進である。ただし、多角的な経済協力を通じた安全保障システムの構築は、オスロ合意後に日本も関与した「中東・北アフリカ経済協力開発銀行」の設立構想の挫折が示すように、実現の条件はたやすく得られるものではない。「ASEAN

プラス3」と同じような、「アラブ連合プラス3（イラン・トルコ・イスラエル）」、あるいは「中東協力機構」が近い将来、構築される可能性はほとんど考えられない。とは言え、これまでの多くのシナリオが失敗し、非国家アクターが活躍してきた状況は、国民国家の成熟の長いプロセスの一部であるという点を理解し、現地の情勢を冷静に分析しながら、中東に対する日本の位置取り、そして同地域の側からの日本の理解や期待を今一度とらえ直すことによって、これまでの経験を生かした長期的な対中東地域外交の枠組みを考える時期にきていることは確かであろう。

第1章 イラン内政の現状分析と課題 —ロウハーニー新政権の成立を軸に—

貫井 万里

はじめに—2030年のイラン

2030年のイランの政治情勢をシナリオ・プランニングするにあたり、イラン内政で最も重要な課題は、「ポスト・ハーメネイ体制」の行方といえよう。イラン・イスラーム共和国の最高指導者アリー・ハーメネイ師は、現在、75歳を迎え、16年後には、ポスト・ハーメネイ体制が成立している可能性が高い。したがって、現在のイラン内政は、ポスト・ハーメネイ体制確立に向けての過渡期にあるといえよう。そして、各政治勢力の思惑が表面化する時期として、2016年3月に実施予定の第10期国会選挙と第5期専門家会議選挙が挙げられる。

「ポスト・ハーメネイ体制」のシナリオ・プランニングは、既にいくつかのシンクタンクで実施されており、ワシントン中近東政策研究所は、「ポスト・ハーメネイ体制」を①革命防衛隊の傀儡政権、②革命防衛隊主導の軍事政権と見通し、今後も影響力の拡大が予想される革命防衛隊との関係構築の必要性を主張している¹。ランド研究所も、同様に革命防衛隊を重視しつつも、①革命防衛隊の傀儡政権、②革命防衛隊の一部によるクーデターで世俗軍事政権樹立、③トルコ・モデル（イスラーム政権による民主主義政策）と、現イスラーム体制の枠組み内での民主化の可能性も排除していない²。本稿では、第一に、ロウハーニー大統領選出の要因を検討し、第二に、ハーメネイ師の第2代最高指導者就任の経緯と、権力基盤強化の軌跡について概観し、最後に、次期最高指導者を選出する権限をもつ専門家会議の役割について触れることとしたい。その上で、「ポスト・ハーメネイ体制」に向けた今後の展開についての可能性を示唆することとする。

1. 2013年6月第11期イラン大統領選挙

(1) ロウハーニー師の大統領選出の要因

2013年6月14日に、イラン・イスラーム共和国で第11期大統領選挙が行われ、翌日、ハサン・ロウハーニー公益判別評議会戦略研究所長³が50.7パーセントの過半数の得票で当選した。2009年の第10期大統領選挙では、マフムード・アフマディーネジャード大統領の再選に抗議し、改革派のミールホセイン・ムーサヴィー候補やメフディー・キャッルビー候補の支持者による数百万人規模の集会、デモ行進が行われた。「緑の運動」と呼ばれ

る抗議運動が全国で展開され、治安維持軍を投入しての政府の武力鎮圧にもかかわらず、運動は、その後も約2年にわたって断続的に続いた。そうした前回選挙での混乱に比して、第11期大統領選挙は、落選した原則主義派有力候補者のモハンマド・バーゲル・ガーリバーフ・テヘラン市長やサイド・ジャリーリー国家安全保障最高評議会書記、さらには、事前審査段階で、監督者評議会によって失格とされたアフマディーネジャードに近いラヒーム・マシャーイー元副大統領や、現実派のラフサンジャーニー公益判別評議会議長からも、大きな抗議は表明されなかった。

表1 第11期イラン大統領選挙の立候補者と得票数

立候補者	得票数	得票率 (%)
ハサン・ロウハーニー（公益判別評議会戦略研究所所長、元国会副議長）	18,613,329	50.71
モハンマド・バーゲル・ガーリバーフ（テヘラン市長、元革命防衛隊空軍司令官、元治安維持軍総司令官）	6,077,292	16.56
サイド・ジャリーリー（国家安全保障最高評議会書記、核交渉の責任者）	4,168,946	11.36
モフセン・レザーイー（公益判別評議会書記、元革命防衛隊司令官）	3,884,412	10.58
アリー・アクバル・ヴェラーヤティー（最高指導者外交顧問）	2,268,753	6.18
モハンマド・ガラズィー（元石油相、元郵政通信相、元国会議員）	446,015	1.22

出所：『中東・イスラーム諸国の民主化データベース』に加筆⁴

ロウハーニー師が、第11期大統領に当選した理由として、いくつかの要因を示唆することができる。第一に、有権者が対外関係改善、経済封鎖の解除の希望を託してロウハーニー師に投票したことが考えられる。アメリカによる経済制裁の強化に伴い、リアル貨が暴落し、2011年以降、年率20から40パーセントにも上る急激なインフレや、石油輸出の制限により、国家歳入の約半分を占める石油収入が激減し、国民の経済生活を圧迫した。閉塞感が漂う中、ロウハーニー師の選挙スローガン「深慮と希望（tadbīr va omīd）」「国民統合」「中庸」「和解」が、アフマディーネジャード政権の失政や経済難、「緑の運動」の徹底弾圧に不満を持つ人々を惹きつけた⁵。

第二に、5月31日から6月7日にかけて実施された大統領候補者テレビ討論会で、ロウハーニー師は、大統領に相応しい実績と能力を効果的にアピールすることに成功した。2009年大統領選挙の不正疑惑に端を発する「緑の運動」の挫折以降、国民の間で選挙への不信感が高まり、今回の大統領選挙も、事前に最高指導者が結果を決めており、投票に行くことすら無駄というあきらめムードが無党派層の間で漂っていたという⁶。その流れを大きく変えたのが、テレビ討論会と、6月11日に、中間層や若者に人気の高い改革派のモハンマ

ド・ハータミー元大統領によるロウハーニー候補への支持表明とされる⁷。

第三に、改革派と現実派がロウハーニー師に候補を一本化することに成功したのに対し、原則主義派は有力候補が乱立し、票を分け合う形となった。6月11日に、改革派のモハンマド・レザー・アーレフ候補（ハータミー政権第1副大統領）が、ハータミー師の説得で、立候補を辞退した。その後、ラフサンジャーニー師とハータミー師が相次いでロウハーニー師への支持を表明したことにより、ロウハーニー陣営は、現実派と改革派だけではなく、保守派（イスラーム共和党右派）の一部や無党派層の票を獲得する上で有利な流れを作り出した⁸。ロウハーニー師は、保守派の「闘うウラマー協会」に所属し、1992年から2000年まで国会副議長、ハータミー政権期には、国家安全保障最高評議会書記として欧米との核交渉を主導した。同師は、イラン・イラク戦争後、経済開放路線を推進した現実派のアリー・アクバル・ハーシェミー・ラフサンジャーニー公益判別評議会議長に近いとされ、その外交手腕と経済界への人脈が期待されたとみられる。

最後に、最も重要な要因が、ハーメネイー最高指導者によるロウハーニー候補の是認にある。ロウハーニー師が監督者評議会の資格審査を通過した時点で、最高指導者が、同師の大統領就任の可能性を許容していたものと推察される。2009年の大統領選挙では、ハーメネイー最高指導者は、早い段階でアフマディーネジャード大統領の支持を表明していた。ところが、ハーメネイー師は、今回の選挙では、直前まで「いずれの候補者もイスラーム体制を護持する大統領に相応しい」として、意中の候補を明示することはなかった。選挙期間中、ハーメネイー最高指導者は、特定候補を支援していないことを繰り返し、さらに、全国民に対し、投票を呼び掛け、「たとえ、イスラーム体制を支持しない人でも選挙には参加してほしい」と、国内に体制へ不満を持つ層が存在することを認める異例の発言をした⁹。ハーメネイー最高指導者にとって、一定の投票率を確保することが現体制への国民の支持を示す証拠とみなし、現体制の存続に強い危機感を募らせていた様子が窺える。

（2）イラン・イスラーム共和国体制の危機

2009年以降、主にテヘランなど大都市に住む中間層を中心に、イラン・イスラーム共和国体制への不信感が増幅していた¹⁰。まがりなりにも、1979年のイラン革命には、多くの国民が参加し、その支持を得て革命が成就し、革命後には、イラン・イスラーム共和国樹立の是非を問う国民投票や憲法承認の国民投票、国会議員選挙、大統領選挙など、国家の根幹を規定する選挙に多数の国民が参加してきた。時には、選挙では、ハーメネイー最高指導者に近い候補ではなく、1997年にハータミー師が大統領に選ばれ、2000年の第6期国会選挙では、改革派が大勝するなど、政権交代に近い形での権力の分配が行われ、一定の

制限付きではあるものの選挙システムが国民の現体制への信頼を担保してきた側面がある。ところが、2000年以降、監督者評議会が、立候補者の選挙資格の事前審査を強化し、改革派候補を軒並み失格とし、保守派に有利な選挙を主導し、さらには、2009年の「緑の運動」の挫折と制裁による経済の悪化により、国民の間には、イスラーム体制への不信感と不満とあきらめが漂っていた。そのため、ロウハーニー師が事前資格審査でふるい落とされなかったどころか、当選してしまったことは国内外で大きな驚きをもって受け止められた。

その背景には、国民の不満が体制の内部崩壊の瀬戸際にまで高まっているとのハーメネイ最高指導者の危機感が影響していたとみられる。ハーメネイ師は、2013年春頃から対外関係改善を示唆する発言を行うようになっていた¹¹。また、2013年11月24日付AP通信の報道によれば、2013年3月から既に、アメリカとイランの間で秘密裏に外交交渉が始まっていたとされ¹²、この時期から、ハーメネイ最高指導者は、次期大統領候補として、対外関係改善を担える候補を念頭に置いていた可能性がある。ハーメネイ師が、アフマディーネジャード大統領を代表とする革命第二世代の原則主義強硬派から、これまで対立してきたラフサンジャーニー大統領を中心とする現実派容認へと方針転換した理由を探究するためには、同師が最高指導者に就任してから今日までの軌跡を理解する必要があるろう。

2. ハーメネイ最高指導者の軌跡

(1) 最高指導者就任の経緯

1979年2月のイラン革命後、憲法制定専門家会議によって、「ヴェラーヤテ・ファギーフ（イスラーム法学者による統治）」を支配原理とするイラン・イスラーム共和国憲法が起草され、同年12月2日の国民投票で98パーセントの圧倒的多数の賛成で承認された。これによって、ホメイニー師は、軍の統帥権と、立法府、司法府の選任権を持ち、イラン・イスラーム共和国の統治とそれによって生ずるすべての義務と責任を負う最高指導者に就任した。この時、ホメイニー師は、77歳と高齢であったため、ホメイニー師の弟子の中で最も学識豊かとの評価を受けていたホセイン・アリー・モンタゼリー師が次期最高指導者候補として有力視された。

1979年に制定された憲法第107条によれば、最高指導者の後継者に関して、「国民の大多数が指導者として支持するマルジャエ・タグリードを最高指導者とする、該当者がいない場合、専門家会議がマルジャエ・タグリードから人選して国民に紹介する」と規定されていた。1982年12月に、次期最高指導者選出の任を負う専門家会議の選挙が実施され、定数83議席のうち、74名のイスラーム法学者が専門家会議議員に選出され、アリー・メ

シュキーニー師が議長に、ラフサンジャーニー師が副議長に就任した¹³。

若手神学生の間で、モンタゼリー師の人気は高かったものの、高位のイスラーム法学者の中では、アーヤトッラーにすぎず、最高指導者の要件のマルジャエ・タグリードの地位には学識が至っていないモンタゼリー師の後継者就任に難色を示す向きも多かった。そのため、モンタゼリー師は、最高指導者の資質に相応しい宗教的知識を身に付け、マルジャエ・タグリードの資格要件である信徒のための『指針の書』（1983/4年執筆）を著し、高位のウラマー（イスラーム宗教指導者）を含め、シーア派世界の信徒から広く信望を得られるようコムで研鑽を積むこととなった。

モンタゼリー師がコムで政界から離れて学究生活に没頭している一方で、テヘランでは、1979年11月のアメリカ大使館占拠事件、1981年6月のイスラーム共和党本部爆破事件、同年8月の首相府爆破事件、1980-88年のイラン・イラク戦争と、イラン・イスラーム共和国体制の根幹を揺るがす事件が次々と発生した。1979年のイラン革命は、宗教勢力に加え、マルクス主義やリベラルな世俗的なグループなど様々なイデオロギーを持つ組織が結集して、反体制運動を展開した結果、国王を権力から排除し、革命を成就させた。しかし、革命直後から統治理念の違いから、対立が顕在化した。

1979年2月18日に、ベヘシュティ師、バーホナル師、アルデビーリー師、ハーメネイー師、ラフサンジャーニー師らホメイニー師の弟子を中心に結成された「イスラーム共和党」は、一連の事件の中で、革命で共闘した諸組織を権力から排除し、ホメイニー師の威光を背景に、1981年6月までに、立法権、司法権、行政権を掌握することに成功した。しかし、権力闘争の激化に伴い、左派のゲリラ組織モジャーヘディーネ・ハルグによるテロ事件で、イスラーム共和党はベヘシュティー・イスラーム共和党党首、ラジャイー大統領、バーホナル首相といった主要リーダーを失った。そのため、ラフサンジャーニー師やハーメネイー師ら生き残ったホメイニー師の若手の弟子たちは、危機への対応に追われ、新たに権力の中枢を担うこととなった。

イラン・イラク戦争中の1983年頃から、イスラーム共和党内部で、石油収入の減少と経済状況の悪化を背景に経済政策を巡って右派と左派に分裂した。ミール・ホセイン・ムーサヴィー首相やキャッルビー師ら左派は、戦時下で希少な資源を公正に配分するために、私有財産の制限や国家の経済活動の介入による社会主義的な統制経済政策を主張した。他方、ハーメネイー大統領やラフサンジャーニー国会議長は、イスラーム法の保障する私有財産の尊重を基に、貿易国有化や土地再配分の法制化に反対し、自由主義経済を掲げて、バーザール商人や伝統的なウラマー層の支持を獲得した。右派の「闘うウラマー協会」やホメイニー師を支持するバーザール商人から構成されたイスラーム・モタレフェ協会¹⁴に

対抗するため、左派は、労働者や学生や貧困層の支持を背景に、「イスラーム革命モジャールヘディーン機構」や「闘うウラマー集団」等を結成した。

1986年2月に、イラクの要港ファオ占領の戦勝気分の盛り上がりを背景に、400万人の大衆がモンタゼリー師の後継者就任を支持してデモ行進が行われた。1986年7月、専門家会議は、大衆の支持を追認する形で、モンタゼリー師を次期最高指導者とすることを承認した。しかし、イスラーム共和党左派に近かったモンタゼリー師は、権力の集中を図る右派への批判を強め、1986年に同師の娘婿が関わったとされるイラン・コントラ事件暴露を契機に、ラフサンジャーニー師やハーメネイー師らイスラーム共和党右派との決別の決定的機会が訪れた¹⁵。

ホメイニー師は、政権批判を強めるモンタゼリー師の発言に不快感を示し、1989年3月28日には、モンタゼリー師の最高指導者後継者の地位の剥奪が決まった。1989年6月3日にホメイニー師が死去すると、翌日、専門家会議が開催され、74票のうち60票の賛成を得て、アリー・ハーメネイー師が最高指導者に任命された。ハーメネイー師の最高指導者選出に大きな役割を担ったのが、ラフサンジャーニー師とアリー・メシュキーニー師である。ラフサンジャーニー師は、ハーメネイー師を最高指導者に指名するホメイニー師の遺言を読み上げ、アリー・メシュキーニー師専門家会議議長とともに、集団指導体制を推す反対派の声を抑えて、ハーメネイー師の最高指導者就任を誘導したとされる¹⁶。

(2) 1989年の憲法改正

ホメイニー師は、イラン革命を率いたカリスマ的指導者として、国民の人気も高く、その最高指導者の地位や資質に異を唱える者は少なかった。他方、当時の権力闘争の中で、イスラーム共和党右派内で最適の人物として、次期最高指導者に浮上したハーメネイー師は、ホメイニー師と比較して、学識、カリスマ性、人気の点で劣っており、それらを補完する必要が生じた。1989年7月28日の憲法改正で、最高指導者の権限が大幅に強化された。

第一に、1979年のイラン・イスラーム共和国憲法では、最高指導者としてマルジャエ・タグリードの地位を要件とする規定(107条、109条)があったが、ハーメネイー師が有していなかったため、1989年の憲法改正時に削除された。そして、第109条において「①宗教学各分野の教令発令に必要な学識の持主、②ムスリムの最高指導者として必要な正義感と敬神の念の厚い人、③最高指導者として正確な政治的及び社会的洞察力、思慮、勇気、管理能力並びに十分な指導力の持主、上記の資格を有するものが複数いる場合には、宗教学的及び政治的洞察力がより優れたものが優先される」と規定され¹⁷、学識に優れたモ

ンタゼリー師よりも、政治手腕にたけたハーメネイー師が最高指導者に就任することが正当化された。

第二に、憲法第110条によって、最高指導者が、軍を統括し、司法府とメディアの責任者の人事権、大統領罷免権、そして監督者評議会を通じた立法府と行政府の間接的支配という大幅な権限強化が図られた¹⁸。以前に首相の権限とされてきた「国家の全般的な政策の決定権」も最高指導者の権限に加えられた（憲法110条）。また、行政権、司法権、立法権の調整の役割が大統領から最高指導者に移管され（憲法57条）、憲法修正評議会の招集権や、憲法改正案を国民投票にかける場合、最高指導者の承認が必要と規定された（憲法177条）。

1989年7月28日の第5期大統領選挙で、ラフサンジャーニー師が大統領に当選し、改正された憲法も国民投票により、95パーセントの賛成で承認された。このように、ホメイニー師の死後、イラン・イスラーム共和国体制を維持することを目的として、イスラーム共和党右派を中心とするハーメネイー最高指導者とラフサンジャーニー大統領（1989-1997）の「二頭体制」が、左派勢力を排除しつつ、開始した¹⁹。

（3）政治基盤強化の努力

1989年7月8日の憲法改正に関し、他の主な変更点は、首相職が廃止され、大統領に副大統領の任命権が付与され（憲法124条）、大統領を議長とする国家安全保障最高評議会の設置など首相の権限が大統領に移管されたことである（憲法176条）。しかし、大統領に比べて、最高指導者の権限の比重が重く、1990年代から2000年代初頭にかけて、ハーメネイー最高指導者は、憲法に規定された権限を最大限に活用して、ライバルのラフサンジャーニー大統領及び現実派（イスラーム共和党右派から分派）と対抗した。1997年以降、ハーメネイー師は現実派の支援を受けて大統領に就任したハータミー師とその支持者の改革派²⁰を、政治から排除することに傾注した。

1979年の憲法で、国会選挙と大統領選挙を監督する権限が、最高指導者の任命するイスラーム法学者6名と、司法権長が推薦し、国会が信任する一般法学者6名から成る監督者評議会²¹に付与された。さらに、1990年の第2回専門家会議選挙以降、監督者評議会は、神学校で教授する高位のイスラーム法学者3名に代わって専門家会議選挙の立候補者資格審査をも管轄することとなった。1990年代後半以降、監督者評議会の権限の強化に伴って、立候補失格者数が著しく増加した。例えば、ホメイニー師存命中、国会選挙で立候補失格者は約15パーセント程度であったが、1989年以降には、約25パーセントに上昇した。同様に、専門家会議選挙でも、表2の通り、回数を追うごとに立候補失格者が増加傾向にあ

る²²。他方で、それは、政治目的とは別に、立候補者数の増加に対し、選挙事務の負担軽減を目的として、事前審査の段階で資格を満たさない候補を大幅に削減するという業務効率化の側面もあった。

1997年の第7期大統領選挙で改革派のハータミー師の勝利と、2000年の第6期国会選挙で、改革派が290議席のうち200議席を獲得して与党となった事態に危機感を募らせたハーメネー最高指導者と保守派は、2004年以降の国会選挙では、改革派候補を資格審査の段階で軒並み失格とし、保守派中心の国会の形成に成功した。ハーメネー最高指導者は、選挙立候補資格と法案審査権を持つ監督者評議会に加え、司法権長や、国内の治安維持を担当する内相及び情報相に意向に沿った人物を据えることで、改革派や現実派の政治力弱体化に努めた。改革派系新聞の発行停止処分、ジャーナリストや政治家の逮捕によって、ハータミー大統領の自由化政策の下で花開いた多くのメディアが閉鎖され、改革派や現実派は政治活動の縮小を余儀なくされた。

表2 専門家会議選挙において監督者評議会によって失格とされた候補

専門家会議選挙	議席数	立候補者数	失格者数	失格率(%)
1982	82	168	22	13
1990	83	183	77	42
1998	86	396	250	63
2006	86	495	332	67

出所： Arjomand, *After Khomeini*, p. 42 より筆者作成

(4) 宗教的権威強化の試みの挫折

ハーメネー師は、政治的権力基盤の強化を図る一方で、単一の「マルジャエ・タグリード」位への就任を通じた宗教的権威強化を試みた。そうすることで、イラン・イスラーム共和国憲法に規定され、「ヴェラーヤテ・ファギーフ（イスラーム法学者の支配）」体制において政治上の最高指導者と宗教上の最高指導者たるマルジャエ・タグリードが乖離している状態を解決し、名実ともに、政界及び宗教界での最高指導者となることを目指す意図があったとされる²³。

1992年にイラク在住のアブドゥルカーシム・ホーイー師が、1993年にレザー・ゴルパーイガーニー師、1994年にハーメネー師に近いモハンマド・アリー・アラーキー師と、高齢のマルジャエ・タグリードが相次いで逝去した。これを機に、ハーメネー最高指導者の腹心の司法権長モハンマド・ヤズディー師やアフマド・ジャンナティー監督者評議会書記、専門家会議議長のメシュキーニー師が、ハーメネー師をマルジャエ・タグリードに

推す運動を開始した²⁴。

これに対し、1994年12月に伝統的な保守派の「闘うウラマー協会」は、ハーメネイー師を含む3名を新たなマルジャエ・タグリードとして、イラン宗教界に多大な影響を及ぼしている「コム神学校教師協会」は、ハーメネイー師を含む7名を、新たにマルジャエ・タグリードとして信徒に紹介した²⁵。すなわち、伝統的な保守派組織から、ハーメネイー師は単一のマルジャエ・タグリードとして紹介されるに至らなかった。

1979年のイラン革命後に、イスラーム法学者の支配を掲げるイラン・イスラーム共和国が成立し、イスラーム法に立脚した政治制度の確立に伴い、イスラーム法学の知識を持つウラマーは、政治家あるいは官僚や裁判官として多くの活躍の場を得た。しかし、宗教界の中でも、中央の政治権力と密接な関係を構築し、様々な恩恵に与る勢力が存在する一方で、革命後も政治と距離を置き、学究生活を重視する高位のイスラーム宗教指導者も数多く存在してきた。ハーメネイー師の単一のマルジャエ・タグリード位獲得の失敗は、そうした非政治的な宗教指導者の間で、信徒からの幅広い支持や学識よりもむしろ、政治力で最高指導者に選出されたハーメネイー師によるイラン宗教界の完全支配を懸念し、反発する勢力が少なからず存在したことを物語っている。

(5) 革命防衛隊やバスイージへの傾斜

2000年以降、ハーメネイー師が革命防衛隊²⁶やバスイージ²⁷への傾斜を強めた原因として、宗教的権威強化の試みが伝統保守派の全面的な支持が得られず、志半ばに終わったため、より意のままになる政治勢力を必要としたことが指摘できる。ハーメネイー最高指導者は、権力基盤強化のために、革命防衛隊やバスイージ関係者を中心とする革命第二世代を、自らの権威に挑戦する革命第一世代（伝統保守派、現実派、改革派のリーダー）の対抗勢力として育成する方針を採った²⁸。イラン・イラク戦争時に青春を過ごした革命第二世代は、ラフサンジャーニー大統領の推進する、対外関係改善による外資導入、民営化、規制緩和を主眼とする戦後経済復興政策に対し、「祖国防衛」のために献身したにもかかわらず、十分に体制の利益配分に与っていないという不満や、1997年以降、ハータミー大統領の自由化政策によって、イラン・イラク戦争での犠牲が風化しつつある状況に危機感を高めつつあった。ハーメネイー師は、革命第二世代の既得権益層への不満や、上昇志向を利用することで、自らを諸政治勢力間のバランスーとしての重要性を高めようとしたと考えられる。

革命防衛隊の政治関与に反対する遺言を残したとされるホメイニー師存命中、革命防衛隊の活動は、国土防衛と反革命勢力の打倒という軍事分野に集中していた²⁹。1988年のイラン・イラク戦争の終了と、1989年のホメイニー師逝去を機に、革命防衛隊は、他分野に

進出し、勢力拡大を試みるようになった。1989年に、大統領に就任したラフサンジャーニー師は、革命防衛隊の政界進出を抑制しつつ、大量の復員兵を吸収するために、革命防衛隊の経済活動を一部容認した。その結果、革命防衛隊の兵站部門を基に建設会社「ハータム・アル・アンビアー」(Khātām al-Anbiā)が設立され、道路工事、都市整備、ダム建設等の公共事業を、政府から請け負うようになった。また、革命防衛隊員とその家族の福利厚生のために設立された革命防衛隊福利厚生財団(Bonyād-e Ta'āvon-e Sepāh)も、アフマディーネジャード政権の推進した貧困層向けのメフル住宅事業に参画するなど大規模団地建設に従事するようになった³⁰。

革命防衛隊系の企業は、軍隊式の命令系統で、決定が早く、豊富な資金と人員を動員し、比較的安価に仕事を請け負うという点で、有能かつ効率的な側面があった。他方で、アフマディーネジャード政権による、革命防衛隊系企業への優先的あるいは競争なしでの大規模公共事業の発注は、民間企業の営利活動の圧迫との批判もある³¹。政府から革命防衛隊系企業への不透明な資金の流れを指摘した行政企画庁は、2007年7月に大統領令で解体され、大統領府に吸収された。

革命防衛隊の経済活動拡大の契機となったのが、第一には、1990年代から開始した「国営企業の民営化政策」に伴い、革命防衛隊系の企業が官営企業の払い下げ先となる機会が増加したことである。第二に、2000年以降の革命防衛隊関係者の政界進出により、公共事業を優先的に請け負いやすくなったことにある。例えば、アフマディーネジャードがテヘラン市長在任中には、革命防衛隊系企業がテヘラン市内の道路工事や地下鉄事業、住宅建設を多く受注した。また、ハータム・アル・アンビアー社は、2006年6月25日には世界有数の天然ガスの埋蔵が推定されるサウス・パールズ・ガス田の開発、2006年7月1日にイラン最大の民間石油開発会社オリエンタル・キーシュ石油会社(Oriental Kish Oil Company)の買収、イランとパキスタンを結ぶパイプラインの建設など、エネルギー関連事業にも進出するようになった。現在、革命防衛隊関連企業は、防衛産業、建設業、製薬会社、投資会社、銀行、不動産業、通信事業、食品業、石油会社など多岐にわたる一大コンглоマリットに成長した³²。

1990年代から、ハーメネー最高指導者は、革命防衛隊関係者を、最高指導者事務所や情報・司法分野に加え、イラン国営放送総裁や選挙管理の重要ポストに任命するようになった。さらに2000年以降は、革命防衛隊におけるハーメネー最高指導者代理は、その政界進出を容認する発言を繰り返すようになり、立法府にも革命防衛隊の影響力が浸透するようになった³³。2003年地方評議会選挙で、革命防衛隊やバスィージを主な基盤とする保守派系「イスラーム・イラン開発者連合(Ābādgarān)」が躍進した。テヘラン市議会の指名

により、同連合の支援を受けたマフムード・アフマディーネジャードが、テヘラン市長(2003—2005)に就任した。

アフマディーネジャードは、学生時代にイスラーム系の学生組織に所属してホメイニー師の率いる革命運動を支持し、イラン・イラク戦争時にはバスィージ及び革命防衛隊員として従軍した。革命防衛隊員時代の上司によって、1993年にアルダビール州知事に抜擢されたアフマディーネジャードは、1997年の大統領選での保守派候補ナーテクヌーリー国会議長へ選挙資金120万ドルを提供して中央政界で注目されるようになった³⁴。2004年第7期国会選挙で、多数議席を獲得したイスラーム・イラン開発者連合は、国会内で「原則主義派(oşūlgerāi)」³⁵という派閥を形成し、発言権を強めた。2005年第9期大統領選挙で、イスラーム・イラン開発者連合は、当初、ガーリーバーフ候補を支持する革命防衛隊の主流派と、アフマディーネジャード候補を推す革命防衛隊の強硬派やバスィージに支持が分かれた。最終的には、強力なライバル出現を恐れるハーメネイー最高指導者の意向も働いたとされ、中央政界では無名に近いアフマディーネジャード候補が大統領に当選した。第1期アフマディーネジャード政権では、閣僚18名のうち12名が革命防衛隊あるいはバスィージ出身者が占めるほど、革命防衛隊の政治勢力がかつてないほど拡大した。続いて、2008年の第8期国会議員選挙及び2012年の第9期国会選挙では、革命防衛隊関係者が国会の三分之一を占めるほど多数当選した³⁶。

アフマディーネジャード大統領は、イラン国内では、革命防衛隊関係者や近親者の権益拡大に努め、改革派支持層の多い都市中間層への締め付け、地方や都市貧困層へのばらまき政策を展開した。他方、核開発の再開や反イスラエル発言など対外強硬策が招いた対イラン経済封鎖は、国民多数を窮乏化させたが、イラン革命防衛隊にとっては、権力とビジネスを拡大させるチャンスとなった。革命防衛隊は、核開発の主導権を担った。また、経済封鎖は、イランに投資をしていた外国企業の多くが撤退したため、エネルギー産業を初めとする利潤の多い基幹産業への革命防衛隊系企業の参画を促した。

こうした革命防衛隊の経済進出は、革命後、国王や旧支配者層の財産を没収することで設立されたモスタザファーン財団やイマーム・ホメイニー救済委員会といった最高指導者直属の財団を軸に、経済界を支配してきた伝統保守派内のイスラーム・モタレフェ協会に代表されるバーザール商人出身者や、戦後の経済復興政策で成長した現実派のラフサンジャーニー師や改革派に近い企業家など、既得権益層の経済利権を侵害するものであった。

(6) 現実派との和解

ハーメネイー最高指導者は、表向きは各政治勢力の「仲介者」の役割を演じ、選挙や政

治的事件の際に、自らの意向の明示を控える姿勢をとってきた。しかし、2009年の大統領選挙では、選挙結果公表直後から、アフマディーネジャード大統領を擁護し、抗議者を非難する姿勢を示した。これに対し、抗議参加者は、「ハーメネイーに死を」「独裁者に死を」と前例のないほど激しいスローガンを叫ぶほど、イラン・イスラーム共和国体制エリートと一般民衆の亀裂が広がった。

ハーメネイー師は、2009年6月の時点では、自らの威信を傷つけてまでアフマディーネジャード大統領を強く擁護し、改革派の徹底弾圧を指示した。それが、両者の間に、2009年7月以降、次第に隙間風が吹くようになった。2009年7月29日、最高指導者は、アフマディーネジャード大統領のラヒーム・マシャーイーの第1副大統領任命に難色を示し、両者の対立が表面化した。さらに、2011年4月には、ハーメネイー師が、ヘイダル・モスレヒー情報相の解任を命ずる大統領令を撤回したことに抗議して、アフマディーネジャード大統領が、2週間閣議への参加を拒否した事件も生じた³⁷。

第2期以降、独自色を強め、周囲を側近で固め、自らの権力基盤の強化に乗り出したアフマディーネジャード大統領に対し、国会を中心に伝統保守派が反旗を翻すようになった。こうした動きは、ハーメネイー最高指導者の後押しを受けていたとみられ、革命防衛隊の幹部も次第にアフマディーネジャード大統領から距離を置くようになっていった。アフマディーネジャード批判の急先鋒に立ったのが、アリー・ラーリージャーニーである。

ラーリージャーニーは、父親が高名な大アーヤトッラーのミールザー・ハーシェム・アーモリー師という名門ウラマーの家庭出身者である。革命後は、イスラーム文化指導省や革命防衛省の次官、革命防衛隊参謀本部次長を歴任後、1994年に、弱冠37歳で、ハーメネイー最高指導者により、国営放送総裁に任命された。2005年6月、ラーリージャーニーは第9期大統領選挙に出馬したものの、6位と敗北した。2005年8月から国家安全保障最高評議会書記として、核交渉の責任者に就任したラーリージャーニーは、アフマディーネジャード大統領との路線対立により辞任し、その後任として原則主義強硬派のサイド・ジャリーリーが任命された³⁸。ちなみに、ジャリーリーは、メスバーフ・ヤズディー師の支持を受けて第11期大統領選挙に出馬し、第3位の得票を得た。

2008年の第9期国会議員選挙で、コム選出議員に当選したラーリージャーニーは、最大派閥のリーダーとして賛成票多数で議長に就任し、国会でアフマディーネジャード政権批判を展開した。これに対し、2013年2月10日にラーリージャーニー国会議長がコムを訪問した際、メスバーフ・ヤズディー師寄りの神学生が靴を投げて侮辱するという事件が発生した³⁹。名門の宗教家庭に生まれた有力政治家に神学生が靴を投げるという事件もまた異例の事態であり、2009年の「緑の運動」以降、イラン国内各界の派閥闘争激化を示唆す

るものであった。また、同時期にアフマディーネジャード大統領がラーリージャーニー国会議長の弟が関わったとされる収賄事件を公表し、それに関連して、37名に上る国会議員もサイド・モルタザヴィー社会保障庁長官代行から賄賂を受領していたことが判明し、政界を揺るがすスキャンダルに発展した⁴⁰。

メスバーフ・ヤズディー師は、アフマディーネジャード大統領の精神的指導者とも言われ、革命第二世代や革命防衛隊、バスィージの間で人気の高いウラマーである。1990年代後半に、メスバーフ・ヤズディー師は、ハータミー大統領の推進する自由化路線に強く反対し、改革派批判の論客として名を知られるようになった。2003年以降、改革派や現実派が政界から次第に排除され、その間隙を埋めるように、革命防衛隊やバスィージの経済界や政界での勢力拡大に伴い、同師の影響力も強まった⁴¹。

1990年代以降、ハーメネー最高指導者は、自らに批判的な現実派や改革派、さらには必ずしも最高指導者絶対支持ではない伝統保守派への対抗勢力として、革命防衛隊やバスィージの経済及び政治力拡大を容認し、支援してきた。しかし、アフマディーネジャード大統領が独自色を強めると、許容範囲を逸脱したとみなしたハーメネー師は、伝統保守派、さらには現実派に回帰して、強大化しすぎた革命防衛隊の影響力を牽制する方向に方針転換した可能性がある⁴²。アフマディーネジャード大統領は、経済利権のみならず、イデオロギーの面でも、マフディー信仰を強調し、ウラマーを軽視する発言をすることが少なからずあった。そうしたことが、ハーメネー最高指導者に加え、ウラマーやバーザール出身者を中心とする伝統保守派エリート層に、ヴェラーヤテ・ファキーフ体制が、軍事独裁制に移行してしまうのではないかという強い恐怖心を植え付けたのではないかと想定される。ハーメネー最高指導者の方針転換が、2013年6月にロウハーニー大統領選出の一因になったものと考えられる。ハーメネー師は、派閥間を争わせ、調停者としての役割を演出することで、そのバランスの上に自らの権力を維持していると考えられる。

3. 専門家会議

(1) 憲法の規定

本節では、2030年までに、ポスト・ハーメネー体制への移行が予測されることを踏まえ、専門家会議の機能と役割を概観する。専門家会議は、最高指導者の死亡あるいは辞任、または、職務の遂行が困難になったり、最高指導者の資格に欠いているとして罷免された場合、次期最高指導者を選出する権限を持つ組織である（憲法107、109条）。また、憲法第111条は、新最高指導者が選出されるまで、「大統領、司法府長官、そして公益判別評議会」の選出する監督者評議会中の宗教法学者1名よりなる評議会が臨時に最高指導者の職務

を担当する。但し、この期間中に、これらの中の1人が如何なる理由にせよ、職務を遂行できない場合には、公益判別評議会が選出する他の人物が宗教法学者の多数決により、同人に代わって最高指導者評議会議員に選出される」と規定している⁴³。したがって、現行の憲法では、次期最高指導者として、ホメイニー師やハーメネイ師のように一人の最高指導者が国家権力の最高位を占めるだけではなく、三権の代表が最高指導者の役割を担う「集団指導体制」の可能性も留保している。

専門家会議議員の任期は8年で、1982年に第1期専門家会議選挙が行われて以降、8年毎に、宗教的知識を持ったイスラーム法学の専門家を選出する選挙が実施されている。選挙権は、他の大統領や国会議員選挙と同様に、18歳以上の男女国民に付与されている。次期の第5期専門家会議選挙は、2016年国会選挙と同時に開催される予定のため、現在、活動中の第4期専門家会議議員の任期は、2006年から2016年の10年となっている。専門家会議選挙も、1990年以降、監督者評議会の監督下で実施されるようになり、監督者評議会の監督下、①宗教的な知識・資格の筆記試験、②面接試験、③選挙と、三段階の選別過程を経て、86名の議員が選出される⁴⁴。

(2) 第4期専門家会議の構成

現在、専門家会議では、2006年の選挙の結果、「闘うウラマー協会」と「コム神学校教師協会」によって合同で推薦された議員が、86議席中67議席を占め、最も大きな勢力を占めている。二つの伝統保守派を代表するイスラーム法学者組織に対し、近年、革命第二世代を代弁するメスバーフ・ヤズディー師のグループが影響力の拡大を図って挑戦を続けている。メスバーフ・ヤズディー師は、第4期専門家会議選挙前に、独自リストから、自らの支援するアフマディーネジャード大統領のライバルと目される現実派のラフサンジャーニー師とロウハーニー師を排除しつつ、自らに近い若手宗教指導者の増加を図るなど、次期最高指導者を睨んだ動きをみせている⁴⁵。

2007年7月、専門家会議議長の本シュキーニー師の死去に伴い、ラフサンジャーニー師がアフマド・ジャンナティー監督者評議会書記やメスバーフ・ヤズディー師を破って専門家会議議長に就任した。その背景には、伝統的なコムの宗教指導者の間では、若い神学生に人気があり、バスフィージや革命防衛隊の支持をバックに既存秩序に挑戦しようとするメスバーフ・ヤズディー師率いる新興勢力に強い警戒感があるものとされる⁴⁶。2011年3月8日にラフサンジャーニー師は、2009年の大統領選挙でムーサヴィー候補を支持したことを理由に、議長より解任され、モハンマド・レザー・マフダヴィー・キャニー師が議長に就任した⁴⁷。2013年6月の大統領選挙では、伝統保守派の「闘うウラマー協会」と改革派系

「闘うウラマー集団」はともに、ロウハーニー師を大統領候補に推薦したことから、宗教界では、伝統保守派と現実派の歩み寄りの姿勢がみられる。

おわりに

2009年の第10期大統領選挙後の混乱は、最高指導者及び原則主義派による「緑の運動」の徹底弾圧と、改革派と現実派の排除によってイラン政界に深い亀裂を生みだした。国民の間では、政治や表現活動の規制が強まる中、海外移住を志向する若者が増加し、国内では制裁による経済難もあいまって、犯罪率の増加や非イスラーム的行為（飲酒、麻薬、違法な性的関係）の蔓延も報道されるようになった。そうしたイスラーム体制への絶望感と忌避感の広がりにより危機感を覚えたハーメネイー最高指導者と体制エリートは、体制存続のための「ガス抜き」の必要を認識した。2013年6月の第11期大統領選で、ロウハーニー師の大統領選出——体制維持の許容範囲内の民意の反映を演出すること——によって、イスラーム体制はとりあえずの命運が保たれ、しばらく存続する見通しが高まった。2009年までは、イラン内政において、革命防衛隊及びバスイージの台頭が著しかったが、2013年の大統領選により、現実派と改革派、さらには伝統保守派の一部の推すロウハーニー大統領が選出されたことによって、その流れが変わりつつあるとみられる。

ポスト・ハーメネイー体制移行期において、専門家会議が今後これまでに以上に重要になるものと考えられる。特に、次期最高指導者選出作業を担う可能性の高い次期専門家会議議員を選ぶ2016年の第5期専門家会議選挙の行方、議員の構成、議長は、次期最高指導者選出過程にどの派閥が、誰が、影響力を及ぼす可能性があるかを予測するための貴重な材料を与えてくれるものと期待できる。

2016年までに、ロウハーニー政権が、核交渉を進展させ、経済封鎖の解除に成功させることができた場合、2016年の国会選挙と専門家会議選挙は、現実派と、現実派と妥協した伝統保守派が有利な形で選挙戦を導く可能性が高い。その際、ガーリバーフ・テヘラン市長のような革命防衛隊内主流派であるプラグマティックなグループとの連携や、国民の支持を獲得するために、改革派に一定の政治参加を容認することなどが課題になるものと考えられる。

2009年大統領選後の騒擾事件は、イスラーム体制への批判勢力を軍事力で徹底弾圧し、体制は存続したものの、国民のイスラーム体制の正当性への疑問や不満は増幅し、内部から崩壊する危険性が高まった。ポスト・ハーメネイー体制の移行に際して、軍事力で反対派を弾圧するか、あるいは、さらに大幅な自由を許容するか、政権は難しい選択に迫られる。

—注—

- ¹ Mehdi Khalaji, “Supreme Succession: Who Will Lead Post-Khamenei Iran?,” *Policy Focus* No. 117, The Washington Institute for Near East Policy, 2012 では、次期最高指導者候補として、(1) ハーメネイ師の次男のモジュタバ・ハーメネイ、(2) マフムード・ハーシェミー・シャフルーディー元司法権長、(3) モハンマド・タキー・メスバーフ・ヤズディー師、(4) モハンマド・ヤズディー元司法権長、(5) モハンマド・レザー・マフダヴィー・キャニー師の名を挙げている。
- ² Frederic Wehrey et.al, *The Rise of the Pasdaran: Assessing the Domestic Roles of Iran’s Islamic Revolutionary Guards Corps*, Santa Monica: Rand National Defense Research Institute, 2009.
- ³ ハサン・ロウハーニー師のプロフィールについては下記のサイトを参照。
<http://www.bbc.co.uk/persian/iran/2013/08/130802_151_rouhani_president_inbox.shtml>, accessed on August 14, 2013.
- ⁴ <http://www.l.u-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/me_d13n/database/iran/election.html>, accessed on June 18, 2003.
- ⁵ Christian Funke, “The Election of Hasan Rouhani as Seventh President of the Islamic Republic of Iran,” *KAS International Report: Elections and Transitions in the Islamic World* Vol. 29, Konrad Adenauer Stiftung, 2013, pp. 44-45.
- ⁶ <http://www.bbc.co.uk/persian/blogs/2013/07/130705_blog_nazeran_khamenei_election.shtml?print=1>, accessed on July 8, 2013.
- ⁷ 佐藤秀信「必然と偶然が生んだ新大統領——第11期イラン大統領選挙の集計結果までの展開」『中東研究』518号（中東調査会、2013年）23-28頁。
- ⁸ 改革派候補の一本化に向けた努力については、松永泰行「第11期イラン大統領選挙を巡る国内政治過程—ロウハーニー当選の背景とその制度的意味合い」『中東研究』518号（中東調査会、2013年）10-11頁に詳しい。
- ⁹ <http://www.bbc.co.uk/persian/blogs/2013/07/130701_blof_144_nazeran_national_interest.shtml>, accessed on July 4, 2013.
- ¹⁰ 多くの大学生や活動家が、政権からの弾圧を避けるために欧米や、査証の免除協定のあるマレーシアに移住したとされる。Fozi, Navid, “The Iranian Diaspora in Malaysia: Emergent Pluralism,” Middle East Institute: National University of Singapore, July 10, 2013, <<http://www.mei.edu/content/iranian-diaspora-malaysia-emergent-pluralism>>, accessed on 15 December, 2013; Krich, John, “Iranian Exiles Flock East, to Multiethnic Malaysia,” *TIME*, 31 August, 2011, <<http://content.time.com/time/world/article/0,8599,2090301,00.html>>, accessed on 15 December, 2013. 現在、マレーシアには約7万人から10万人のイラン人が在住する。イラン人による麻薬関連の犯罪の増加により、2013年10月にマレーシア政府はイラン人旅行者への査証免除協定の停止を通告した。<<http://www.thestar.com.my/News/Nation/2013/10/30/Malaysia-stops-VOA-for-Iranians-Move-follows-request-by-Australia.aspx>>, accessed on 15 December, 2013.
- ¹¹ Akbar Ganji, “Who Is Ali Khamenei?: The Worldview of Iran’s Supreme Leader,” *Foreign Affairs* 92(5), the Council on Foreign Relations, 2013, pp. 46-48.
- ¹² Bradley Klapper, Matthew Lee and Jolie Pace, “Secret US-IRAN Talks Set Stage for Nuke Deal,” AP, November 24, 2013, <<http://bigstory.ap.org/article/secret-us-iran-talks-set-stage-nuke-deal>>, accessed on November 25, 2013.
- ¹³ 富田建次『アーヤトollahたちのイラン：イスラーム統治体制の矛盾と展開』（第三書館、1993年）80-82頁。
- ¹⁴ イスラーム・モタレフェ協会については、貫井万里「第二次世界大戦後のテヘラン・バーザールにおける政治組織と社会運動」『イスラーム地域研究ジャーナル』第3号（早稲田大学イスラーム地域研究機構、2011年3月）24-35頁や Arang Keshavarzian, “Regime Loyalty and Bazari Representation under the Islamic Republic of Iran: Dilemmas of the Society of Islamic Coalition,” *IJMES* 41 (2009), pp. 225-246 を参照。
- ¹⁵ 富田『アーヤトollahたちのイラン』201-215頁。
- ¹⁶ Said Amir Arjomand, *After Khomeini: Iran Under His Successors*, Oxford: Oxford University Press, 2009, pp. 36-38.
- ¹⁷ 『イラン・イスラーム共和国憲法』（日本イラン協会編、1989年）32-33頁。
- ¹⁸ 同上、32-33頁。
- ¹⁹ 吉村慎太郎『イラン・イスラーム体制とは何か——革命・戦争・改革の歴史から』（書肆心水、2005年）236-241頁。
- ²⁰ イスラーム共和党左派が1990年代から名乗り始めた名称。これに伴いイスラーム共和党右派は「保守派」と他称されるようになった。

- ²¹ 監督者評議会は、国政選挙の立候補資格審査権（憲法第 99 条）、憲法解釈権（憲法第 98 条）、法案審査権（憲法第 94 条）の権限を有する。法案審査権は、国会にて可決された全法案を審査する権限である。監督者評議会が国会可決法案を承認とすれば法案成立、不承認とすれば法案は国会へ差し戻し、監督者評議会と国会との間で全く修正されず二度往復する法案は公益判別評議会が法案を審議する。貫井万里・森田豊子（訳・註）、佐藤秀信・細谷幸子・山崎和美（註）、爲永憲司（凡例）「イラン家族保護法案（2012 年 1 月 23 日司法権公表）」『イスラーム地域研究ジャーナル』第 5 号（早稲田大学イスラーム地域研究機構、2013 年）155 頁。立候補者の資格審査の基準については、松永泰行「イラン・イスラーム共和国における選挙制度と政党」『中東諸国の選挙制度と政党』（日本国際問題研究所、2002 年）4-20 頁及び寺中純子・ケイワン・アブドリ「不確実性を増すイランの政治経済情勢」『JOI』2008 年 7 月号 8 頁を参照。
- ²² Arjomand, *After Khomeini*, pp. 37, 179-180.
- ²³ Ibid., pp. 41-42, 174-177.
- ²⁴ 富田健次「ヴェラーヤテ・ファギーフ体制とマルジャエ・タグリド制度」『大分県立芸術文化短期大学研究紀要』第 35 巻、1997 年。
- ²⁵ 黒田賢治「ハーメネイー体制下における法学権威と学知システムの変容——国家による宗教制度への政治的影響力を巡る考察——」『アジア・アフリカ地域研究』第 10-1 号（京都大学、2010 年）、20-22 頁。
- ²⁶ 革命防衛隊は、1979 年 5 月に、ホメイニー師の指示により、正規軍のクーデターおよび左派ゲリラ組織の武力攻撃に対抗するために設立された。1982 年には、革命防衛隊の空軍、1983 年には、海軍が創設され、イラン・イラク戦争の中核部隊として、実力と兵員数を拡大させた。1983 年に 17 万人であった革命防衛隊は、翌年には 25 万人、1986 年には 35 万人にまで増大したが、現在の兵力は 12 万から 15 万人程度とされる。
<http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/h21_iran/11_yougo.pdf>, accessed on January 5, 2014.
- ²⁷ バスィージは、当初、兵役適齢外の青少年、中老年男性や女性を対象として組織されたボランティア兵の組織である。バスィージ隊員は、各地方のモスクで動員、訓練を受けた後、イラン・イラク戦争の前線に派遣され、革命防衛隊の傘下に組み込まれ、地雷原を越えてイラクを攻撃する人海戦術の柱となった。
- ²⁸ 松永泰行「危機に瀕するイスラーム法学者の統治」『アジ研ワールド・トレンド』169 号（アジア経済研究所、2009 年）16-18 頁。ロイター通信によって、ハーメネイー最高指導者事務所による土地の接収と投機や、国営企業の民営化に伴う株取引で巨額の資金を収集し、それを梃子に権力基盤を強化拡大しているとする特集記事が報道された。近年、イランで所有者不在あるいは不明とされる土地の接収と投機が話題となっており、ハーメネイー最高指導者事務所が関与している可能性はあるものの、同記事の情報源が明らかに反体制派と推測される人物であることから、違法性が誇張されている点も否めない。<<http://www.reuters.com/article/2013/11/11/iran-setad-properties-idUSL3N0IP32O20131111>>, accessed on November 22, 2013;
<<http://www.reuters.com/article/2013/11/12/us-iran-setad-companies-specialreport-idUSBRE9AB0NW20131112>>, accessed on November 22, 2013;
<<http://www.reuters.com/article/2013/11/13/us-iran-setad-legal-specialreport-idUSBRE9AC0JS20131113>>, accessed on November 22, 2013.
- ²⁹ Ali Alfoneh, *Iran Unveiled: How the Revolutionary Guards is Turning Theocracy into Military Dictatorship*, Washington, D.C.: the American Enterprise Institute for Public Policy Research, 2013, p. 26.
- ³⁰ Ibid., pp. 166-173; Wehrey et.al, *The Rise of the Pasdaran*, pp. 55-75.
- ³¹ Alfoneh, *Iran Unveiled*, p. 173. 伝統保守派のイスラーム・モタレフェ協会に近いとされるアフマド・タヴァッコリー国会議員が、革命防衛隊は本来の軍事的任務に戻るべきとその経済活動への批判を展開している。<http://www.bbc.co.uk/persian/business/2013/08/130803_101_tavakoli_sepah.shtml>, accessed on August 4, 2013.
- ³² Alfoneh, *Iran Unveiled*, pp. 166-179 及び「被抑圧者財団、石油販売分野に進出へ：国営石油会社と石油販売で業務提携」2008 年 06 月 24 日付 E'temad-e Melli 紙『日本語で読む中東メディア』を参照。
<http://www.el.tufs.ac.jp/prmeis/news_j.html>, accessed on December 20, 2013.
- ³³ Arjomand, *After Khomeini*, p. 181; Alfoneh, *Iran Unveiled*, pp. 34-35.
- ³⁴ Arjomand, *After Khomeini*, p. 150; Kasara Naji, *Ahmadinejad: The Secret History of Iran's Radical Leader*, University of California Press, 2008, pp. 36-40.
- ³⁵ 保守派の中でも、イスラーム・イラン開発者連合に所属する革命第二世代が、当初、革命の原理原則を遵守することを掲げ、「原則主義派」を名乗るようになった。伝統保守派も国会の派閥名等に「原則

- 主義」の用語を使うようになったため、①広義の保守派を「原則主義派」と呼ぶ場合と、②保守派内でも革命防衛隊に近い革命第二世代のグループを「原則主義派」と呼称する場合がある。本稿では、基本的に②に沿い、革命第一世代を含み、イスラーム共和党右派の流れを組むグループを「伝統保守派」、革命第二世代を中心とするグループを「原則主義派」とし、その中でも、メスバーフ・ヤズディー師に近いグループを「原則主義強硬派」と記した。原則主義派については、佐藤秀信「アフマディーネジャード政権発足——革命原理派の『新戦略』」『中東研究』（中東調査会、2005年）42-67頁及び下記を参照。<<http://www.meij.or.jp/members/kawaraban/20110127111259000000.pdf>>, accessed on August 24, 2013.
- ³⁶ Arjomand (*After Khomeini*, p.181) は、2008年の第9期国会の革命防衛隊出身議員をハーメネイー最高指導者に近いと記しているが、中には、メスバーフ・ヤズディー師あるいはアフマディーネジャード大統領に近い議員もいるため、革命防衛隊出身議員も必ずしも一枚岩ではない。国会の派閥構成については、下記の記事に詳しい。
<http://www.bbc.co.uk/persian/iran/2013/05/130512_139_file_parties_election_ir92.shtml>, accessed on 14 May, 2013.
- ³⁷ Alfoneh, *Iran Unveiled*, p.36; Arjomand, *After Khomeini*, p. 185.
- ³⁸ <http://www2.jiia.or.jp/pdf/resarch/h21_iran/11_yougo.pdf>, accessed on December 19, 2013.
- ³⁹ “Report on Larijani Attack Reveals Factional Divide in Iran,” *Al-Monitor*, August 28, 2013,
<<http://www.al-monitor.com/pulse/originals/2013/08/attack-larijani-iran-qoms.html>>, accessed on October 25, 2013.
- ⁴⁰ 「アフマディーネジャード、サイド・モルタザヴィー逮捕に猛反発」2013年2月6日付 Mardomsalari 紙『日本語で読む中東メディア』。
<http://www.el.tufs.ac.jp/prmeis/html/pc/News20130207_201142.html>, accessed on December 14, 2013. 賄賂を受領したとされる議員については下記サイトを参照。
<http://www.bbc.co.uk/persian/iran/2013/12/131204_110_majlis_mortezavi.shtml>, accessed on December 14, 2013.
- ⁴¹ Arjomand, *After Khomeini*, pp. 156, 161-162.
- ⁴² 坂梨祥「権威主義体制存続のメカニズムとイラン ——『アラブの春』の激動の中で——」『中東政治変動の研究—『アラブの春』の現状と課題—』（日本国際問題研究所、2012年）99-109頁においても、体制存続のために、ある程度反対派の意見も許容するメカニズムについて指摘されている。
『イラン・イスラーム共和国憲法』31-34頁。
- ⁴³ 『イラン・イスラーム共和国憲法』31-34頁。
- ⁴⁴ Anoush Ehteshami and Mahjoob Zweiri, eds., “Understanding Iran’s Assembly of Experts,” Durham University: Center for Iranian Studies, 2006.
<<https://www.dur.ac.uk/resources/iranian.studies/Policy%20Brief%201.pdf>>, accessed on September 25, 2013.
- ⁴⁵ <http://www.bbc.co.uk/persian/iran/2013/09/130902_145_zakani_ahmadinejad_experts_assembly.shtml>, accessed on September 17, 2013.
- ⁴⁶ Mahjoob Zweiri and Ramzy Mardini, “The Politics of Iran’s Assembly of Experts after Meshkini,” *CSS Papers*, Center for Strategic Studies: University of Jordan, 2007においても、ラフサンジャーニー師の専門家会議議長選出を、保守強硬派の台頭を警戒する伝統保守派と現実派の妥協と評価されている。
- ⁴⁷ Arjomand, *After Khomeini*, pp. 47, 166 及び坂梨祥「イラン・選挙」『中東・イスラーム諸国の民主化データベース』（2013年6月17日更新）。
<http://www.l.u-tokyo.ac.jp/~dbmedm06/me_d13n/database/iran/election.html>, accessed on October 3, 2013.

第2章 イラクの政治動向とその背景

吉岡 明子

はじめに

イラクは我が国にとってエネルギー供給地としての非常に大きな重要性を持つことは疑い得ないが、国内政治における権力争い、イスラーム主義を掲げるテロ勢力の伸張など、中東地域全般に共通する不安定性が極めて色濃く映し出されている国でもある。2030年のイラクを展望する前段階として、以下では2003年から始まったイラクの新たな政治プロセスを振り返る。その際、イラク北部のクルディスタン地域（自治区）が極めて自立性を強めているという状況を鑑み、クルディスタン地域内の政治動向とイラク政府との関係についても取り上げることとする。

1. イラクの政治プロセス

(1) 政治移行プロセス

イラクでは、2003年のイラク戦争を機に新たな政治システムが構築されてきた。米軍による旧フセイン体制の転覆という外からの力による体制転換であったため、その後の政治プロセスも基本的に米国の強力な後押しによって進められてきた。この点に、2011年の「アラブの春」に伴う周辺アラブ国の体制転換とは異なる特徴がある。

まず、米国が主導する「上から」の民主化であったために、その民主化プロセスそのものの正統性が問題視された。2005年1月に初の制憲議会選挙が実施された際には、中部のスナ派諸県における投票率が極めて低かったが（アンバール県2%、ニナワ県17%など）、その一因はこの正統性の問題である。また、旧政権崩壊後、拙速な旧軍の解体や脱バアス党政策などの結果、行政機構・治安機構が麻痺したことにより治安が悪化した。同時に、米軍が駐留することによって「占領への抵抗活動」という名目で武装勢力や民兵による暴力が国民の間で一定の正統性を獲得し得たという側面が存在する。米国政府と関係の良い政治家であったとしても、米軍を標的にした攻撃については合法といった発言をすることもあった。

他方、南部のシーア派地域、北部のクルド人地域においては一般に、正統性問題よりも、従来阻害されてきた政治権力へのアクセスを得ることの方が重視された¹。その結果、スナ派地域における政党および有権者のボイコットは政治プロセスそのものを妨げるには至らず、新憲法住民投票、議会選挙などの日程は当初のスケジュール通りに実施され、2006

年に初の正式政権の発足に至った。その後 2010 年には 4 年間の議会任期満了に伴って再び選挙が実施され、2014 年 4 月にも次期選挙が予定されている。すなわち現在では、4 年ごとに総選挙が行われ、それによって新政権が誕生するという共通理解がイラク国民および政界において醸成されるに至っている。

加えて、戦争直後は連合軍暫定当局（CPA）のもとでイラクにおいて絶大な権限を有していた米国政府は、2004 年 6 月にイラク暫定政府に主権を移譲し、表立った政治介入を控えるようになった後も、政界において政党間対立が激しくなると各派の仲裁者であり続け、それにより、政治プロセスが頓挫する事態を防ぐという役割を果たしてきた。

従って、「外からの民主化」であった結果、それがイラクにおける政治プロセスそのものの正統性を損なう結果をもたらしたことは間違いないが、同時に米国の関与が政治プロセスを一定の軌道に乗せることへ果たした役割は大きく、その点は「アラブの春」後の他国の事例との差異と言える。

図表 1：イラク戦争後の政治プロセス

	国民議会選挙	イラク政府	県議会選挙
2004年3月		暫定憲法制定	
2004年6月		暫定政府(アッラーウィ政権)	
2005年1月	○(制憲議会)		○
2005年5月		移行政府(ジャアファリ政権)	
2005年10月		恒久憲法制定	
2005年12月	○		
2006年5月		第一次マーリキ政権	
2009年1月			○
2010年3月	○		
2010年12月		第二次マーリキ政権	
2012年4-5月			○
2014年4月	実施予定		

出所：各種資料より筆者作成

(2) 多極共存型民主主義

イラク戦争後のイラクでは、宗教、イデオロギー、言語、文化などの社会分化のラインに沿って政治的分断が行われている多元社会に即した民主主義という観点から、アーレンド・レイブハルト (Arend Lijphart) が唱える多極共存型デモクラシーが指向された。この仕組みの特徴は、大連合、相互拒否権、比例代表原理、連邦制という 4 点にある。すなわち、大連合として、主要政

党がほぼすべて政府に参加する形で挙国一致型の内閣が形成されている。また、第一期正式政権(2006年発足)までは、大統領1名と副大統領2名からなる大統領評議会が形成され、アラブ人シーア派、同スンナ派、クルド人のいずれもが一定の拒否権を持っていた。そして、選挙は比例代表制で実施されており、民族・宗派ごとの人口分布が一定程度議席に反映されている²。連邦制については、クルド人が従来強く求めてきたという背景があり、北部のクルド人居住地区では「クルディスタン地域」という自治区が形成されている。

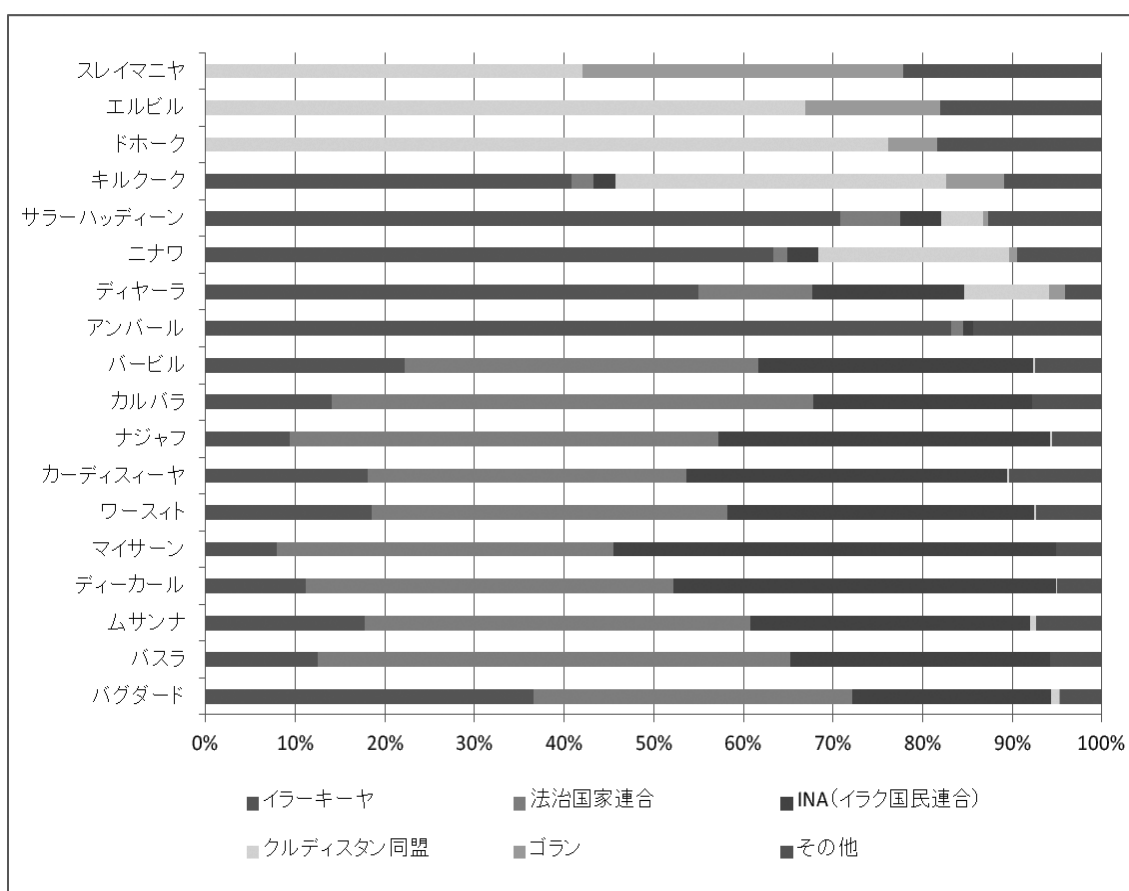
イラク社会における社会的分断は、選挙において最も顕著に表れている。過去3回行われてきた国政選挙では、政党の支持基盤が特定の民族・宗派に偏る傾向が続いている。クルド系の政党以外の、主としてアラブ人からなる政党はいずれも、イラクを代表する政党として自らの政党を位置づけて選挙キャンペーンを行っているものの、2010年の選挙結果からは、「国民連合」を構成する「法治国家連合」および「イラク国民連合」が南部のシーア派住民を、「イラーキーヤ」が中部のスンナ派住民を主として支持層としていることが明白である。それゆえ、特定の政党に権力を集中させることのない多極共存型の政治モデルをイラクに当てはめることには、一定の妥当性があると言える。

しかしながら、後述するクルディスタン地域を除くと、このように社会における亀裂を所与のものと扱って政治システムを築くことに対して、イラク社会は必ずしも好意的に受け止めていない。2003年以降、イラク国家のナショナル・アイデンティティと呼べるものが再構築されておらず、あるべきイラクの国家像が収斂しない中で、積極的に社会の亀裂を認めることはある種タブー視されてきた。これは、宗派間対立を煽るイスラーム過激派のテロ活動が頻発している影響もあり、社会の亀裂を所与のものと扱うことによって、よりイラクを分極化させ、ひいては国家の一体性が失われるという懸念が存在したことに起因している。

この多極共存型のモデルがイラクの政治体制のひな形として利用されていることは間違いないが、上述のように国内で積極的な支持を得ていない上、制度面においても必ずしも恒久的なものとして設計されていない。マイノリティの意見が尊重されるよう、議会通过した法案に対して相互に拒否権を持つという仕組みは3名からなる大統領評議会によって機能していたが、これはあくまで暫定的な措置で、正式政権第一期(2006—10年)までとされていた。その後は、議会で少数派となるクルド人やアラブ人スンナ派が得ていた拒否権はなくなり、大統領は国家の象徴という役割にとどまっている。大連立についても、組閣の前段階となる大統領評議会の成立には、国会の3分の2の賛成が必要とされていたが、同評議会の解消に伴い、現在では国会の絶対過半数の賛成による組閣が可能となっている。2010年に発足した第二次ヌーリ・マーリキ(Nuri Maliki)政権が挙国一致型として

成立したのは、組閣交渉の結果であって、法的には大連合を組まなければならない理由はない。連邦制に関しては、県議会による要請や住民投票などの手続きを経て、クルディスタン地域と同様に広範な権力を持つ「地域」(自治区)を形成できることになっており、法整備も進んでいるが、中央集権を指向する首相がこの地域形成に前向きではないという事情もあり、未だ新たに形成された「地域」はない。そのため、クルディスタン地域だけがいわば例外的な存在となっており、イラク国家が全体として連邦国家に移行したとは言えない状況にある³。

図表 2 : 2010 年 3 月 国民議会選挙の県別得票率一覧



出所：選管資料をもとに筆者作成

選挙結果において示される民族や宗派ごとの分裂傾向からすると、この多極共存型民主主義が今後も一つのひな形として機能すると考えられるが、上記のように多くの問題を抱えている。2014年の選挙後の各党の連立形成状況次第では、このあり方に縛られない政治システムが模索される可能性も考えられ、戦後10年を経た今もイラクでは政治体制の模索が続いている。

(3) マーリキ政権の統治における問題

大連合のもとで政策の方向性の異なる政党が多数、政権に参加する結果、その舵取りは極めて困難になっている。そのため、2006年から首相を務めているマーリキは、形の上では挙国一致内閣を踏襲しつつも、現実には閣内の協調的な政策決定を重視せず、非公式な手段を駆使して自らの手に実質的な権力を集中させることを試みる傾向にある。そしてそれは、他党の不興を買っているのみならず、国内に政治的緊張をもたらす要因となっている。

具体的には、治安機関の掌握が挙げられる。第二次政権において、他党の理解が得られなかった内務相および国防相ポストの人選に関しては、代行任命という形で国会承認を迂回し、自らの人選を貫いた。そして、軍と警察を統制する中央コマンドの役割を果たす作戦司令部を各地に形成し、首相府直轄の最高司令官室から個々の司令部に命令が下されるようになっている。さらに、この最高司令官室のもとに置かれている対テロ司令部が、政治目的に利用されていると言われている。

そして、非公式な権力掌握は司法面でも見られる。議員立法を制限する司法判断（2010年7月）や閣僚喚問を制限する司法判断（2012年5月）などは、政権の意向を受けた典型例と言える。この判断によって、議員立法のすべてが無効になったわけではないが、首相および首相率いる法治国家連合が明確に反対する法案が議会で可決された際には、それを裁判所に持ち込むことで、上記の司法判断をもとに無効判決を引き出すことができるという構図になっている。例えば、2013年8月には、1月に議会で可決されていた首相三選禁止法案に対して、やはり議員立法であることを理由に無効判決が出た。これにより、首相の三選を妨げる法的な障害はなくなった。

さらに、司法機関と治安部隊の双方に非公式な形で影響力を持つことの最大の問題は、首相のライバルに対して裁判所が逮捕状を発行し、首相の指揮下にある治安部隊がそれを実行に移すことが可能になっていることである。2011年12月にターリク・ハーシミ (Tariq al-Hashimi) 副大統領にテロ容疑で逮捕状が出て、翌年には容疑者不在のまま死刑判決が下された。2012年12月には、ラーフィウ・イーサーウィ (Rafi' al-Issawi) 財務相のボディガードが一斉逮捕された後、3月に財務相にも逮捕状が出された⁴。このように、国家の最高指導者としての地位を乱用する形でライバルの追い落としを図ることが可能な状況が生まれている。さらに2013年4月、議会に喚問を求められた首相は、もしも議会喚問に応じることになればテロ事件に関わっている者のファイルを開示する、と述べて物議を醸した。これは、首相がその気になれば政治家や国会議員などを標的にすることができるという脅しに他ならない。

こうした首相の統治手法は、首相が在職している過去8年間に形成されてきたものである。首相は三選への意欲を隠しておらず、実現すればこうした首相の権力の掌握傾向が維持されると思われる。だが、仮に首相が交代すれば、こうした非公式な仕組みも変わる可能性が高い。

(4) 次回の国政選挙

2014年4月に、次回の国民議会選挙が予定されている。首相指名権は、選挙における「最大政党」に与えられることになっている。そのため、各党とも数多くの政党と政党連合を組んで集票を最大化する傾向にあった。しかしながら、前回(2010年)の国民議会選挙において、法治国家連合は第二党の結果に終わったが、選挙後に同じくシーア派のイラク国民連合(サドル派、イラク・イスラーム最高評議会(ISCI)などが参加)と合併した。そして、選挙後の合併であったとしても議席数が最多であるならば、憲法上、首相指名権を持つ「最大政党」として認められる旨の司法判決を引き出した。現状では、いずれの政党も単独で過半数を得ることは不可能である。しかしながら、この前例によって、首相の座を得るために必ずしも選挙の時点で第一党になる必要はないことになった。そのため、次回の国民議会選挙では、主要政党がこれまでのように政党連合を組むのではなく単独で選挙に出馬する、あるいは県(選挙区)ごとに政党連合を組むという公算が高くなっている。その場合、次期政権の構成は選挙結果のみならず、選挙後の合併交渉次第ということになるだろう。従来は選挙前の政党連合形成が、事実上シーア派、スンナ派、クルドの票を最大化させるという役目を果たしてきた。しかし、イラク全土に支持基盤をもつ政党がないという状況はかわっていないとはいえ、各党が個別に選挙に挑み、それぞれが組閣交渉のための協議を行うことで、従来型の挙国一致内閣とは異なる形で、政策を軸にした連立交渉が行われる可能性はあると言えよう。

2013年4月に行われた県議会選挙の際、首都バグダード(定数58議席)で第一党となったのは法治国家連合(20議席)であった。しかし、選挙後の連立交渉においては、第二党以下のサドル派(11議席)、ムッタヒドゥーン(7議席)、ISCIを中心とする市民連合(6議席)らが連立を組み、法治国家連合の議員が退席する中、サドル派から県知事、ムッタヒドゥーンから県議会議長が選出されるに至った。宗派の違いを超えた政党連合形成の可能性の一例と言えよう。

2. 連邦制とクルディスタン地域

(1) 連邦区としてのクルディスタン地域

湾岸戦争後の1991年に、フセイン（Saddam al-Hussein）政権がイラク北部のクルド人居住地区の支配を諦めて軍を撤退させて以来、そこは事実上の自治区となってきた。2003年のイラク戦争後、2005年の新憲法において、「地域（自治区）」としてクルディスタン地域の地位が正式に承認された。そもそも、クルド政党が求めた政治システムは、県や地域といった地方行政体が本来もっている権限の一部を自らの選択として連邦政府に委譲するというボトムアップの仕組みであった。その意味では、中央政権から与えられる「自治」というトップダウンの用語は必ずしも彼らの認識を反映していない。クルド政党がイラク全土に適用を求めたこうした仕組みは、伝統的に中央集権色の強いイラクでは当初極めて不人気であった。しかし、近年、中央政府において権力から周辺化されている不満を背景として、クルディスタン地域と連携を深め、同様の地方分権を模索する動きがスンナ派地域で見られるようになっており、「地域」形成や地方分権の動きがクルディスタン地域を越えて波及するかどうかは今後の注目点の一つと言える。

(2) クルディスタン地域と中央政府の関係

クルディスタン地域は、独自の議会や政府、法律、軍、警察などを有しており、極めて自立性が高い。クルディスタン議会で可決された法律は、クルディスタン地域内では中央政府の法律より上位に位置づけられ、域内の政策についてはイラク政府ではなくクルディスタン地域政府（KRG）が決定権を有している。経済面についても、中央政府から年間予算の10—11%がクルディスタン地域に割り当てられており、その予算をもとに連邦政府とは別に長期開発計画を実施するなど、関税率の決定といった限られた中央政府の専管事項を除いて、独自の経済政策を実施している。

地域がこうした高い自立性を有している背景には、そもそも自治の開始が、中央政府との交渉によるものではなかったことが関係している。1990年代に中央政府が軍の撤退に伴って支配権を失った結果、クルディスタン地域では政治、軍事、経済、外交等、あらゆる側面において、中央政府がコントロールを失った。2003年以降、イラク国家の枠組みに復帰し、中央政府との関係は正常化したものの、数十年にわたって中央政府から厳しい迫害や弾圧に晒されてきたクルド政党は、基本的に中央政府を信用していない。そのため、現在もイラク軍や警察をクルディスタン地域内には展開させないなど、イラク国家としての一体性よりも、地域を一つの国家と見なして国家建設を進めることを重視する方針を貫いている。

クルディスタン地域と中央政府との間では、油田開発や石油輸出の権限、国境警備にあたるペシュメルガの給与支払い、クルディスタン地域の境界問題など、未解決の問題が山積している。クルド政党は、域内では自分たちができる限り意思決定権を持つこと、そして中央政界では対等なパートナーであることを目標としており、表だって独立を求めることはしていないが、上記の目標が達成できない場合に、独立という選択肢をもつことを排除していない。仮に独立という問題が持ち上がった際に最大の問題となるのは、キルクーク県など、クルディスタン地域に含むのかどうか、という帰趨が未確定になっている土地の帰属、すなわち国境画定の問題であり、その解決は極めて困難なものとなることが予想される。他方、独立問題に至らなくとも、クルディスタン地域が極めて自立性の高い自治区であり続ける点は今後も変わらないであろう。

(3) クルディスタン地域内の政治情勢

クルディスタン地域内では、反米武装闘争や宗派対立といった問題は発生せず、域外との間に検問所を設けて武装勢力の侵入を防ぐという措置をとっており、治安状況はイラクの他地域と比べてかなり安定している。政治面においても、1990年代半ばの内戦の教訓を生かして、「クルディスタン民主党」(KDP)と「クルディスタン愛国同盟」(PUK)は、2003年以降は権力分有合意を結んで均等に権力を分け合い、中央政府に対する政策に関しては足並みをそろえることで、域内の安定と域外におけるクルドの利益の最大化を図ってきた。

しかしながら、中央政府に対する武装闘争が過去のものとなるにつれて、域内の民意は多様化しつつある。2009年7月の第3回クルディスタン議会選挙ではPUKから分派した「ゴラン」が25議席(定数111議席)を獲得し、汚職などを理由に与党(KDPおよびPUK)批判を強めるようになってきている。2013年9月の第4回議会選挙ではゴランがPUKを抜いて第二党に躍り出たが、域内の組閣交渉は難航している。その理由の一端は、域内のペシュメルガやアサイシュなどの治安機構が依然としてKRGのもとで統合されておらず、KDPやPUKがそれぞれの支配地域において治安機構を独占しているため、選挙結果によって権力を交代させることが難しいという問題がある。すなわち、党政分離ができておらず、統治機構が十分に組織化されていないことが、域内の民主化阻害要因となっている。

さらに、域内で政党間対立が激しくなるにつれて、従来のように域外でクルドの立場を一本化することも時に困難になっている。2014年の国政選挙において、クルディスタン地域に隣接するキルクーク県やニナワ県で、クルド政党が統一候補者リストを形成できず、別々に選挙参加することになったのは、域内の政党間対立が波及した結果と言える。域内の政党間対立を民主的な手段で決着させ、かつ中央政界における立場を一本化できるかと

いう点が、クルディスタン地域の安定性を左右することになるだろう。

図表3：クルディスタン地域の政治プロセス

	クルディスタン 議会選挙	クルディスタン 大統領選挙	北部三県 県議会選挙	クルディスタン政府
1992年5月	○	○		
1992年7月				第一期(マアスム政権・PUK)
1993年4月				第二期(ラスール政権・PUK)
1994-1998年 内戦 (KDP支配エリアとPUK支配エリアに分裂)				
1996年3月				KDP第三期(シャーウィース政権)
1996年末				PUK第三期(ラスール政権)
1999年12月				KDP第四期(ネチルヴァン政権)
2001年1月				PUK第四期(サーリフ政権)
2003年3月 イラク戦争				
2005年1月	○		○	
2006年5月				第五期(ネチルヴァン政権・KDP)
2009年7月	○	○		
2009年8月				第六期(サーリフ政権・PUK)
2012年4月				第七期(ネチルヴァン政権・KDP)
2013年9月	○	(2年延期)		
2013年12月現在				第八期組閣中
2014年4月			実施予定	

出所：各種資料より筆者作成

おわりに

イラク戦争から約10年を経て、イラクの民主化は一定の定着を見た。米国政府がイラクの政治システムの構築に強く関与した結果といえる。同時に宗派・民族の亀裂を前提とした政治システムのあり方は、必ずしも積極的な支持を得ておらず、今後も試行錯誤が続くだろう。人口の多数派がシーア派であることを受けて、首相職がシーア派枠であることは暗黙の了解となっているが、今後どのような形態で連立が形成されるかは依然として未知数である。マーリキ首相が続投するかどうかによって、首相府への実質的な権力集中のあり方も影響を受けるだろう。北部のクルディスタン地域においては、地域の権利が法律面で担保され、かつ政治的にも中央政府の影響力を限定しているため、独立問題の帰趨とは関係なく、自治区がイラク国家において高度な自立性を持つ状況は変わらないと考えられる。

なお、治安面ではスンナ派の過激派の活動が依然として続いており、それは経済復興の妨げや、安定性への大きな懸念を構成していることは間違いないが、現在のイラク政府の正統性を脅かすには至っておらず、再び2005—07年頃の内戦に陥る可能性は低い。しかし

ながら、長期的な安定のためには、政治的な安定を背景に、テロ組織の活動を沈静化させることが不可欠である。

—注—

- 1 これは、南部において反占領を掲げた武装闘争が存在しなかったということの意味しないが、南部では反占領活動と同時に政治プロセスへの参加も積極的に行われる傾向にあった。
- 2 ただし、各省庁の人事や補助金分配等の細部にわたってこの比例代表原理が働いているわけではなく、とりわけ治安機関高官におけるスンナ派のプレゼンスの低さが問題となっている。
- 3 クルディスタン地域には分離独立という地方分権とは別の問題があり、地方分権の形態としては、県単位により大きな権限を与えるという方向性も模索されている。
- 4 副大統領は国外逃亡中。財務相は3月に辞任後、現在も国内にとどまっている模様。

第3章 トルコの中東外交の短期的見通し —外交パターンと現状分析の視点から—

今井 宏平

はじめに

トルコでは、穏健派の親イスラーム政党である公正発展党（Adalet ve Kalkınma Partisi）が2002年11月から11年以上の長きにわたり単独与党となっており、経済成長、福祉政策の充実、EU加盟交渉の進展とそれに伴う民主化の前進によって、2012年までは安定した内政運営を行ってきた。外交、特に中東地域に対してもいわゆる「アラブの春」が起こった当初は1つの「モデル」として、また、「基軸国家」として地域における存在感を高めた¹。しかし、2013年においてトルコの中東地域に対する外交は、ゲズィ公園抗議運動（以下、ゲズィ抗議）に代表される内政の混乱と地域情勢の変化に大きく影響を受けた。

本章では、トルコの中東地域に対する外交の短期的見通しに関して、その外交パターンと2013年のトルコ外交の現状分析という2つの視点から考察を行う。外交パターンを抽出する方法として、本章ではレベル別分析による構造的説明を用いる。現状分析に関しては、「域外」大国であるアメリカとEUと、中東の「域内」アクターに着目する。なお、ここでの「短期」とは、2013年、トルコで地方選挙と大統領選挙が実施される2014年、トルコで総選挙が行われる2015年までの3年間を指す。

1. トルコの外交パターン

トルコ外交のパターンを考えるうえでの考慮すべきレベルは、(1) 国際体系レベル、(2) 中東地域体系レベル、(3) 内政レベル、(4) 個人レベルの4つである。この内、(4)の個人レベルについては別に詳しく論じたので²、ここでは国際体系レベル、中東地域体系レベル、内政レベルに関する時系列に基づく類型を概観し、ポスト冷戦期におけるトルコ外交に与える影響について見ていきたい。

(1) 国際体系レベル

国際体系のレベルは、国際関係論のリアリズムの考え、とりわけ構造的リアリズム³に依拠するものであり、特に国際体系の極性（polarity）に注目する。トルコ共和国が建国された1923年以降、国際体系は表1のように変化してきた。

<表1：国際体系の歴史的変遷>

戦間期： 多極体系 （3カ国以上の大国が存在）
冷戦期： 緩やかな双極体系 （基本的に2つの超大国がしのぎを削る）
冷戦構造の発展期（1945年－1962年頃）→（国際体系への）拘束力強い
デタント期（1962年－1979年）→拘束力弱い
新冷戦期（1979年－1990年前後）→拘束力強い
ポスト冷戦期① ⁴ ： 単極・多極体系 （超大国アメリカといくつかの大国が存在）
ポスト冷戦期②： 単極・多極体系 （次第にアメリカの影響力が弱まる）

（出所：筆者作成）

多極体系下での各国の行動パターンに関して、ジョン・ミアシャイマー（John Mearsheimer）は、①各国が大国の行動に拘束されにくい、②各国が国益を優先した行動を起こしやすい、③各国がバランスを取りにくくなる、④各国の行動を拘束するルールや制度が重要となる、という4点を特徴としてあげており、ルールや制度が強固でない場合、国際政治は不安定化するとした⁵。一方、緩やかな双極体系化での行動パターンに関して、ケネス・ウォルツ（Kenneth Waltz）はその特徴を、①各国が大国の行動に拘束されやすい、②対立する大国間同士が熱戦にならないよう配慮する、③各国は2つの陣営に分かれ、勢力均衡がとり易い（不確実性が少ない）という3点にまとめ、双極体系は国際政治に安定をもたらすと主張した⁶。戦間期が多極体系、冷戦期が双極体系だったのに対し、ポスト冷戦期は単極体系と多極体系の両方の特徴がみられる単極と多極の混合体系である。多極体系が上述したように国際政治を不安定化させるのに対し、単極体系は双極体系と同様、国際政治を安定化させると説明される。ビルセ・ハンセン（Birthe Hansen）は単極体系における各国の行動パターンの特徴を、①超大国に対する「フロッキング」（群がり）、②超大国との関係を強化するための勤勉、③諸国家は超大国の戦略に大きく拘束される、④各国は超大国に対してその行動を制限するためにバランスングする（ソフト・バランスング）、と4つにまとめている⁷。ポスト冷戦期において、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロまでは単極体系の様相が強かったが、9・11以降は多極体系の特徴が目立ってきている。特に2003年のイラク戦争とその後のアメリカのイラク駐留によってアンチ・アメリカニズムが高揚した中東地域は、その傾向が顕著であった。トルコの行動は冷戦期、ポスト冷戦期①の時期は国際体系に強く拘束されてきた。それに対し、戦間期とポスト冷戦期②の時期は国際体系の拘束力は弱くなった。その結果、ポスト冷戦期②の時期では、イラク戦争への派兵拒否や独自の地域政策（ダーヴトオール・ドクトリン）の展開として顕在化した。

＜表2：国際体系と中東地域体系の類型とその拘束力＞

レベル 時期	国際体系	国際体系の 拘束力	中東地域体系	中東地域体系の 拘束力
戦間期	多極（不安定）	弱い	(c) 機能 (a)、(b)、(d) は未発達	弱い
冷戦期	緩やかな双極 (安定)	強い(デタント期に一時的に弱まる)	(a) 機能 (アラブ地域システムは次第に衰退) (b) 1970年代から機能 (c) 機能 (d) 1979年のイラン革命後に機能	弱い
ポスト 冷戦期①	単極＞多極 (比較的安定)	比較的強い	(a) 中東地域システムが機能 (b) 機能 (c) 機能 (d) 機能	比較的強い
ポスト 冷戦期②	単極＜多極 (比較的不安定)	比較的弱い	(a) 中東地域システムが機能 (b) トルコが参入。イラク戦争以降、各地域がより一層結びつきを強める (c) イラク戦争以降、限定的 (d) 機能	強い

(出所：筆者作成)

(2) 中東地域体系レベル

次に中東地域体系のレベルとしては、(a) アラブ地域システムと中東地域システム（イスラエル、イラン、トルコ）の組み合わせ、(b) 安全保障に焦点を当てた地域安全保障複合体システム（レバント地域、湾岸地域、マグレブ地域の安全保障状況の組み合わせ）、(c) 中東地域には独立以降も西洋列強の影響力が浸透しているとする東方問題システム、(d) 政治的イスラームの影響力を基軸とするイスラーム・システム、が想定される（表2参照）⁸。

ポスト冷戦期②における中東地域体系の特徴を見ていくと、(a) のシステムにおいてはアラブ地域システムがほとんど機能しなくなったのに対し、イスラエル、イラン、トルコの地域における重要性が高まり、中東地域システムが影響力を持つようになった。(b) のシステムは、イラク戦争以降、サラフィー・ジハード主義者⁹の登場と彼らによるテロリズムを多国間の枠組みで解決しようとする動きによる安全保障分野での各地域の結びつきにより、強まった。また、地域安全保障複合体システムを提唱したバリー・ブザン（Barry Buzan）とオーレ・ウェーバー（Ole Wæver）が必ずしも中東地域のアクターでないと定義していたトルコの中東における存在感が高まり、安全保障分野で完全に中東に関与するようになった。例えば、2008年においてトルコが主導したイスラエルとシリアの間接協議やトルコとブラジルによる2010年5月のイラン核開発交渉の仲介がその例としてあげられる¹⁰。(c) の東方問題システムは、イラク戦争によってアメリカをはじめとする西洋諸国家の影

響力は減退した。具体的な事例としては、イラク戦争後にアメリカが主導した「拡大中東構想」の失敗があげられる。(d)に関しては、政治的イスラームの影響力はトルコの公正発展党のようないわゆる穏健派イスラーム政党からサラフィー・ジハード主義者のような過激な活動家に至るまで、中東地域で確実に影響力を高めた。

トルコ政府は、中東地域を冷戦期においては「二の次」としてそれほど重要視してこなかったが、ポスト冷戦期②の時期には、公正発展党が単独与党になったことを受け、中東地域は西洋と共に最も重要な地域と位置づけられた。外交における中東地域の重要性に関して、アフメット・ダーヴトオール (Ahmet Davutoğlu) 現外相は「トルコは中東を含むアジアにどのように弓を引くかで、ヨーロッパやアメリカに対して放つ矢の距離が決定するのである。その逆も然りである」¹¹と表現し、著名なトルコ外交の研究者であるフィリップ・ロビンス (Philip Robins) は、「トルコ外交は、地政学のレベルではEUと中東という「2つの引力」によって規定される」と表現している¹²。

(3) 内政レベル

次にトルコ外交に影響を与える内政レベルの諸要因についてみていきたい。トルコ外交では、地政学的特徴、脅威認識、西洋アイデンティティ、ミドルパワーという4つの要素が常に考慮され、政策決定が行われてきた。

地政学とは、「地理的条件が国際政治や地域政治のとりわけ、政治的・軍事的・経済的分野に与える影響を考察する研究分野」のことを指すが、地政学が確立した20世紀初頭から、トルコはその地理的条件の重要性を指摘されてきた。近年、トルコの地政学的重要性を改めて再確認させたのが、ダーヴトオール現外相の著書『戦略の深層 (Stratejik Derinlik)』であった。ダーヴトオールは地政学的知見に基づき、トルコが各地域にどのようにその影響力を行使すべきかを説いた。現在、トルコの地政学的特徴としてあげられるのは大きく、①中東地域・コーカサス地域・バルカン地域という陸地に影響力を行使できる、②ロシアを經由せずに、中央アジアや南コーカサスの諸国家からヨーロッパに石油と天然ガスを輸送するルートである、③イラク、シリアの上流に位置し、水資源をコントロールできる、④黒海・東地中海・カスピ海・中東の湾岸という海洋地域に影響力を行使できる、⑤黒海と東地中海を結ぶボスフォラス海峡とダーダネルス海峡を有している、⑥インジルリク基地をはじめとした、いくつかのNATO空軍基地を保有している、という6点である。

脅威認識もトルコ外交を拘束してきた諸要因の1つである。トルコの外交はしばしば「現実主義的」と表現されることがあるが、この行動様式は脅威認識に基づいたものである。スティーヴン・ウォルト (Stephen Walt) は脅威の源泉として、①総合的な国力の優位、②

地理的近接性、③攻撃力の高さ、④好戦的な動機、をあげているが¹³、トルコはどの時代においても地理的近接性と好戦的な動機にとりわけ敏感である。トルコの歴史的な脅威認識は、ロシアの南下、セーヴル・シンドローム（西洋諸国による国家の解体）、しばしば国際問題化する国内のクルド人問題（テロリズムと西洋諸国からの人権侵害という批判）、イラク、イラン、シリアなど近隣諸国の政変や状況悪化、がその源泉となっている。

ムスタファ・ケマル（Mustafa Kemal）がトルコ共和国を建国して以来、同盟や機構の一員としても国家のアイデンティティとしてもトルコは西洋の一国となることを希求してきた。2000年代初頭まではエリート、軍部、都市部のブルジョワが主な担い手だったが、近年は公正発展党がその担い手となっている。外交政策としての西洋化アイデンティティは、安全保障政策において西洋寄りの政策（特にアメリカと NATO を重視）をとることと、EU 加盟に向けて取り組むこと、に大別される。

ミドルパワーもトルコ的外交政策形成を説明する際にしばしば引用される概念である。ミドルパワーとは曖昧な概念であるが、トルコ外交を説明する文脈では主に3つの意味が内包されている。それらは、国力（GDP と軍事費）が中級であること、地域的にヨーロッパとアジア、ヨーロッパと中東の間に位置していること、大国間外交だけではなく、国連を中心に国際秩序に貢献する外交政策を展開していること、である。国際秩序に貢献する外交は、公正発展党政権になって以降、顕著にみられるようになった。

（4）レベル別分析による評価

各レベルを概観したうえでトルコ的外交パターンを検討すると、トルコは通常、国際体系の拘束力が強い時には、脅威認識が高くなり、アメリカまたはアメリカを中心とした多国間同盟にフロッキングする傾向が強い。フロッキングする場合、相対的に中東地域における行動は限定される。一方、国際体系の拘束力が弱く、脅威認識が低い時には、積極的に中東地域にコミットし、全方位外交を採る傾向が強い。中東地域体系のレベルでは、(a) ではアラブ地域システムだけではもはや中東地域の情勢が説明できなくなっており、非アラブ諸国であるトルコ、イラン、イスラエルを含めた中東地域システムの視点が不可欠となっている。(b) のレベルでは、公正発展党政権期にトルコは安全保障において明確な中東地域のアクターとなった。また、(c) の東方問題は、機能不全化しているが、シリア内戦に際して、アサド政権を支援するロシア、反体制派を支援するアメリカという構図が見られ、イラク戦争前に比べ、影響力は弱まったものの、限定的に機能はしている。トルコは基本的に NATO の同盟国であるアメリカに協調的である。(d) のイスラーム・システムも、シリア内戦と地域を巻き込んだアサド政権と反体制派の対立において、スンナ派とシ

ア派の宗派対立という形で顕在化している。反体制派を支援し、スンナ派が多数を占めるトルコも例外なく宗派対立に巻き込まれている。内政レベルに関して、「アラブの春」が起こった当初は、西洋化の1つの過程であるEU加盟交渉に基づく民主化の強化とミドルパワーとして国際秩序に貢献するトルコの姿勢が注目された。しかし、シリア内戦が泥沼化するに連れ、トルコの脅威認識と地政学的重要性の方がよりクローズアップされるようになってきている。

2. トルコ外交の現状分析

前節ではトルコ的外交パターンを概観したが、本節では、トルコの内政、域外大国と域内諸国家に対する外交の現状分析（2013年の分析）を行う。外交に関しては、域外大国としてアメリカとEU、域内諸国としてトルコにとって脅威であるシリアとエジプト、トルコにとって懸念材料が多いサウジアラビア、イラク、イスラエル、イランに対するトルコ的外交を取り上げる。

(1) 内政が外交に与えた影響

2013年には内政において外交を大きく揺るがすいくつかの事件が起こった。まず、「アラブの春」に際してトルコが「モデル」と見られた理由の1つであった民主化の正当性を大きく傷つけたのが、いわゆるゲズィ抗議と公正発展党の閣僚の息子たちが関与していた汚職・収賄事件である。ゲズィ抗議の発端は、5月27日にイスタンブールのタクシム広場に隣接するゲズィ公園において、公園の再開発計画に反対する一部の市民活動家が始めた抗議運動であった¹⁴。当初は再開発と森林伐採反対運動として始まったが、催涙ガスと放水による警察の過剰な対応とレジェップ・タイイップ・エルドアン（Recep Tayyip Erdoğan）首相の「再開発計画を変更するつもりはない」という発言が導火線となり、次第に反政府運動へと発展した。5月30日にはゲズィ公園に1万人以上のデモ参加者が集まり、トルコの40以上の都市に反政府運動が飛び火した。デモの高まりに際し、アブドゥッラー・ギェル（Abdullah Gül）大統領が「(抗議者から)受け取った全ての考えを拝読し、検討し、全国民にこの機会を活用していくことを表明する」¹⁵と述べ、ビュレント・アルンチ（Bülent Arınç）副首相は警察の反政府運動家たちへの措置が「過剰であり、誤りであった」ことを認め、謝罪した¹⁶。ギェル大統領とアルンチ副首相の対応により、反政府デモは収束するかに思われたが、エルドアン首相がデモ参加者に対して対決姿勢を緩めなかったため、結局6月後半まで反政府デモは続いた。ゲズィ抗議は、①民主化を進めるトルコだが、自由権に関していまだに問題があること、②警察の市民に対する過剰な措置、③公正発展党の

支持・不支持に関して国内で大きな亀裂があること、を明らかにした¹⁷。

さらにこれに追い討ちをかけたのが、12月17日に発覚した都市開発に関連した汚職・収賄事件である。汚職と収賄に関与した疑いで、公正発展党のムアメール・ギュレル（Muammer Güler）内務大臣とザフェル・チャーラヤン（Zafer Çağlayan）経済大臣の息子が逮捕され、環境・都市開発大臣のエルドアン・バイラクタル（Erdoğan Bayraktar）の息子も一時警察に拘束された。これを受け、12月23日にギュレル、チャーラヤン、バイラクタルが辞任、エルドアン首相は12月25日に10名の閣僚の入れ替えを発表した¹⁸。また、バイラクタルが辞任に際し、「首相も辞任すべき」と述べ、公正発展党から離党者が出るなど、これまで磐石であった公正発展党に綻びが見え始めている。

一方で、3月22日にトルコ政府とクルド人労働者党（Partiye Karkeran Kürdistan：以下PKK）が停戦に合意したことと、9月30日に出された「民主化パッケージ」は、トルコ的外交、特にEU加盟交渉にとってプラスに働いた。トルコ政府とPKKは停戦に合意したうえでクルド問題解決のために、①PKK兵士のトルコ領土からの撤退と武装解除を実施する、②憲法改正を中心とする法的整備とPKK兵士の心のケアを政治運営によって行う、③PKK兵士を社会に再統合する、という3つの段階を設定した¹⁹。しかし、2014年1月5日現在も①が完全に実施されておらず、②の法的整備もPKKの要求するレベルには至っていない。「民主化パッケージ」では主要な改正点として、①これまで選挙で10%の得票率を超えない政党は議席を獲得できなかった（10%条項）が、この点を改正する可能性に言及し、現状維持の他、5%の得票率（最低5名の議員が当選する必要）に数値を下げる、小選挙区制の採用という2つの代替案を提示、②政党への助成金の拡大について言及し、現在では7%以上の議席を有する政党のみ助成金を得られるが、この数値を3%に下げる提案を行う、③トルコ語以外の言語、方言での政治的な宣伝活動を許可する、④私立の学校では、トルコ語以外の言語、方言による教育を認める（公立は不可）、⑤軍隊と司法を例外として公共機関の職員のスカーフ着用の禁止を廃止する、という5点を含む28の改正点が提示された²⁰。①から④は主にクルド人政党に配慮した結果だと言われている。公正発展党がPKKとの間で進める和解プロセスの進展において、平和民主党やPKK側は法律の改正を求めている。①と②は、結果的に現在10%以下の得票率の政党の中で5%または7%を超える可能性があるのはクルド人政党のみと見られている²¹。

(2) 域外大国に対する外交

バラク・オバマ（Barack Obama）政権第2期に入り、トルコとアメリカは急速に同盟関係を再強化している。トルコはシリア、イランに対する脅威認識が増したこと、アメリカ

はトルコを有力な「オフショア・バランス」²²と位置づけていることから、両国の利害が一致した。2013年における両国の関係強化を象徴する出来事が、3月中旬のアメリカのトルコとイスラエルの関係改善に向けた仲介と5月中旬のエルドアン首相のアメリカ訪問であった。

2010年5月31日のガザ支援船団攻撃事件²³以降、トルコとイスラエルの関係は悪化したままであり、両国とも中東における同盟国であるアメリカはその解決を模索していた。2013年1月に再選されたオバマ大統領は2期目の最初の訪問国としてイスラエルを訪れ、ベンヤミン・ネタニヤフ（Benjamin Netanyahu）首相と会談し、その際にトルコに譲歩し、トルコとの関係を修復するよう説得した。これを受け、3月22日にネタニヤフ首相がトルコ政府に対して正式に謝罪を申し入れたことで両国関係は改善する兆しを見せ始めた。ただし、ネタニヤフ首相の謝罪で両国の関係が完全に修復されたわけではない。2013年4月以降、ガザ支援船団攻撃事件の賠償に関するイスラエルとトルコの代表団の交渉が始まっているが、90年代後半のように軍事協力を締結するほど関係が改善することは想定されていない。両国間では2011年9月に格下げされた外交レベルを元に戻し、新たに両国に大使を派遣することも検討されているが、2014年1月5日時点では実現されていない²⁴。

トルコとイスラエルの仲介に続き、2013年5月16日にホワイトハウスでオバマ大統領とエルドアン首相が会談し、両首脳は、①シリア情勢、②エルドアン首相のガザ訪問、③トルコとイスラエルの和解、④経済に関するハイレベル委員会の設置、⑤パートナーシップの確認という5つの議題について話し合った。シリア情勢については反体制派と行動を共にすること、アサド大統領は退陣しなければならないという考えで一致した。また、経済に関するハイレベル委員会の設置が正式に決定し、両国のパートナーシップもより深化させることで合意した。上述したように歴史的に見て、トルコは脅威認識が強い時期はアメリカまたはアメリカを中心とする同盟にフロックする傾向が強い。2013年上半期においては、シリア情勢に改善の余地が見られず、イランも核開発を継続しており、当面トルコとアメリカの関係強化は継続すると考えられた。

EUとの関係も2013年前半は強化されつつあった。この背景には、キプロス共和国と並びトルコのEU加盟の最大の障害であったフランスにおいて、2012年に政権交代が起こったことがあげられる。ニコラ・サルコジ（Nicolas Sarkozy）大統領に代わってフランソワ・オランド（François Hollande）大統領が就任したことで、フランスのトルコに対するアプローチは確実に軟化した。例えば、オランド政権はサルコジ政権期にフランスがブロックしていたトルコの加盟交渉項目の1つである「地域政策と構造的手段の調整」のブロックを解除した。また、上述したトルコ政府とPKKの停戦もトルコとEUの関係強化を後押しし

た。その一方で、ゲズィ抗議に関して、キャサリン・アシュトン（Catherine Ashton）外務・安全保障政策上級代表とシュテファン・フューレ（Štefan Füle）EU 拡大担当委員がトルコの対応を非難する声明を出したことに對し、トルコ政府は不満を募らせた²⁵。ただし、トルコ政府も EU 加盟交渉が停滞することは国内政治の文脈から見ても得策とは考えていないので、短期的には交渉を進めていくことが予想された。実際に公正発展党政権は、「民主化パッケージ」を提示し、民主化の進展に努めたので、EU の「加盟進捗レポート」においてもトルコ政府に対する批判は予想以上に少なかった。

(3) 中東域内諸国に対する外交

中東諸国に対する外交を鑑みると、トルコが脅威認識を抱いている諸国家と、脅威認識は抱いていないが、その動向に懸念を抱いている諸国家に対する外交に大別される。

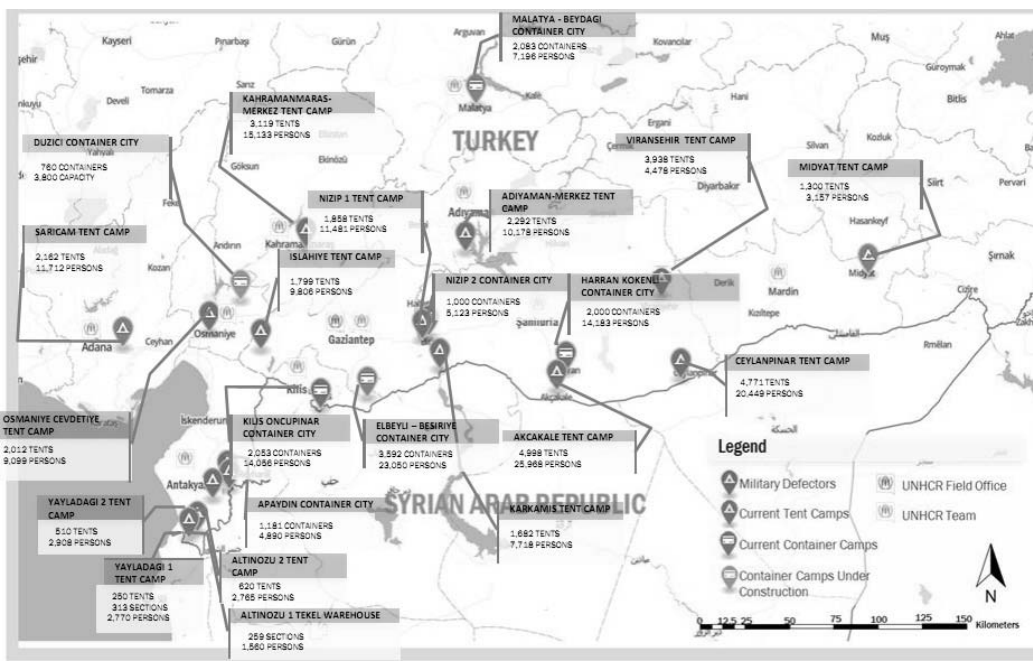
まず、脅威認識を抱いている諸国家についてであるが、トルコ政府はシリアに対しては顕在的な脅威感を抱いている²⁶。なぜなら、2012年6月以降、トルコとシリアの間では上記したように、直接的な衝突にエスカレートしかねないいくつかの事件が発生しているからである（表3参照）。トルコは隣国であり、声高にアサド政権打倒を訴えていたため、化学兵器による攻撃の対象ともなり得た。2013年9月14日にアメリカとロシアがシリアの化学兵器廃棄の枠組みに同意したことで、アサド政権による攻撃の脅威は減じたが、最近では過激なサラフィー主義者であり、シリアにイスラーム国家樹立を目指すヌスラ戦線、イラクとシャームのイスラーム国、イスラーム戦線などによるトルコ領内への攻撃と侵入がトルコにとって脅威となっている。

＜表3：トルコ・シリア間の脅威認識の高まり＞

<p><u>2012年6月22日</u>：マラティヤ県の基地から飛び立ったトルコ軍のF4戦闘機がシリア軍によって撃墜</p> <p><u>2012年10月3日</u>：シリア政府軍からの砲撃で、シャンルウルファ県アクチャカレ地区の住民5名が死亡</p> <p><u>2012年12月4日</u>：NATOは「トルコの国民と領土を防衛し、同盟国の危機を解決する」ことを目的にトルコに対空防衛のためにパトリオット・ミサイルを配備することを決定。2013年1月26日にオランダの部隊が最初のパトリオット・ミサイルをアダナ県に配備した。これに続き、1月28日にドイツがカフラマンマラシュ県、2月5日にアメリカがガジアンテプ県にパトリオット・ミサイルを配備し、2月15日に全ての配備が完了</p> <p><u>2013年5月12日</u>：シリア国境であるハタイ県のレイハンル地区で車に仕掛けられた2発の爆弾が爆発し、50名が死亡する事件が発生</p>

（出所：トルコ主要紙を参照し、筆者作成）

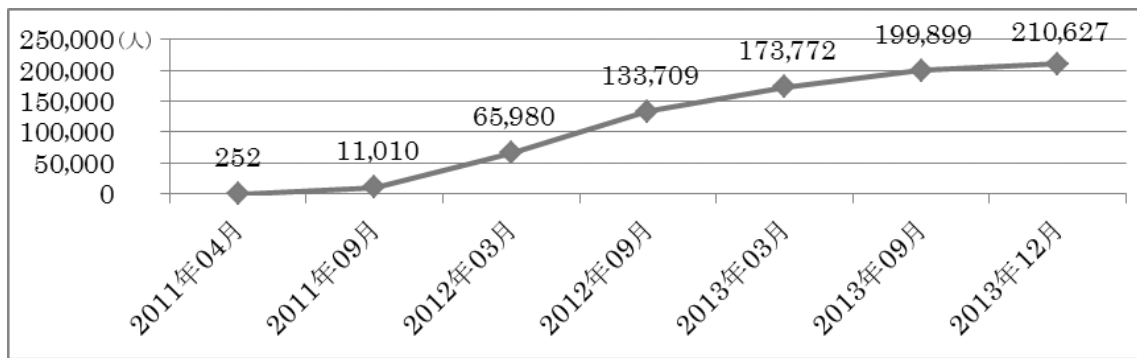
＜図1：トルコ国内の難民キャンプ＞



(出所：UNHCR, *Syrian Refugee Camps in Turkey*, 18 December, 2013)

また、2011年4月以降、シリア情勢の悪化を受けてトルコに難民として流入したシリア人は増え続けている（図1、表4参照）。2013年12月末の時点で、トルコに避難したシリア人は55万7342人、その内、難民キャンプで生活している難民は21万627人、キャンプ以外の場所で生活する難民は34万6715人となっている。加えて、約15万人のシリア人が難民の登録をしないまま、トルコ国内で生活を送っていると見積もられている²⁷。エルドアン首相が2013年8月に「トルコはすでにシリアからの難民の保護で20億ドルを費やしてきた」²⁸とコメントしているように、トルコは難民対策で相当の負担を強いられている。

＜表4：トルコの難民キャンプで生活するシリア人難民の推移＞



(出所：Turkey and Syrian Refugees: The Limits of Hospitality, Brookings& USAK, November 2013, p.3などを参照し、筆者作成)

シリアのように顕在的な脅威ではないが、トルコがエジプトに対して抱いている懸念は、トルコ政府がシンパシーを抱いていたムスリム同胞団を基盤とするムハンマド・ムルシー (Mohammed Mursi) 政権との世俗主義に関する考え方の違いと、エジプトでそのムルシー政権が軍部の政変によって2013年7月3日に転覆したこと、に起因する。トルコは世俗主義が大原則であり、公正発展党もあくまで世俗主義の枠内で正当性を確立している。一方で、ムスリム同胞団系の自由公正党やワサト党は、「イスラーム法の諸原則に依拠しつつ全国民の市民権を保障する国家」を目指していた。2011年9月12日から15日にかけてエルドアン首相はリビア、チュニジア、エジプトを訪問し、エジプトにおいて、「世俗主義を反イスラームとする考え方は間違っている。私は、世俗主義を政教分離（聖職者が管理していた国家の管理・運営権を非聖職者が管理すること）というよりも、国家が国民の信教の自由を尊重し、それによって差別を行わないこと、と理解している。我々は世俗主義を前提とした体制の中で自由と民主主義を享受してきた」²⁹と演説したが、この発言はムスリム同胞団の失望を買ったと言われている。また、2013年7月初旬に起きた軍部によるムルシー政権の転覆は、トルコにおいて軍部のクーデタ未遂によって親イスラーム政党であった福祉党のネジメッティン・エルバカン (Necmettin Erbakan) 首相が辞任させられた過去の「(1997年)2月28日キャンペーン」を公正発展党の指導層に想起させた。そのため、トルコ政府はこの行動を強く批判するとともに、西洋諸国がクーデタを強く非難しなかったことにも不満を抱いた。公正発展党はムスリム同胞団との関係が深かったため、新たに軍部の後押しを受けて成立した暫定政権との関係が悪化し、2013年11月23日に両国でそれぞれ大使が罷免され、外交関係が格下げされた³⁰。

次にトルコがその動向に懸念を抱いているサウジアラビア、イラク、イランについて概観していきたい。

サウジアラビアに対してトルコは、シリア内戦においては共に反体制派を支援しているが、一方でエジプトの政変への対応ではトルコ政府がムルシー政権を支持したのに対し、サウジアラビアは軍部を支持しており、立場を異にしている。また、イランで穏健派のハサン・ロウハーニー (Hasan Rowhani) 政権が誕生したことにより、トルコは欧米諸国とともにイランとの関係強化を模索しているが、サウジアラビアはこうした動きに反発している。

イラクに関しては、近年トルコ政府とイラク中央政府の関係が悪化していたが、2013年11月10日にダーヴトオール外相がイラク中央政府を訪問し、11月29日にトルコとイラクの間で2009年に合意したものの、その後進展がなかった新たな国境検問所をオヴァキョイとアクテペに開設することを決定するなど、関係が改善に向かっている³¹。この背景には、

イランでロウハーニー政権が誕生したこと、過激なサラフィー主義者への対応で両国の利害が一致したこと、トルコと北イラクの経済的な結びつきが強まったこと、がある³²。トルコ政府と北イラクのクルディスタン地域政府も経済分野を中心に近年急速に接近している。2013年11月16日にはトルコのディヤルバクル県でエルドアン首相とマスウード・バルザーニー (Masoud Barzani) クルディスタン地域政府大統領が会談を行った。北イラクのリーダーが、トルコの南東部を訪問するのは、ここ20年で初めての出来事であった³³。

トルコとイランは中東地域における非アラブの大国として、顕在的ではないが、潜在的なライバル関係にある。近年では、①シリア内戦でトルコが反体制派を支持したのに対し、イランはアサド政権を支持、②2012年6月のアメリカによるイランからの原油輸入国の金融機関への制裁発動により、イランからトルコへの石油と天然ガスの輸入が減少³⁴、③2011年9月2日にNATOの早期警報システムがイランから西に700キロのマラティヤ県キュレジックに設置、によって関係が良好とは言い難かった。イランの核開発は、両国の勢力均衡を崩す可能性があり、トルコ政府・国民はこのことを憂慮している。例えば、トルコの手世論調査会社であるメトロポール社が2012年に実施した調査でも、トルコ国民の60%がイランの核開発を脅威と捉えている³⁵。

しかし、イランにおいてロウハーニーが2013年6月の大統領選挙で勝利したことで、トルコもイランとの関係強化に乗り出した。それには以下のような理由があった。第1に、宗派对立の緩和である。上述したようにトルコがシリア内戦に際して反体制派を支援し、アサド政権との関係を断絶したことで、トルコも地域のスンナ派とシーア派の宗派对立に巻き込まれ、例えばイラクにおいてシーア派のマーキ政権との関係が悪化していた。トルコにとって、イランとの関係強化は宗派对立を緩和する効果が期待できた。第2に、シリア内戦に関する対応である。トルコは2011年11月の外交関係断絶以降、最も激しいアサド政権の批判者であり、2013年8月21日にアサド政権が化学兵器を使用した疑惑が浮上した際には、アサド政権への攻撃を強く訴えた。しかし、9月14日にアメリカとロシアによって「化学兵器破棄に関する米露枠組み合意」が締結されたことでトルコの見方は外れ、トルコのシリアに対する外交は行き詰まりを見せた。そんなトルコにとって、ロウハーニーが大統領となったイランはシリア内戦への関与を継続するうえで数少ない交渉パートナーの1つとなった。まず、11月1日にイランのモハンマド・ジャヴァード・ザリーフ (Mohammad Javad Zarif) 外相がイスタンブールで開催される第60回パグウォッシュ会議に出席するためトルコを訪問し、ロウハーニー政権の高官として初めてギェル大統領、エルドアン首相、ダーヴトオール外相などと中東の安定化について会談した。次いで、11月27日にテヘランを訪問したダーヴトオール外相はザリーフ外相と会談し、両外相は共同会見

で、「トルコとイランの全ての努力は、シリア内戦を終わらせるため、また、可能であれば第2回ジェノバ会議が実施される前に停戦させるためである」と述べ、協力してシリア内戦を終わらせていくことを強調した³⁶。

おわりに

本章では、トルコに関して、構造的説明による外交パターンの抽出、2013年において内政が外交に与えた影響、「域外」大国と中東の「域内」アクターに対する外交関係の現状分析を試みた。

構造的説明によってトルコの3つの外交パターンが明らかになった。それらは、①脅威認識が高い時には、アメリカまたはアメリカを中心とする同盟にフロッキングし、国際体系に強く拘束される、②脅威認識が低い時には、全方位外交を展開し、地域への関与を強める、③ポスト冷戦期以降、中東への関与が強まり、とりわけ、公正発展党の登場、単極・多極体系においてその多極的側面が強まったイラク戦争以降、関与が増えた、というものであった。

トルコの内政が外交に与える影響、「域外」大国と中東の「域内」アクターに対する外交の現状分析からは、①ゲズィ抗議と2013年12月17日に発覚した汚職・収賄事件で中東地域における「モデル」としての正当性が弱まる、②一方で、PKKとの停戦合意、「民主化パッケージ」の提示によってソフトパワーの維持に努める、③現在は脅威認識が強く、アメリカとの関係は強まる、④EUとの関係は、ゲズィ抗議により悪化したが、トルコにとってEUは「民主化」と内政安定の重要な要素であり、必要以上の関係悪化は避けたい、⑤中東地域は「アラブの春」以降、特に2012年後半以降、脅威認識と懸念要素が増える、⑥シリアとエジプトに対しては脅威認識が強まり、サウジアラビアとの関係が現状維持である一方、イラクとイランに対しては関係の改善が見られる、ことが明らかになった。

トルコの中東外交の短期的見通しは、非常に予測が困難になっている。2013年8月までは中東地域が不安定化している現状、いまだにアメリカが国際体系で影響力を保持していることを受け、フロッキングを外交の柱として展開していくことが予想された。しかし、アメリカは9月に化学兵器を使用した疑惑がもたれたシリアへの攻撃を宣言しながらも袋小路に落ち込み、ロシアの妥協案に同意したことで、イラク戦争後に減退していた中東における影響力にさらなる陰りが見られるようになった。また、ゲズィ抗議と12月に発覚した汚職・収賄事件は、これまで3回の総選挙、2回の地方選挙で勝利を収めてきた公正発展党の将来に暗い影を落とした。2014年に実施される地方選挙と大統領選挙、2015年度の総選挙の結果がトルコ外交の中期的な予測を大きく左右することになるだろう³⁷。また、

シリア内戦とイランとアメリカの和解は短期的に中東地域におけるシステム、トルコの外交パターンを変容させる諸要因である。トルコ外交の中期的な予想（トルコ共和国建国 100 周年の 2023 年まで）は、2015 年の総選挙後に再度検討する必要があるだろう。

—注—

- 1 トルコ・モデルの議論に関しては、例えば、今井宏平「アラブ諸国の政治変動に対するトルコの影響」『「アラブの春」の将来』平成 24 年度外務省委託研究報告書（日本国際問題研究所、2013 年）103-122 頁を参照。「基軸国家」に関しては、Mohammed Ayoob, “The Arab Spring: Its Geostrategic Significance,” *Middle East Policy*, Vol. 19, Issue. 3 (Fall 2012), pp. 84-97 を参照。
- 2 今井宏平『「ダーヴトオール・ドクトリン」の理論と実践』拓殖大学海外事情研究所『海外事情』第 60 巻 9 号（2012 年 9 月）16-31 頁を参照。
- 3 構造的リアリズムとは、ケネス・ウォルツ（Kenneth Waltz）が 1979 年に刊行した『国際政治の理論』において提示した考えを基礎としている。ウォルツは、アナーキーという国際システムが諸国家の行動を規定し、ユニット（アクター）である諸国家間の関係はパワーの配分によって決定される、と考え、主権国家というユニットの行動よりもアナーキーという秩序原理を国際システムの核に据え、それによって構造が決定し、ユニットの行動もそれに依拠する、とした。
- 4 本章では、ポスト冷戦期を冷戦体制崩壊から 2001 年 9 月 11 日のアメリカ同時多発テロまでの約 11 年間と、アメリカ同時多発テロから現在までの約 12 年間という 2 つの時期に区分する。
- 5 ジョン・ミアシャイマー『大国政治の悲劇—米中は必ず衝突する』奥山真司訳（五月書房、2007 年）434-442 頁。
- 6 ケネス・ウォルツ『国際政治の理論』河野勝・岡垣知子訳（勁草書房、2010 年）213-255 頁。
- 7 Birthe Hansen, *Unipolarity and the Middle East* (Richmond: Curzon, 2000), pp. 63-68.
- 8 (a) に関しては、森戸幸次『パレスチナ問題を解く—中東和平の構想』（ちくま新書、1996 年）42-89 頁；Gregory F. Gause, “Systemic Approaches to Middle East in International Relations,” *International Studies Review*, Vol.1, No.1 (Spring 1999), pp.11-31, Paul Noble, “From Arab System to Middle Eastern System?: Regional Pressures and Constraints” in Bahgat Korany and Ali Hillaal Dessouki (eds.), *The Foreign Policies of Arab States* (Cairo: The American University in Cairo Press), pp.67-165, (b) に関しては、Barry Buzan and Ole Wæver, *Regions and Powers: The Structure of International Security* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), pp.187-218, (c) に関しては、Carl Brown, *International Politics and the Middle East: Old Rules, Dangerous Game* (London: I.B.Tauris&CL, 1984), (d) に関しては、ジル・ケペル『ジハード：イスラム主義の発展と衰退』丸岡高広訳（産業図書、2006 年）、を参照。
- 9 「サラフィー主義者」については、例えば森山央朗「シリア『内戦』とイスラーム主義」『「アラブの春」の将来』平成 24 年度外務省委託研究報告書（日本国際問題研究所、2013 年）41-72 頁を参照。
- 10 トルコの仲介に関しては、例えば、今井宏平「中東地域におけるトルコの仲介政策—シリア・イスラエルの間接協議とイランの核開発問題を事例として—」『中央大学社会科学研究所年報』第 17 号（2013 年 8 月）171-190 頁を参照。
- 11 Ahmet Davutoğlu, *Stratejik Derinlik* (Istanbul: Küre yayınları, 2001), p.562.
- 12 Philip Robins, “The 2005 BRISMES Lecture: A Double Gravity State: Turkish Foreign Policy Reconsidered,” *British Journal of Middle Eastern Studies*, Vol. 33, No.2 (November 2006), pp. 210-211.
- 13 Stephen M. Walt, *The Origin of Alliances* (Ithaca: Cornell University Press, 1987), pp.21-26.
- 14 ゲズィ公園にショッピングモールを建設する計画は、2012 年 11 月 8 日にカディル・トプバシュ (Kadir Topbaş) イスタンブール市長によって発表されていたが、イスタンブール市が実際に建設に着手したのは 2013 年 5 月 27 日であった。
- 15 “Cumhurbaşkanı Gül'den Gezi Parkı açıklaması,” *Hürriyet*, 3 Haziran, 2013 <<http://hurarsiv.hurriyet.com.tr/goster/printnews.aspx?DocID=23424869>> accessed on 27 December, 2013.
- 16 “Şiddetten özür”, *Hürriyet*, 5 Haziran, 2013 <<http://hurarsiv.hurriyet.com.tr/goster/haber.aspx?id=23436397& tarih=2013-06-05>> accessed on 27 December, 2013.
- 17 ゲズィ抗議の詳細に関しては、例えば、岩坂将充「トルコ政治の現状と『民主化』の行方—2013 年反政府抗議運動の分析から—」『中東研究』第 518 号（2013 年 10 月）、66-74 頁；荒井康一「トルコにおける親イスラーム政党の成功と今後の課題—AKP 中道化の背景とゲズィ抗議運動の意味」『中東研究』第 519 号（2014 年 2 月）、29-36 頁を参照。

- 18 新たに閣僚となったのは、エムルッラー・イシュラル（首相補佐官）、ベキル・ボズダー（法務大臣）、エフカン・アラ（内務大臣）、アイシエヌル・イスラム（家族・社会政策大臣）、リュトフ・エルヴァン（運輸大臣）、ニハト・ゼイベックチ（経済大臣）、イドリス・ギュルジェ（環境・都市設計大臣）、アーキフ・チャータイ・クルチ（青年・スポーツ大臣）、フィクリ・ウシュク（科学・産業・技術担当大臣）、メヴュルト・チャヴシュオール（EU大臣）の10名であった。“Başbakan Erdoğan, yeni kabineyi açıkladı,” *Zaman*, 25 Aralık, 2013 < http://www.zaman.com.tr/politika_basbakan-erdogan-yeni-kabineyi-acikladi_2188811.html > accessed on 5 January, 2014.
- 19 Murat Yetkin, “Kurdish peace scenarios in Ankara,” *Hürriyet Daily News*, 26 March, 2013 < <http://www.hurriyetdailynews.com/kurdish-peace-scenarios-in-ankara.aspx?PageID=238&NID=43607&NewsCatID=409> > accessed on 5 January, 2014. 武装解除に関してはPKKや平和民主党（Barış ve Demokrasi Partisi：以下BDP）の見解では第3段階とされており、公正発展党と認識が異なっている。
- 20 Ergun Özbudun, “The Turkish “Democratization Package”,” *Middle East Institute Web site* < <http://www.mei.edu/content/turkish-%E2%80%9Cdemocratization-package%E2%80%9D> > accessed on 5 January, 2014; “Democratization and Human Rights Package”, AK Parti Website < <http://www.akparti.org.tr/english/haberler/democratization-and-human-rights-package/52628> > accessed on 5 January, 2014.
- 21 ただし、クルド人からは、エルドアン首相の改革案は来年度の地方選挙を見据えた票取り目的であり、平和民主党などが求めていた、現行の対テロ法案における曖昧なテロ組織とテロリストの宣伝活動の定義に関して改正案が示されなかったこと、過度に長期の拘束と地域行政の権利拡大に関して変更がなかったこと、に対する不満が見られる。
- 22 「オフショア・バランスング」とは、世界大での直接的な軍事力の展開は極力避け、同盟や多国間主義を通してアメリカの目的を達成するとともに影響力を維持する政策である。オフショア・バランスングの目的として、クリストファー・レイン（Christopher Layne）は、①将来ユーラシア大陸で起こる可能性のある大規模戦争からアメリカを隔離する、②アメリカが不必要な戦争に関与することを避ける、③アメリカ本土のテロリズムに対する脆弱性を減らす、④国際システムにおけるアメリカの相対的な地位と戦略的な行動の自由を最大化する、⑤海軍力と空軍力に最大限依拠し、可能なかぎり陸軍（の関与）は避ける、ことをあげている。クリストファー・レイン『幻想の平和：1940年から現在までのアメリカの大戦略』奥山真司訳（五月書房、2011年）346頁； Christopher Layne “The Global Power Shift from West to East,” *National Interest* (May/June 2012), pp. 30-31.
- 23 ガザ支援船団攻撃事件とは、2010年5月31日にガザ支援のためにガザ沖の公海上を航海中であったマーヴィ・マルマラ号をイスラエル軍が急襲し、9名のトルコ人と1名のアメリカ人が命を落とした事件のことである。トルコとイスラエルの関係悪化の詳細は、今井宏平「トルコとイスラエルの関係改善」日本・トルコ協会『アナトリアニュース』No. 135（2013年6月）53-58頁を参照されたい。
- 24 2013年11月4日にトゥデイズ・ザマン紙が「イスラエルの次期駐トルコ大使はラファエル・シュッツ（Raphael Schütz）氏が有力である」と報じたが、この報道に対してイスラエルの政府関係者が「大使が誰になるかはまだ白紙である」と否定している。“Turkey tight-lipped on ambassador to Israel,” *Today's Zaman*, 4 November, 2013 < <http://www.todayzaman.com/news-330590-turkey-tight-lipped-on-ambassador-to-israel.html> > accessed on 5 January, 2014; “Israel: No new Turkish envoy without reciprocation,” *The Jerusalem Post*, 6 November, 2013 < <http://www.jpost.com/Diplomacy-and-Politics/Israel-No-new-Turkish-envoy-without-reciprocation-330735> > accessed on 5 January, 2014.
- 25 “Statement by EU High Representative Catherine Ashton on the Situation in Turkey” < <http://www.avrupa.info/tr/en/resource/news-archiv/news-single-view/article/statement-by-eu-high-representative-catherine-ashton-on-the-situation-in-turkey.html> > accessed on 5 January, 2014 ; Füle Štefan “EU-Turkey bound together” < http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-13-517_en.htm > accessed on 5 January, 2014.
- 26 トルコのシリアとイランに対する脅威認識に関しては、今井宏平「接近するトルコとアメリカートルコのフロッキングとアメリカのオフショア・バランスング」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』第61巻7・8月号（2013年7月）45-62頁を参照。
- 27 UNHCR, *Turkey Syrian Refugee Daily Sitrep*, 26 December, 2013 < <http://data.unhcr.org/syrianrefugees/documents.php?page=1&view=grid&Language%5B%5D=1&Country%5B%5D=224> > accessed on 27 December, 2013.
- 28 “Number of Syrian refugees in Turkey exceeds 600, 000,” *Today's Zaman*, 21, October, 2013 < http://www.todayzaman.com/newsDetail_getNewsById.action;jsessionid=FE3480DA13458413AEB4A410DDD600F0?newsId=329346&columnistId=0 > accessed on 27 December, 2013.
- 29 Murat Yetkin, “Neo-laicism by Erdoğan,” *Hürriyet Daily News*, 16 September, 2011 < <http://www.hurriyetdailynews.com/default.aspx?pageid=438&n=neo-laicism-by-erdogan-2011-09-16> > accessed on 27 December, 2013.
- 30 “Turkey, Egypt expel ambassadors, downgrade diplomatic ties,” *Today's Zaman*, 23 November, 2013 < <http://www.todayzaman.com/news-332204-turkey-egypt-expel-ambassadors-downgrade-diplomatic-ties.html> > accessed on 29 December, 2013.

- ³¹ “Turkey, Iraq agree to open 2 new border gates,” *Today’s Zaman*, 21 November, 2013 <http://www.todayszaman.com/newsDetail_getNewsById.action;jsessionid=B08F909DD8B93A98A7A78B87ECCF2F2F?newsId=332056> accessed on 29 December, 2013.
- ³² Doğu Ergil, “Turkey-Iraq reconciliation,” *Today’s Zaman*, 12 November, 2013 <http://www.todayszaman.com/columnists/dogu-ergil_331261-turkey-iraq-reconciliation.html> accessed on 29 December, 2013.
- ³³ “Erdoğan-Barzani buluşması dış basında,” *Hürriyet*, 16 Kasım, 2013 <<http://www.hurriyet.com.tr/dunya/25135962.asp>> accessed on 29 December, 2013.
- ³⁴ 2011年において、イランからトルコへの原油の輸入は全体の51%（第1位）、天然ガスの輸入は21%（第2位）にのぼっており、天然資源の多くを依存していた。しかし、2011年12月31日にアメリカにおいてイランからの原油輸入国の金融機関に制裁を加える法律が可決され、2012年3月30日にオバマ大統領が承認、6月28日から制裁が発動された結果、2012年度のイランからトルコへの原油輸入はロシア、イラクに次いで第3番目となった。
- ³⁵ “Türkiye Siyasal Durum Araştırması - Eylül 2012,” *MetroPoll Website* <<http://www.metropoll.com.tr/report/turkiye-siyasal-durum-arastirmasi-eylul-2012>> accessed on 5 January, 2014.
- ³⁶ “Turkey, Iran call for Syria ceasefire before Geneva 2 talks,” *Hürriyet Daily News*, 27 November, 2013 <<http://www.hurriyetdailynews.com/turkey-iran-call-for-syria-ceasefire-before-geneva-2-talks.aspx?pageID=238&nID=58618&NewsCatID=352>> accessed on 5 January, 2014.
- ³⁷ 2013年12月30日にメトロポール社が掲載した世論調査によると、2013年12月の時点で、ギュルの大統領継続を支持する人は63%（反対29.5%）、エルドアンの大統領就任を支持する人は48.1%（反対47.2%）となっている。“Türkiye'nin Nabzı - 2013 TÜRKİYE DEĞERLENDİRMESİ,” *MetroPoll Website* <<http://www.metropoll.com.tr/report/turkiyenin-nabzi-aralik-2013>> accessed on 5 January, 2014. また、同じくメトロポール社が2013年7月に実施した世論調査によれば、公正発展党43.2%、共和人民党20.4%、民族主義者行動党13.9%、平和民主党6.5%の支持率となっており、2013年中旬においても依然として公正発展党の優位は続いている。“Türkiye'nin Nabzı Temmuz 2013,” *MetroPoll Website* <<http://www.metropoll.com.tr/report/turkiyenin-nabzi-temmuz-2013>> accessed on 5 January, 2014.

第4章 シリアのプレ・モダンな社会構造とポスト・モダンな状況 —名望家の持続と変質—

森山 央朗

1. シリアの社会構造

さまざまな宗派や民族が混在するシリアの在地社会では、シャイフ (shaykh 長老) やアヤーン (a'yān 貴顕) などと呼ばれる名望家が強い影響力をもってきた。彼ら在地名望家は、地主や商人などとしての経済資本と、知識人としての文化資本を活用することで、民衆からの敬意を集め、在地社会におけるパトロンとして振る舞い、国家権力と在地社会を仲介することで、円滑な統治に協力した。こうした在地名望家は、明清期中国の士大夫／郷紳や日本の名主など、世界各地のさまざまな時代に遍在するが、シリアを含む前近代ムスリム (イスラーム教徒) 政権の支配地域においては、名望家の多くが、政権の統治理念であったイスラームの宗教諸学に通じたウラマー ('ulamā' イスラーム宗教知識人) であった¹。彼らは、イスラーム法学などの知識を活用して、外来の軍人支配者の政権に協力する一方で、間地域的な学術交流ネットワークをとおしてウンマ (umma イスラーム共同体) の理念的統合を体現し、政権の後ろ盾やより広い世界とのアクセスによって、在地社会における権威と影響力を維持拡張した。政権を構成する軍人支配者は、ワクフ (waqf 宗教寄進財) の設定やマドラサ (madrasa 学院) の建設などをとおした利権供与と、宗派・学派などを理由として待遇に格差をつけることによって、政権に批判的な名望家を排除し、協力的な名望家⇌ウラマーの庇護統制によって支配の浸透を図った²。シリアにおいては、11世紀にスンナ派政権の支配が確立されて以降、19世紀に至るまで、スンナ派ウラマーの名望家が、アレppo、ハマ、ヒムス、ダマスカスといった都市を中心に、大きな影響力を行使してきた³。スンナ派が人口の約7割を占める多数派となったのも、スンナ派政権と結びついたスンナ派名望家の影響力によるところが大きかったと考えられる。

19世紀から20世紀前半にかけて、前近代的スンナ派ムスリム政権であったオスマン朝 (1299—1922年) の統治が動揺し、フランスの委任統治 (1920—1946年) 下に置かれるに至って、スンナ派イスラームを統治理念とする政権の支配は終わった。同時に、近代的・西欧的な知識・技術を身につけた官僚や軍人という新たなエリートが出現したことで、文化資本としてのイスラーム宗教諸学の価値も低下した。スンナ派名望家の一部は、近代的・西欧的・世俗的な政治家や官僚に転身して地位の維持を図ったものの、彼らが社会的権威を寡占する状況は崩れたのである。

こうした、社会的権威とそれを支える知識・理念の多様化のなかで、ハーフィズ・アル＝アサド Hāfiz al-Asad 前大統領（在任 1971—2000 年）は、アラウィー派出身のアラブ社会主義者の軍人という新興エリートとして、軍を基盤に権力を掌握した。ここで注意しなければならないことは、宗派集団としてのアラウィー派を母体に政権を築いたわけではないし、旧来のスンナ派名望家を一律に排除したわけでもないことである。政権に協力的な、あるいは、協力させるべきと目したスンナ派名望家は、軍と政府のポストや、ムフティー（muftī イスラーム法権威者）などの宗教ポストと、それらに伴う利権を優先的に配分することで取り込んだ⁴。一方、政権に批判的な、あるいは、政権の利権配分に与れなかったスンナ派名望家は、反体制運動に参加し、アサド政権に対抗した。しかし、アサド政権の弾圧に直面して、その多くが海外への逃亡を強いられ、在地社会と切り離されたことで、名望家としての影響力を失った。国内に残った人々も沈黙を余儀なくされた。

懐柔と弾圧をとおした名望家層の大統領個人への忠誠と畏怖の獲得は、スンナ派以外の宗派やクルド人などの民族集団、同職組合などの社会集団に対しても行われた。その結果として成立した個人的紐帯に基づくアサド政権の支配構造は、「分節的なシリア社会のすべての社会属性を代表する一方で、そのすべてを阻害する」⁵と評されるものであった。国民の国家への直接的な参加意識と制度に担保された非人格的統治を近代国家のモデルとするならば、軍などの暴力装置を掌握する権力が、在地名望家の懐柔と排除によって統治を行うアサド政権の支配構造は、近代的というより、前近代のムスリム政権の統治手法に類似する。2011年3月までのシリアは、名望家・エリート層を懐柔／排除する、アサド政権の権威主義的統治の下で相対的な安定を享受してきたが、同時に、前近代的な社会構造を温存してきたとも言えるのである。

2. スンナ派イスラーム主義の展開

シリアの前近代的な社会構造は、アサド政権に対する反体制運動にも影響を与えてきた。シリアの反体制運動は、クルド民族主義に基づく自治・独立要求運動を除くと、シリア・アラブ共和国という国家の枠内で世俗的な民主的社会を目指す運動と、預言者ムハンマド al-Nabī Muḥammad (632 年没) のスンナ (sunna 慣行) に則った公正な共同体 (jamā'a ジャマア) の実現を訴えるスンナ派イスラーム主義運動に大別される。このうち、世俗的な反体制運動は、アサド政権の抑圧的な統治に対して、人権保護や市民社会の建設といった近代民主主義的理念を掲げる。しかし、運動の実態としては、医師や学者、弁護士といった名望家・エリートに主導され、彼らの影響力に依存する部分が大きく、民衆の自発的な

支持を全国規模で収攬することには成功してこなかった。

一方、スンナ派イスラーム主義は、現実のムスリム社会の停滞を批判し、「墮落したイスラーム」からの「純粋なイスラーム」の再興と、それに則った公正な社会の実現を掲げる。この「純粋なイスラーム」を、ウンマの父祖 (salaf サラフ) である、預言者ムハンマドとその仲間たち (ṣaḥāba 教友) に求めるため、スンナ派イスラーム主義は、サラフィー主義とも呼ばれ、一見すると復古的な運動とみえる。しかし、スンナ派イスラーム主義／サラフィー主義は、反独裁や自由・平等・博愛といった近代的な理想をサラフの時代に読み込んできた。そして何より、イスラームに則ることを政治思想や社会運動として改めて主張すること自体、イスラームに則った統治・社会という理念が自明でなくなった近代的状況に対応した、優れて近代的な思想・運動潮流である⁶。

こうしたスンナ派イスラーム主義の近代性は、その思想と運動に関する研究が広く指摘するところである。とはいえ、シリアにおけるスンナ派イスラーム主義運動の実態は、世俗的な反体制運動と同様に、名望家・エリートの前近代的な影響力、すなわち、民衆とのパトロン-クライアント関係に沿って組織された部分が大きかったと考えられる。アレppoのサイド (sayyid 預言者ムハンマドの血統を引くと認められた人々) 名家出身のカワーキビー・Abd al-Raḥmān al-Kawākibī (1902年没) に象徴されるように、19世紀後半から20世紀前半にかけてのシリアで、スンナ派イスラーム主義を唱道した思想家の多くが、旧来のスンナ派名望家≒ウラマー層の出身であった。こうした、スンナ派イスラーム主義思想家の出身階級の偏りは、当時の社会における知識階級の偏りに起因するものであるが、彼らの理想とその思想的影響とは別の次元で、スンナ派イスラーム主義の出現が、近代におけるスンナ派名望家の地位と権威を維持しようとする試みと結びついていた側面がうかがえる。つまり、彼らの在地における社会的権威の寡占を裏書きしていた、スンナ派イスラームを統治理念とする政権が動揺し消滅していくなかで、世俗的エリートに転身しなかった名望家の一部が、スンナ派イスラームの文化資本としての社会的価値を、状況の変化に対応した形で改めて主張したものとして、スンナ派イスラーム主義を捉えることも可能ではないかということである。

いずれにしても、20世紀初頭までのイスラーム主義は、名望家≒ウラマーのなかで議論されるにとどまり、大きな社会運動には結びつかなかった。そうしたイスラーム主義を大衆的な政治・社会運動に展開させる上で大きな役割を果たしたのが、ムスリム同胞団 (al-Ikhwān al-Muslimūn) である。ムスリム同胞団は、創始者のハサン・アル=バンナー Ḥasan al-Bannā (1949年没) が世俗的な師範学校を卒業した教師であったように、旧来のスンナ派名望家≒ウラマーよりも、近代的な教育を受けた新興エリートに主導・支持され

る部分が多いと言われ、民衆を巻き込んだ大規模な運動組織を構築した⁷。ムスリム同胞団は、シリアにおいても、独立期（1940年代後半）から1980年代初頭にかけて、アラブ社会主義を掲げる政権与党、バアス党（Ḥizb al-Ba‘th al-‘Arabī al-Ishtirākī）に対抗する有力勢力として、スンナ派民衆から一定の大衆的支持を得ていた。しかし、シリアのムスリム同胞団（以下、シリア・ムスリム同胞団）は、一枚岩の組織ではなく、さまざまな内部対立を抱え、バアス党・アサド政権との抗争を激化させて、1982年のハマー虐殺で大量の犠牲者を出し、徹底した弾圧によって、シリア国内の政治勢力としては壊滅した。シリア・ムスリム同胞団の大衆動員の実態については、今後の研究の進展を待たなければならないが、内部対立がアレppoやハマーといった北部の支部とダマスカスの支部との対立として展開したと指摘されることから、在地名望家・エリート層の影響力が何らかの形で関与していたと推測される⁸。

このシリア・ムスリム同胞団の壊滅以来、2011年に至るまで、シリア国内において、スンナ派イスラーム主義勢力が、一定の影響力をもった政治・社会運動として活動することはなかった。同胞団に参加・支持していたエリートの一部は、国外に逃れて活動を続けたが、アサド政権から排除されて国外に逃亡した他の在地名望家と同様に、国内に有効な影響を及ぼすことはできなかった。もちろん、このことは、1980年代中葉から2011年までのシリアにおいて、スンナ派イスラームの政治的な重要性が消失したことを意味するわけではない。人口の約7割が信仰するスンナ派イスラームは、国家の統合と分断の重要な要素であり続けた。アサド政権も、アラウィー派をシーア派イスラームの一派と主張し、大統領自らモスクでスンナ派の礼拝に参加するなど、イスラーム性を強調する施策を採ってきた⁹。スンナ派のウラマーも、礼拝の指導や説教、宗教学校の運営などの活動を続けてきた。ただし、それらは、アサド政権に懐柔されたスンナ派名望家⇨ウラマーによって、政権の支配に協力する形で行われ、やはり、前近代のスンナ派イスラーム政権とスンナ派名望家⇨ウラマーの関係と類似した状況を作り出してきた。シリア・ムスリム同胞団の敗北は、近代的なスンナ派イスラーム主義運動の敗北であるだけでなく、シリア社会の「近代化」の蹉跌の一部と読むこともできよう。

3. 2つのポスト・モダン：「アラブの春」と「過激イスラーム主義」勢力

前近代的な性格を引きずるシリアの社会と名望家・エリートは、「アラブの春」というポスト・モダンな状況に投げ込まれることとなった¹⁰。「アラブの春」をポスト・モダンとする含意は、つとに指摘されているとおり、ネットや携帯電話、国際衛星放送などをとお

して、明確なイデオロギーや指導者がいないまま進行する「革命」が、ロシア革命（1917年）に代表される近代的な革命とは異なることと、そうした「革命」が、近代的な国民国家の枠組みを超えて結びついていることである。

アサド政権に排除されて国外に逃亡していた名望家や、ムスリム同胞団に関係するエリートにとって、「アラブの春」のポスト・モダン的な要素は、当初、有利に働いた。元来、在地名望家やエリートたちは、在地社会に在ることによって影響力を発揮した。また、その影響力の基盤となる権威は、経済資本・文化資本と並んで、在地社会の外部にある支配権力と、在地社会を超えたより広い世界とつながることで形成された。自ら強力な暴力装置や統治機構をもたない名望家は、それらをもつ権力の後ろ盾があつて、はじめて社会的な影響力を行使し得た。したがって、政権によって排除され、在地社会と切り離された名望家は、もはや名望家として機能することはできないはずであつた。

ところが、ネットや携帯電話、国際衛星放送は、不完全な形であるにせよ、シリア国外から国内の社会に影響を及ぼすことを可能にした。同時に、それらのメディアは、国際社会に訴え、国際世論の後ろ盾を得ることを可能にした。実際に、2011年9月頃まで、国内でのデモに呼応して、アサド政権非難の国際世論を速やかに形成したのは、欧米諸国に亡命していた名望家・エリートとその子弟たちであり、国外で「革命」を指導すると主張するシリア国民評議会（al-Majlis al-Sūrī al-Waṭānī/The Syrian National Council 以下、国民評議会）を、2011年10月にイスタンブルで結成したのも、彼らであつた。そのなかで、ムスリム同胞団の関係者は、「筋金入り」の反体制運動家として重要な一角を占めた。

しかし、国外の名望家・エリートの国内への影響力は中途半端であつたし、彼らが後ろ盾にしたのは、国際社会・国際世論というあやふやなものである。確かに、ネットや国際衛星放送をとおして広がったヴァーチャルな力は、国内の反体制活動にある程度の追い風となつたであろうが、国内の現実を制御し、アサド政権のリアルな暴力に十分に対抗する力とはならなかつた。そして、2011年9月頃から、国内の反体制活動が武装化し、アサド政権との戦闘に発展していくなかで、国内の運動と国外の活動家の亀裂が広がり、国内の反体制運動を国外から指導することが不可能であることが明らかになった。同時に、国内で激化する暴力の応酬によって、それまでアサド政権に協力していた在地名望家とウラマー、エリートの一部が、国外に脱出して反体制運動に合流した。こうした状況を受けて、国内の運動との連携に苦慮していた国民評議会に代わって、国内外の反体制運動の統合を目指して、2012年11月にドーハで、シリア革命反体制諸勢力国民連立（al-I'tilāf al-Waṭānī li-Quwā al-Thawra wa al-Mu'āraḍa al-Sūrīya/National Coalition for Syrian Revolutionary and Opposition Forces 以下、国民連立）¹¹が結成されたものの、反体制諸勢力の意思統一は達

成されていない¹²。

反体制諸勢力の意思統一が進まない原因として、イスラーム主義から共産主義に至る、さまざまな主義主張の寄り合い所帯であることと並んで、国民評議会も国民連立も、名称に「国民 (waṭānī/national)」を謳う一方で、「シリア国民」なるものを完全に代表できないことが挙げられる。長く国外に暮らしてきた元名望家と、新たに国外に脱出した名望家やウラマー、エリートと、国内の諸勢力との亀裂が解消できないことに加えて、アレッポ派やダマスカス派といった、名望家・エリートたちの地縁的な派閥が形成され、相互に対立しているとの話も聞こえてくる。その結果、反体制諸勢力は、欧米主導の軍事介入の要請の是非や、アサド政権との交渉の是非といった、重要な方針において結束することができず、国際社会とシリア国内の一般民衆の双方からの信頼を低下させてきた。反体制諸勢力の意思統一の欠如は、近代的な「国民」の創出が不十分で、前近代的な構造を引きずったままポスト・モダンな状況に直面させられたシリア社会の悲劇とも言える。

とはいえ、2013年4月頃までは、反体制諸派の武装勢力は比較的優勢に戦闘を進め、シリア北部に支配地点を広げていた。こうした、反体制諸派の優勢に貢献したのが、「ジハードの戦場におけるシャームのジハード戦士によるシャームの民のための救援 (ヌスラ) 戦線」(Jabhat al-Nuṣra li-Ahl al-Shām min Mujāhidī al-Shām fī Sāhat al-Jihād 以下、ヌスラ戦線) などの、外部から参入した新来の「過激イスラーム主義」武装集団であったと言われる。こうした「過激イスラーム主義」勢力は、しばしば「サラフィー主義」勢力とも呼ばれる。しかし、「サラフィー主義」自体は、先述のとおり、ムスリム同胞団などの旧来のイスラーム主義組織も掲げてきた。さらに言えば、サラフを理想のムスリムとして尊重・参照することは、スンナ派一般の思想・教義の根底をなすものである。

スンナ派のなかには、伝統的に、現状をサラフの理想に根拠づけて肯定する主流潮流と、現状のサラフの理想からの逸脱¹³を批判するラディカルな少数潮流が並存してきた。イスラーム主義は、元々、後者の流れをくむものであった。それが、例えば、20世紀中葉以来のイスラーム主義運動を代表するエジプトのムスリム同胞団は、1990年代から革命路線を放棄し、社会改革などによって、国民国家エジプトの枠内で、漸進的にイスラームに基づいた公正な社会の実現を目指す中道路線に転じた。「穏健イスラーム主義」とも呼ばれるこうした考えは、スンナ派の伝統的主流潮流と調和し、伝統的なウラマーのなかにも、同胞団の思想をスンナ派の思想そのものと評する向きもある¹⁴。

これに対して、ヌスラ戦線など「過激イスラーム主義」勢力と呼ばれる集団は、欧米主導の国民国家体制の打破と、イスラームの支配の貫徹するウンマの建設を掲げ、ジハードの名の下に自爆攻撃などの過激な闘争手段を用いて、世界各地で活動を展開する。ヌスラ

戦線は、その自称のなかで、国民国家シリアを意味するアラビア語の「スーリーヤー (Sūriyā)」ではなく、パレスチナ、ヨルダン、レバノン、シリアの領域からなる地中海東岸一帯を指すアラビア語の地名として 19 世紀まで使われていた「シャーム (Shām)」¹⁵を用いており、ここからは、シリアの国民国家体制を打破して、地中海東岸地域にウンマを建設しようという彼らの目標がうかがえる。

また、預言者ムハンマドの活躍とその後の教友たち、すなわち、サラフたちによる大征服 (futūḥ) というウンマの初期 (7 世紀中葉) の歴史において、シャームは重要な征服地であり、シャームに移住した教友たちや、シャームに暮らした初期のムスリムたちは「シャームの民 (Ahl al-Shām)」と呼ばれ、ジハード戦士としてさらなる征服や東ローマ帝国との境域の防備に活躍した¹⁶。預言者ムハンマドは、自分の死後にウンマがシャームを征服することを予言し¹⁷、「シャームの民」が「神の道 (ジハード) の砦の守備隊 (murābiṭ ūn)」となり、「地上における神の鞭 (sawṭ)」となって似非信徒 (munāfiq) を打ちのめすと語ったという¹⁸。また、【我ら (神) の軍勢 (jund) こそ、勝利者である (37 章 : 173 節)】という『クルアーン (コーラン)』の章句にある【我らの軍勢】とは、「シャームの民」と解釈されるという¹⁹。シャームという言葉が多用されるヌスラ戦線の自称は、国民国家シリアの解体という含意とともに、サラフの時代の勝利やジハード戦士としての栄光を約束されたシャームのムスリムたちといったイメージを想起させるものであり、サラフのイスラームへの回帰によって現行の国家体制を打破し、ウンマを「再興」しようという彼らの理想を良く表した自称と言える。

このような「過激イスラーム主義」勢力は、サラフの時代への回帰によって近代的な国民国家体制を打破することを唱え、イスラーム諸国だけでなく、欧米諸国を含む世界各国からジハード戦士を集めて、国家の枠を超えて活動する点で、先述の「アラブの春」と並んで、シリアの社会が直面しているもう一つのポスト・モダンである。「過激イスラーム主義」勢力は、1980 年代のアフガニスタンや 2000 年代のイラクなどでの戦闘経験を継承し、湾岸諸国の篤志家などからの豊富な資金と優秀な装備をもつと言われる。そして、世界各地からジハードの実行と殉教を求めて集まった戦士たちは、アサド政権の軍・治安部隊の重火器・重装備に勇敢に立ち向かい、反体制運動の支配地点を広げることにも貢献するとともに、政権の暴力にさらされるシリアの一般住民から相応の支持を集めたとも言われる。

外来の「過激イスラーム主義」勢力の浸透に対して、シリア在地の名望家やエリート出身の反体制活動家たちは、微妙な態度をとってきた。シリア社会とは関係の無かった外来者が、シリア国内で過激な闘争を繰り広げることに警戒感を抱きつつ、彼らの高い戦闘力と、彼らに対する国内の一般住民の一定の支持を否定・無視することができなかったので

ある²⁰。

そうした「過激イスラーム主義」に対する微妙な態度は、2013年9月頃から変化してきた。アサド政権が、ヒズブ・アッラー（Hizb Allāh ヒズボラ）やイランの援助を得て攻勢に転じるなかで、「過激イスラーム主義」武装集団が、キリスト教徒などの非ムスリム住民や「自由シリア軍」などの在地の反体制武装組織を攻撃したり、「過激イスラーム主義」武装集団同士で戦闘を繰り返しているからである。ムスリム同胞団関係者などの「穏健イスラーム主義」的な人々であれ、世俗的な人々であれ、国外で活動する反体制活動家は、「過激イスラーム主義」武装集団を「アル＝カーイダと同様のテロ組織」と批判するようになっている。こうした言説は、反体制運動を「外国のテロ集団の犯罪」としてきたアサド政権の主張と奇妙な一致をみせる。

一方、「過激イスラーム主義」武装集団と実際に対面しなければならない国内の在地名望家にとっては、「過激イスラーム主義」武装集団への対処はより深刻な問題である。「過激イスラーム主義」武装集団を排除しようとするれば、何らかの軍事力を調達しなければならない。その調達先としては、「過激イスラーム主義」武装集団と対立する反体制武装組織か、アサド政権の軍・治安部隊がある。このうち、反体制武装組織の多くは、アサド政権との戦闘で苦戦しており、「過激イスラーム主義」武装集団を抑える余力のある組織は少ない。したがって、アサド政権の軍・治安部隊に頼らざるを得ないことが多く、これまでのいきさつからアサド政権との協力ができない、もしくは、「過激イスラーム主義」武装集団の支配が強く、政権の軍・治安部隊が展開できない地域の名望家たちは、自らの生き残りのために、「過激イスラーム主義」武装集団の支配に協力するしかない。実際に、シリア北部、ユーフラテス河中流域のラッカ近郊の遊牧系部族のシャイフたちが、同地に勢力を広げる「過激イスラーム主義」武装組織である、「イラクとシャームのイスラーム国 (al-Dawla al-Islāmīya fī al-‘Irāq wa al-Shām)」に忠誠を誓ったとも伝えられている²¹。

外来の武装集団に在地名望家が忠誠を誓ってその支配に協力するという行為は、上述のとおり、前近代の名望家たちがしばしば採ってきた行動であり、アサド政権に対しても同様であった。その目的は、名望家自身の生存と地位の保全と、影響下にある民衆の安全の確保である。そこには、民衆の意向もある程度反映されていると考えられ、暴力の応酬に疲弊した人々が、誰であれ自分たちの安全を確保してくれそうな勢力を支持するようになっているとも推測される。また、サラフの「純粋なイスラーム」による支配という大義名分が常にスンナ派の思想・教義に含まれているだけに、スンナ派ムスリムにとっては、「過激イスラーム主義」の支配を受け入れることに宗教的な違和感はあまりないのかもしれない。

4. 「過激イスラーム主義」勢力の伸張と国際世論・国際社会の変節

「過激イスラーム主義」武装集団の浸透は、反体制運動に影響を与えているだけでなく、国際社会の対応にも影を落としている。欧米諸国と湾岸諸国とトルコは、2011年8月以来、アサド政権の独裁と暴力を強く批判し、反体制運動を支援してきた。それに対して、ロシア、中国、イランがアサド政権に理解を示して支援を行ってきた。関係諸国が、反体制側と政権側に分かれてしまったために、国際社会が一致した行動をとることができず、関係諸国による仲裁も期待できないなかで、シリア国内では2年以上にわたって内戦状況が続いてきた。10万人を超えるという犠牲者と、シリアの住民の半数近くが生活を破壊されて避難を余儀なくされるという深刻な状況を前にして、2013年8月頃には、欧米諸国によるアサド政権に対する軍事攻撃が議論された。しかし、軍事攻撃は実施されず、攻撃の理由として挙げられたアサド政権の化学兵器所有の疑惑は、アサド政権がそれを認め、廃棄に応じる姿勢をみせたことで、かえって、アサド政権と欧米諸国との「和解」の口実となっているようにもみえる。

欧米諸国が、2年以上続けてきたアサド政権非難を弱め、交渉を模索し始めた背景には、攻撃の理由を「和解」の口実に変えるようなアサド政権の巧みな対応とともに、欧米諸国を敵視する「過激イスラーム主義」武装集団が、シリア国内に勢力を伸張していることに、欧米諸国が危機感を抱いていることがあると思われる。アメリカとEU諸国は、国家としてのシリアが破綻し、自分たちに対する「テロの温床」となるのを防ぐためには、民主化という理想を棚上げにして、アサド政権に、「過激イスラーム主義」の「テロ組織」を弾圧する役割を果たすことと引き替えに、権威主義的な支配を黙認することもやむを得ないと考えるようになっており、とも疑われるのである。アサド政権は、反体制運動の発生の当初から、一貫してそれらの運動はシリア国民の運動ではなく、外国から侵入した「テロリストの犯罪」と述べ、「テロとの戦い」として弾圧の正当性を主張してきた。もし、欧米諸国が「テロとの戦い」を口実に、アサド政権の存続を容認した場合には、非難から一転して、アサド政権のプロパガンダにお墨付きを与えるという皮肉な結末になりかねない。

もちろん、欧米諸国の軍事介入がアサド政権の崩壊をもたらし、反体制派による民主化につながる保証はない。軍事介入は、成功裏に進んだとしても犠牲を増やし、シリア国内の混乱を助長するだけに終わる危険性も高い。それよりは、欧米諸国とロシア、イランが協調し、アサド政権と反体制諸派の交渉によって国内の暴力を停止させる方が、シリア国内の一般住民にとって望ましいことは間違いない。アサド政権を非難し、シリアの民主化を求めてきた国際世論も、シリア国内の危機的状況と、反体制諸派が意思統一を達成できない現実を前に、民主化よりも、暴力の停止とシリア国内の状況の改善を求めるようになって

てきている。

反体制運動を支えてきた欧米諸国の態度と国際世論の変化は、「過激イスラーム主義」武装集団に同調しない反体制諸派にとって大きな脅威である。自前の軍事力でアサド政権を打倒できない彼らは、国際世論のアサド政権非難と、それを要請するにせよ、拒絶するにせよ、欧米諸国による軍事介入の可能性をアサド政権に圧力をかける重要な武器としてきたからである。特に、シリア国内の状況に有効に関与できない国外の反体制活動家は、欧米諸国と国際世論を主要な活動の舞台の一つとしてきた。その舞台上で、アサド政権への対決姿勢が弱まっていくことは、彼らの影響力を著しく弱めることになる。しかし、欧米諸国と国際世論を後ろ盾にしてきただけに、それらの意向に逆らうこともできない。

こうした国際社会・国際世論と反体制諸派とのズレは、2014年1月20日からジュネーブで開催された和平会議（ジュネーブ2）への参加とアサド政権との交渉に関する、国民連立と反体制諸派の迷走によく表れている。国民連立は、ジュネーブ2への参加について、当初は否定的な立場をとっていたが、欧米・アラブ諸国からの強い参加要請を受けて、内部でさまざまな異論を噴出させつつ、1月18日ようやく参加を正式に決定した。この決定に対して、国民連立に参加していた国民評議会は、バッシヤール・アル＝アサド **Bashshār al-Asad** 大統領（在任2000年—）が退陣しない限り、政権との交渉には同意できないとして、1月20日に国民連立からの脱退を表明した²²。この国民評議会の反発は、政権の弾圧に曝され続けているシリア国内の人々を前に、弾圧を指揮しているとされるバッシヤール・アル＝アサド大統領との交渉を表明することは、シリア国内の住民と反体制運動からの支持を大きく失うとの判断によるものと考えられる。とはいえ、バッシヤール・アル＝アサド大統領の退陣を交渉の前提条件として、国民連立のジュネーブ2への参加を批判する国民評議会の主張は、反体制勢力が国内の戦闘においてアサド政権を圧倒できず、むしろ政権が優勢な状況では、無意味と言わざるを得ない。同時に、政権との停戦・交渉といった重要な問題について意思の統一を図ることができないという、反体制諸派の協調・統合の欠如を改めてシリアの国内と国際社会に示すことになり、国民連立と国民評議会双方の立場をますます弱めたと言えるだろう。

5. 名望家はシリア一般住民の意向をまとめ得るか

在地名望家の懐柔と排除という伝統的な統治手法を用いたアサド政権の権威主義体制の下で、前近代的な構造を超克できなかったシリア社会は、「アラブの春」というポスト・モダンな状況のなかで、アサド政権に対する異議申し立てを行うようになった。しかし、

政権が暴力的な弾圧を行い、政権に排除されて国外に亡命していた名望家が国際世論を後ろ盾に中途半端に影響力を回復したことで、国民的な意思統一による民主化を達成する目処も立たず、收拾の付かない混乱に陥った。そして、「過激イスラーム主義」武装集団という別のポスト・モダンな要素が参入したことにより、反体制運動の後ろ盾になってきた欧米諸国と国際世論の態度も変わりつつある。

こうした状況の推移に、多大な犠牲を強いられてきたシリア国内に暮らす普通の人々の意向が十分に反映されてきたとは言い難い。フェイスブックなどには、シリア国内の人々のさまざまな声が挙げられているが、それらがまとまって国民的な意思とはなっていない。その原因の一つは、アサド政権下で、大衆運動や大衆政党、実質的な自由選挙といった、国民の総意を代表する近代的で非人格的な装置が構成されてこなかったことに求められる。2011年9月頃までの民衆デモは、国民的な議論と総意を創出する契機となったかもしれないが、政権の厳しい弾圧に直面し、武装闘争へと展開したことでその芽も摘まれてしまった。

とはいえ、アサド政権の軍・治安部隊と、在地の反体制武装勢力と、外来の「過激イスラーム主義」武装集団が戦闘を繰り返す現状を打開し、シリア社会が安定を回復するためには、実際にシリア国内で暮らしてきた人々の多くが納得できる枠組みでの合意が不可欠であり、そこには、彼らの意向が十分に反映されなければならない。この点において、名望家たちは、その社会的権威や影響力を弱め、あるいは、変容させているとはいえ、シリア各地の住民の意向をとりまとめ得る、現時点でのほぼ唯一の存在である。その一方で、地縁や血縁、宗派といった、シリアの社会を分断するさまざまな要素にしたがって形成される諸集団の指導的地位にあり、シリアの人々を分断することにも大きな役割を果たす。そうした名望家の活動と影響力の変化が、シリアに暮らす人々の意向をとりまとめる方向に働くのか、あるいは、分断と対立を煽っていくのかといった問題は、今後のシリア情勢の推移を決定する一つの重要な要素となるだろう。名望家の変質が、シリアの社会構造にどのような影響を与えるのかを分析することは、シリアの「近代化」と「民主化」が前進するのか、あるいは、敗北と蹉跎の歴史を繰り返すのかを見通す上でも、重要な視座を提供すると考えられるのである。

—注—

- ¹ この他、文書行政や財務などの専門知識をもつ官僚を輩出する名望家や、外来の軍人支配者が土着化した名望家などもある。また、遊牧民の間では、主に血統によって正統性を認められた部族指導層が名望家の役割を担ってきた。
- ² Richard W. Bulliet, *The Patricians of Nishapur: A Study in Medieval Islamic Social History* (Cambridge MA: Harvard University Press, 1972); Roy Mottahedeh, *Loyalty and Leadership in an Early Islamic Society* (London and New York: I. B. Tauris, 2001)(First Published in 1980 by Princeton University Press).
- ³ 三浦徹「マムルーク朝時代のサーリヒーヤ：街区とウラマー社会」『日本中東学会年報』4/1 (1989年)；同著者「ダマスカスのマドラサとワクフ」『上智アジア学』13 (1995年)；谷口淳一「11-13世紀のハラブにおけるウラマー三家系：スンナ派優遇策とウラマー」『史林』79/1 (1996年)；同著者「北シリアにおけるスンナ派優遇策の開始：12世紀前半のハラブ」『史窓』60 (2003年)；MIURA Toru, “The Salihyya Quarter of Damascus at the Beginning of Ottoman Rule: The Ambiguous Relations between Religious Institutions and waqf Properties,” in Peter Sluglett and Stefan Weber eds., *Syria and Bilad al-Sham under Ottoman Rule Essays in honour of Abdul Karim Rafeq* (Leiden: Brill, 2006).
- ⁴ ハーフイズ・アル＝アサドの権力掌握過程やアサド政権の支配構造、宗教政策については、以下の文献を参照。Patrick Seale, *Asad of Syria: The Struggle for the Middle East* (Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, 1995); Thomas Pierret, *Religion and State in Syria: The Sunni Ulama from Coup to Revolution* (Cambridge: Cambridge University Press, 2013); 末近浩太『現代シリア・レバノンの政治構造』(岩波書店、2009年)、高岡豊『現代シリアの部族と政治・社会：ユーフラテス河沿岸地域・ジャジーラ地域の部族の政治・社会的役割分析』(三元社、2012年)、青山弘之『混迷するシリア：歴史と政治構造から読み解く』(岩波書店、2012年)。
- ⁵ 青山弘之『混迷するシリア』、24頁。
- ⁶ 大塚和夫『イスラーム主義とは何か』(岩波新書、2004年)；飯塚正人『現代イスラーム思想の源流』(山川出版社、世界史リブレット69、2008年)。
- ⁷ ムスリム同胞団の成立、思想、運動とエジプトでの展開については、横田貴之『現代エジプトにおけるイスラームと大衆運動』(ナカニシヤ出版、2006年)；同著者『原理主義の潮流：ムスリム同胞団』(山川出版社、2009年)に詳しい。
- ⁸ シリア・ムスリム同胞団の詳細については、末近浩太『現代シリアの国家変容とイスラーム』(ナカニシヤ出版、2005年)、154頁以降を参照。
- ⁹ 森山央朗「シリアの2011年とアラウィー派とスンナ派」『中東政治変動の研究：「アラブの春」の現状と課題』(日本国際問題研究所、2012年)、64-65頁。
- ¹⁰ シリアにおける「アラブの春」の展開の詳細については、青山弘之『シリア・アラブの春(シリア革命2011) 顛末記：シリア情勢(2011年～)』<<http://www.ac.auone-net.jp/~alsham/>>を参照。
- ¹¹ 国民連立の結成の経緯、活動の目的、活動や組織の変遷などについては、国民連立のホームページなどを参照。*al-I'tilāf al-Waṭanī li-Quwā al-Thawra wa al-Mu'āraḍa al-Sūrīya*, <<http://www.etilaf.org/>>, accessed on 18th January, 2014.
- ¹² 2011年以降のシリアの情勢については、青山弘之『混迷するシリア』、71-132頁を参照。
- ¹³ 預言者と教友、すなわち、サラフの慣習(スンナ sunna)にみられないような事柄を、サラフよりも後の世代によってイスラームに付加された「新奇(ビドア bid'a)」として批判し、ビドアを廃してサラフの時代の純粋なイスラームに立ち返ることを主張した。
- ¹⁴ 森山央朗「シリア「内戦」とイスラーム主義」『アラブの春の将来』(日本国際問題研究所、2013年)、68-69頁。
- ¹⁵ 「歴史的シリア」「大シリア」などと訳される。
- ¹⁶ シヤームにおける初期のムスリム住民が、ジハード戦士を主体としていたことから、史料中に登場する Ahl al-Shām (直訳すると「シリアの民」というアラビア語は、初期イスラーム史研究などでは「シリア軍」と訳されることが多い。この「シリア軍」は、アラブ＝ムスリム軍の歴史的シリアに駐屯する軍という意味で、現在のシリア・アラブ共和国の軍隊とは関係がない。
- ¹⁷ アラブ・ムスリムのシリア征服は、ムハンマドの死(632年)の4年後の636年とされる。
- ¹⁸ Ibn 'Asākir (d. 1076), *Ta'riḫ Madīnat Dimashq wa Dhikr Faḍl-hā wa Tasmiya man Ḥalla-hā min al-Amāthil aw Aytāza bi-Nawāḥi-hā min Wārid-hā wa Ahl-hā*, ed. Ṣalāḥ al-Dīn al-Munajjid et al., Dimashq: al-Majma' al-'Ilmī al-'Arabī bi-Dimashq/Majma' al-Lughā al-'Arabīya bi-Dimashq, 1951-, Vol. 1, pp. 269-274.
- ¹⁹ Ibn 'Asākir (d. 1076), *Ta'riḫ Madīnat Dimashq*, Vol. 1, pp. 274-275.
- ²⁰ 森山央朗「シリア「内線」とイスラーム主義」、57-59頁。
- ²¹ 青山弘之「2013年11月2日のシリア情勢」『シリア・アラブの春(シリア革命2011) 顛末記』<<http://www.ac.auone-net.jp/~alsham/>>、2013年11月13日閲覧。
- ²² “Mu'tamar Junīfa 2 ḥawla Sūrīyā: Ḥaqā'iq wa Ma'lūmāt,” *BBC Arabic* (22nd January, 2014), <http://www.bbc.co.uk/arabic/middleeast/2014/01/140122_geneva2_syria_analysis.shtml>, accessed on 23rd January, 2014.

第5章 アラブ政変後のイスラエル・パレスチナ関係

江崎 智絵

はじめに

パレスチナ問題を取り巻く中東国際関係は、大きく変容してきた。アラブ・イスラエル紛争の勃発を背景として、汎アラブ主義が最盛期を迎えた 1950～60 年代には、パレスチナ問題への関与がアラブ各国の政権に正統性を付与してきた¹。しかし、1967 年の第三次中東戦争でイスラエルに大敗を喫したアラブ諸国は、イスラエルとの二国間の領土問題に直面するようになり、国益を見直す必要性に迫られた。その結果、汎アラブ主義は挫折し、アラブの統一に向けた動きも緩和され、1970 年代には国家間協力が促進された²。パレスチナ問題を軍事力で解決するという選択肢は、現実味を失っていった。

1980 年代の中東では、各国が直面する問題が多様化し、パレスチナ問題の重要性は相対的に低下することになった。1990 年代になると、冷戦構造の崩壊と湾岸戦争の終結という「2つの戦後³」が和平の機運を高め、イスラエル並びにパレスチナおよびアラブ諸国との和平交渉が開始された。パレスチナ問題は、再び中心的課題として認識されるようになったのである。

パレスチナ問題の主要な当事者であるパレスチナ人およびイスラエルの利害関係は、上に述べた歴史的経緯のなかで複雑に絡み合ってきた。2010 年末に発生したアラブ諸国における政治変動（以下、アラブ政変）の下では、両者の間にどのような利害関係が生じているのであろうか。

本稿は、こうした問題意識に立脚し、パレスチナおよびイスラエルにおける最近の政治動向を論じることを目的とするものである。その際に着目するのは、アラブ政変下でどのような問題が生じ、両当事者がそれにどのように対応しようとしているのかというものである。この作業を通じて、当事者間のみならず当事者内部の政治力学も明らかにし、上述の問いに対する一応の回答を見出すとともに、今後の展望へとつなげてみたい。

1. パレスチナの政治動向

(1) 内部分裂の発生とその固定化

2006 年 1 月、パレスチナ立法評議会選挙の実施を機に、ファタハとハマースとの権力闘争が深まった。同 3 月には、ファタハ率いる大統領府とハマース内閣という権力の二重構造が出現し、2007 年 6 月にハマースによるガザ地区での実効支配が確立された。これによ

り、パレスチナ内部の分裂が決定的となった。

ファタハおよびハマースともに、それぞれヨルダン川西岸地区およびガザ地区での統治を強化していった。その一例が独自の治安能力を整備するといった動きである。ただし、西岸およびガザにおける治安機関の性質は、極めて対照的であった。西岸では、ドナー諸国による支援への依存が見られた結果、治安機関も自立性を欠いていた。他方、ガザでは、限られた資源を有効活用せざるをえず、効率的かつ統制のとれた組織化が図られた⁴。

治安機関の整備は、西岸およびガザに対するファタハおよびハマースの統治を権威主義的なものへと変えていった。両者はともに、一定の領域に対する自身の政治基盤を強化させる必要性を感じていた。ファタハを中心とする自治政府が統治する西岸では、ファタハの治安要員によるハマース・メンバーへの取締りが行われ、ガザ地区のファタハ系公務員に対し、ハマース統治下の省庁などに勤務することが禁じられた⁵。ハマースは、代わりに同組織のメンバーもしくはその支持者を公務員として採用し、業務を担わせていった⁶。他方、ガザでは、社会の「イスラーム化」を伴う統治の浸透が試みられた。

2009年8月には、ガザ地区南部のラファハで、サラフィスト集団の「ジュンド・アンサーール・アッラー（神の戦士）」が「イスラーム首長国」の樹立を宣言し、モスクに立てこもる事件が発生した。ハマースの治安部隊が派遣され、銃撃戦の末にモスクを奪還した。この事件の背景には、ハマースによるガザ地区でのイスラーム化の推進が関係しているという⁷。ハマースは、全てのモスクを管理し、説法師を自ら任命するなどの政策を講じてガザ地区のイスラーム化を進めていた⁸。ハマースは、過激なイスラーム思想を有する組織の活動に対して、非武装である限りは容認する姿勢をみせたが、武装勢力には断固たる措置をとる姿勢を示したのであった⁹。

こうして、ファタハとハマースとの対立は、緩和に向かうよりも固定化されていった。さらに、次項で述べるように、パレスチナ内部の分裂は、より複雑かつ重層的になっていったのである。

（2）内部分裂の重層化

2011年3月15日、パレスチナ自治区では、「3.15 青年運動」と呼ばれる若者主体の抗議活動が一斉に発生した。若者らは、前日に発出された声明で、権威主義的な統治を確立してきたファタハおよびハマースに対し、内部分裂の解消および占領の終結という要求を突き付けた¹⁰。また、同声明において、自らの指導者を自ら選ぶ行為をアラブ政変から学んだとの立場を明らかにしていた¹¹。これに対してファタハとハマースは、軍政下のエジプトによる仲介を受け、両者の対立を政治的に解決するための和解合意を締結したのであつ

た。

パレスチナ自治区の若者による抗議活動には、アラブ政変に通じる特徴が看取される。ファタハおよびハマースという「統治主体」に対する「被統治主体」からの突き上げである。しかし、両者を同等のものとして捉えてはならないであろう。パレスチナ問題は、アラブ政変において争点とはなっていないし、パレスチナ人が直面している状況は、他のアラブ諸国とは決定的に異なっているからである。それは、パレスチナ人が依然としてイスラエルによる占領下に置かれ続けているということである。

アラブ政変は、チュニジアを出発点としてエジプトを始めとする他の近隣アラブ諸国に飛び火した。若者らによる抗議活動の国境横断的な広がりや、アラブ政変下で地域的なダイナミズムが生まれていることを示した。これに対して、パレスチナ人が直面する占領という状況は、アラブ政変が現状変革の波であるのとは対照的に、現状維持を意味するに他ならなかった。こうした観点から、パレスチナ自治区における抗議活動の発生を考えると、以下のような問題点が浮かび上がってくる。

「3.15 青年運動」は、ソーシャルメディアを通じて緩やかに結び付いた青年活動家のネットワークである。そうした若者のなかには、1990年代に開始されたイスラエルとパレスチナ解放機構（PLO）との和平交渉の結末を身をもって知る世代が含まれている¹²。和平交渉は、開始から20年以上が経過した今日でも、最終的な和平合意を生み出せないでいる。その間にも状況は悪化し、イスラエル軍の撤退が未完了であるばかりか、ユダヤ人入植地は拡大され、パレスチナ人の就労や移動の自由は大きく制限されてきた。こうしたなかで若者が望むようになったのは、国家の樹立よりも、基本的人権が尊重され、一個人としての尊厳が確保される暮らしであるという。彼らの立場は、権利が保証されなければ、パレスチナ独立国家が樹立されても草の根レベルでの生活状況の改善には直結しない、というものである。

他方、ファタハを中心とする PLO 指導部は、イスラエルとの和平交渉を通じ、国連安保理決議 242 および 338 に基づく「土地と平和の交換」原則の実現を目指してきた。PLO にとって国家の樹立による政治主体性の確立は、パレスチナ人の生存にとって脅威となっているものから人々を守るための術に他ならなかった¹³。そのため、PLO にとって和平交渉の最終目標は、イスラエルに平和裡に隣接するパレスチナ独立国家を西岸・ガザ地区の全土に樹立するということである。

パレスチナ自治政府のマフムード・アッバース大統領は、イスラエルとの和平交渉を通じて国家を樹立しようとしてきた。しかし、和平交渉が進展しないなか、「3.15 青年運動」に直面した同大統領は、現状を打破する必要性に駆られ、パレスチナ独立国家の樹立に向

けた国連という場の活用を推進してきた。これは、暴力による現状打破に対する唯一の代替案として自治政府関係者にも認識されていた¹⁴。

2011年9月、アッバース大統領は、国連への加盟申請を行った。これを受けて、国連安保理は、特別委員会を設置し、パレスチナによる加盟要求への対応を検討した。同11月、同委員会は、「満場一致で勧告を出すことはできなかった」とする報告書を安保理に提出した¹⁵。安保理が同報告書を受理したことで、パレスチナの国連加盟問題は、実質的に棚上げされることになった。

国連への加盟は、実現する見込みがなかったが、現状を打破するための新たな方策は、依然として必要であった。そこで、アッバース大統領は、パレスチナの地位をオブザーバー国家へと昇格させるための申請を行った。2012年11月末、国連総会では、パレスチナを非加盟オブザーバー国家として承認する決議が採択された¹⁶。

これに対して、サラーム・ファイヤード首相（当時）は、国連の場での成功が象徴的な勝利に過ぎず、実質的な利益にはならないどころか、ドナーによる援助の停止などを惹起する可能性を懸念していた。パレスチナ自治政府の財務状況は、公務員に対する給与の支払いにも支障を来すほどであった。パレスチナ自治政府がオブザーバー国家に昇格した後には、イスラエルや米国などによる経済的な「制裁」が下され、自治政府には、大きな打撃となった¹⁷。

折しも西岸地区では、2012年9月に経済状況の悪化に伴う抗議デモが発生し、大統領および首相に対する辞任要求が叫ばれていた。しかし、アッバース大統領による国連へのアピールは、自治区住民の財政状況に寄与し得なかったのである。こうしたなかで2013年4月、ファイヤード首相が引責辞任するという事態へと至ったのであった。

このように、パレスチナの内部には、ファタハとハマースという政治勢力間の水平的な対立のみならず、統治＝被統治構造における垂直的な対立も存在している。特にPLO指導部と若者との間には、パレスチナ問題のあるべき解決策をめぐって異なる見解が存在している。そうした対立軸は、若者主体の抗議活動のひとつの原動力となっているとさえいえる。パレスチナ内部における複数の対立軸の錯綜によって、パレスチナ内部の分裂は重層化されている。

では、次にイスラエルの政治動向を整理してみたい。アラブ政変の下、イスラエルは、パレスチナ問題に係わる状況にどのように対処してきているのであろうか。そこには、どのような問題が存在しているのであろうか。

2. イスラエルの政治動向

(1) イスラエルにとってのアラブ政変とイラン

イスラエルでは、2009年4月に右派リクード党首のベンヤミン・ネタニヤフ率いる連立政権が発足した。同政権の最重要課題は、パレスチナ問題ではなく、イランの脅威にどのように対応するかであった¹⁸。アラブ政変もこうした文脈で捉えられた。

チュニジアで始まった反政府抗議活動は、程なくエジプトに飛び火した。西欧諸国の多くは、これを「1989年の東欧」と捉える向きが強かったが、イスラエルにとっては、「1979年イラン革命時のテヘラン」を彷彿とさせるものであった¹⁹。平和条約のパートナーであったムバーラク政権が崩壊したことで、新政権の対外政策のあり方がイスラエルの心配の種となった。

また、2011年3月半ばには、シリアで反政府抗議活動が発生した。イスラエルと対立しながらも、実際の戦闘を巧みに避けてきたアサド政権の統治に陰りがみえ始めたことも、自国の安全保障に対するイスラエルの不安を駆り立てた。さらに、イスラエルは、イランがヒズブッラーとともにアサド政権を支援するため、シリア情勢に実際的に関与していると認識するようになった²⁰。このため、イスラエルは、長らく国家安全保障の前提となってきた域内パワーバランスが大きく変容するなかで、従前から変わらぬ脅威であるイランの影響力拡大に対する懸念を深めていったのであった²¹。

そのイランは、チュニジアで発生し、ベン・アリ大統領の国外逃亡をもたらした反政府抗議活動を、欧米諸国のいう「権威主義体制に対抗する暴動」ではなく、「親米かつ世俗的な政権に対する1979年イラン革命型の拒否」と同等のものと捉えていた²²。チュニジアやエジプトでの権威主義体制の崩壊に伴い、イスラーム勢力が台頭したことは、イスラーム革命体制を標榜するイランにとって有利な環境が創出されつつあったといえよう。

イスラエルは、2003年のイラク戦争勃発後、イランの脅威をより強く認識するようになった。「テロとの闘い」は、イランが敵視していたアフガニスタンのターリバーン政権およびイラクのサダム・フセイン政権の打倒につながったからであった。その間、2002年には、イランの反政府勢力が同国ナタンズにウラン濃縮のための原子炉が、アラクに重水炉用原子炉が存在することを暴露した²³。これにより、イスラエルを含む国際社会は、イランの核開発問題に対する懸念を一気に高めることになった。

その後、2005年にイランで保守強硬派のアフマディーネジャードが大統領に就任すると、イランに対するイスラエルの脅威認識は、強化された。同大統領は、ホロコーストを否定し、イスラエルを世界地図から抹消するなど強硬発言を繰り返した。イスラエルは、イランがイスラエルを破壊する意図と能力を有しているとして、より一層イランを敵視するよ

うになったのである。

(2) イスラエルの脅威認識とパレスチナの和解協議

イスラエルがイランに対して抱く脅威認識は、ヒズブッラーやハマースというイランの「傀儡」組織によるミサイル攻撃によっても強化されてきた。イランは、その外交政策の軸に「反イスラエル」イデオロギーを据えることで、シリアと「戦略的パートナーシップ」を締結し、ヒズブッラーやハマースといった諸組織との関係を維持してきたという²⁴。

ハマースとイランとの関係については、ファタハ書記長であるアッバース大統領も懸念を有してきた。2009年3月、同大統領は、西岸地区のラーマッラーを訪問したクリントン国務長官との会談後、記者団に対し、イランが（ハマースを支援することで）パレスチナの分裂を深刻化させようとしていると非難していた²⁵。

アッバース大統領のこの発言は、2008年12月末に勃発した第一次ガザ戦争を経て、2009年2月にエジプトの仲介でファタハがハマースとの和解協議を再開した直後のものであった。同戦争は、イスラエルという一国家とハマースという一組織との間で行われた。戦後には、エジプトを仲介役として、両者による間接的な停戦交渉も行われた。ハマースは、一連の出来事のなかで、国際的にも主要な政治勢力のひとつであるとの知名度を高めることになった。

ハマースがイスラエルとの戦争によって一定の「戦果」を手にしたのに対し、ファタハは、第一次ガザ戦争の直前までイスラエルと行っていた和平交渉を妥結させることができなかった。そのファタハは、相対的に立場を強化させたハマースとの和解協議において、妥協を許さない立場に出るしかなかったであろう。ハマースに対する妥協は、自身の立場をより一層弱体化させることを意味したからである。対するハマースは、ファタハが特段の譲歩を示さない限り、和解合意を締結する必要性を感じていなかったと考えられる。その後、和解協議は、2009年10月まで続けられたが、ハマースがエジプトの合意案に反対し、決裂することになった。当時のファタハとハマースは、まだ、相手との和解を必要とするような事態に追い込まれていなかったのであった。

このように、ハマースの影響力が強化されることは、イスラエルおよびファタハにとって好ましくないことであった。この点でファタハとイスラエルとの間には、強力な利害関係が存在していた。しかし、両者は、ハマースとの和解協議をめぐって対立をみせた。イスラエルのネタニヤフ首相は、第1節で述べた「3.15 青年運動」の発生を受け、2011年4月末にファタハとハマースが和解合意を締結したことに反発した²⁶。同首相は、イスラエルとの和平交渉とハマースとの和解を同時に追求することはできないとし、アッバース大

統領にいずれかの選択を迫ったのである。この数日後には、イスラエル財務省が自治政府への還付金の送金を停止した。

この理由のひとつは、ハマースに対するイスラエルの姿勢に求めることができる。イスラエルは、2006年1月のパレスチナ立法評議会選挙でハマースが勝利し、ハマース単独内閣が組閣される恐れに直面し、ハマースにカルテットが提示した3条件（暴力の放棄、イスラエルの生存権承認および過去の合意の遵守）の受入れを迫った。ハマースは、それを拒絶し、現在に至るまでその姿勢を変えていない。こうしたことから、イスラエルは、ハマースが上記3条件を受け入れていない段階で、ハマースが自治政府に参加しうる機会を容認するべきではないと考えているのであろう。

また、イスラエルは、PLOとの和平交渉の停滞後、トルコとの関係悪化、南レバノンおよびガザからのロケット攻撃の拡大など、厳しい外交および安全保障環境に直面してきた。イスラエルは、ますます孤立感や「包囲されている」という意識を強めているという²⁷。アラブ政変に伴う地域情勢の変化は、イスラエルのこうした危機感に拍車をかけたであろう。

エジプトは、ムバーラク政権の時代から、ファタハとハマースとの和解協議を仲介してきた。しかし、両者の合意は、ムバーラク政権の崩壊後に実現された。これは、ガザ地区に対するムバーラク政権の断固たる姿勢からも明らかのように、同政権がハマースを敵視していたからであった。そのため、ハマースがファタハと和解合意に到達できたのは、内部分裂の解消が喫緊の課題として認識されていたことを差し引いても、エジプトの新政権がハマースとの関係を改善させつつあることを意味した。

イスラエルにとっては、これまで和平のパートナーであったエジプトが敵であるハマースと手を結び始めたという構図が出来上がった。それにファタハが歩調を合わせることになれば、「イスラエル包囲網」は、強化されることになる。そして、ハマースは、イランの傀儡組織であるとみなされていた。ファタハがハマースと和解することで、イスラエルと地理的に近接したパレスチナにおいてイランの影響力が浸透することが懸念された。

（3）イスラエルとハマース・イラン関係

ただし、アラブ政変は、シリア情勢の悪化を契機として、ハマースとイランとの関係に変化をもたらした。2011年3月半ばにシリアで反政府デモが発生すると、ハマースは、シリアおよびイランとの関係を悪化させることになったのである。

ハマースによるシリア・イランとの関係悪化は、ハマースによるエジプトへの接近と表裏一体の関係にあった。シリアで反体制派と政権との衝突が混迷を深めると、イスラエル

包圍網への危機感は、強まっていった。アサド政権は、反体制派を軍事力で抑圧しようとしていたが、それにより同政権の正統性が失われつつあった。他方、政権側が反体制派を完全に弾圧できないでいることは、武器の流出という問題を生じさせるのみならず、シリアにイスラーム政権が誕生することも懸念させた。

ハマースは、パレスチナでの民衆蜂起を組織的な起源とする。そのため、アサド政権による反政府デモへの軍事的な対応を受け入れることはできなかった。2012年2月初旬には、最後のハマース政治指導部がダマスカスを離れたと報じられた²⁸。その過程で、ハマースを支援してきたイランは、ハマースがアサド政権に対する支持を公言するようハマースに圧力をかけた。イランは、ハマース指導部に対し、ダマスカスを離れば、これまでイランが供与してきた財政および軍事支援を停止するとの立場を伝えたのである²⁹。

ハマースがシリアおよびイランとの関係悪化を承知のうえでシリアを後にしたのは、エジプトにおいてその前身組織であるムスリム同胞団が躍進を遂げることが想定されていたからである。ハマースは、エジプトと境界を接するガザ地区に対するムバーラク政権時代の締め付けが同胞団を支持母体とする政権によって緩和されるよう期待していた。

ハマースは、ダマスカスを離れた政治局長のハーリド・ミシュアルを受け入れたカタールからも支援を得ていた。そのため、ハマースには、シリアおよびイランというパトロンを失っても、組織の存続に問題はないとの判断があったと思われるのである。カタールのハマド首長は、2012年10月、国家元首としては初めて、2007年6月からハマースが実効支配するガザ地区を訪問し、400万ドルにのぼる財政支援の実施を約束した³⁰。

ハマースを取り巻くこうした状況は、イスラエルにとって国家安全保障の不確実性をより一層高める一要因と映ったであろう。しかし、その後のエジプトおよびカタールにおける情勢の変化は、ハマースの読みが外れたことを示している。エジプトでは、2013年7月、国軍がムスリム同胞団を支持母体とするムルシー大統領を解任した。その直後から国軍は、シナイ半島とガザ地区の境界地帯にあるラファハ検問所を閉鎖するとともに、ガザ地区住民のライフラインとなっていた境界地帯のトンネルを破壊するようになった³¹。

カタールでは、2013年6月、ハマド首長が自身の息子であるタミーム皇太子に君主の地位を譲った。タミーム新首長の下では、先代の外交政策が国内外から非難された経緯を踏まえ、より国内問題へ焦点を移すのではないかとみられている³²。カタールは、シリア情勢をめぐり、米国との関係を微妙なものとした。カタールは、それまで友好関係にあったシリアのアサド政権、イランおよびヒズブッラーに背を向け、反体制派のなかでも過激な勢力に支援を提供するようになったが、米国は、そうした勢力が強化されることを恐れたのである³³。また、カタール政府による国外への投資は国内に向けられるべきとの声も上

がっているという。外交政策は、よりソフトなものになることが想定される。

その際、注目されるのは、ムスリム同胞団との関係である。ハマド前首長は、エジプトのムルシー政権に対し、エジプト中央銀行に預金する形で総額 80 億ドルの融資および供与を行うなど関係を改善してきた。しかし、2013 年 7 月にムルシー政権が国軍によって解体されると、エジプトとカタールとの関係は、冷却化した。エジプトでは、アルジャジーラの支局が閉鎖され、同局のジャーナリストが逮捕された。カタールによるカイロ・ドーハ間の直行便の増便要求も拒否され、エジプト側は、カタールが中央銀行に預けていた 20 億ドルの返済を渋ったのである³⁴。他方、エジプトからカタールに亡命する同胞団関係者はいるという。ただし、隣国のサウジアラビアは、エジプトのムルシー前政権による関係改善の試みにもかかわらず、同胞団に対して断固たる姿勢を崩さないでいる。湾岸諸国との良好な関係の構築は、カタールのタミーム首長にとって自身の正統性を補強するうえでも重要である。タミーム皇太子がサウジアラビアとの関係を重視し、同胞団についてはハマースに対する支援を停止する可能性は否めない。イスラエルを取り巻く包囲網には、徐々に綻びがみられるようになってきた。

イランにとって、「反イスラエル」イデオロギーでつながっていたハマースの存在は、自らの外交的なレバレッジを高めるひとつの手段であった。そのハマースとの関係は悪化したものの、イランは、シリアのアサド政権が弱体化しないよう、もうひとつの「傀儡」組織であるヒズブッラーとともにシリア情勢に関与しているという。また、イランは、ロウハーニー新大統領の就任後、核協議に積極的な姿勢をみせ、欧米諸国との関係を改善させてきている。イスラエルは、こうした動きに対して警戒心を強めていた。イランに核兵器を保有させないための国際的圧力が緩和される恐れがあるからであった³⁵。

2013 年 11 月には、イランと関係 6 カ国の間で初の合意が締結された。イスラエルは、依然警戒心を解いていない。イランの核開発に対する製造能力が完全には停止されていないからである。

むすびにかえて

上に述べたように、パレスチナおよびイスラエルの置かれた状況は、アラブ政変に伴う域内国際関係の変化と連動している。そのため、両者の政治動向は、少なからずその影響を受けてきている。中東地域における各主体の脅威認識や安全保障上の問題も変化し、慎重な対応が求められている。パレスチナは、内部分裂がより一層複雑な対立軸を孕むようになり、アッバース大統領率いる政権の政策は、その解決に有効に機能してはいない。イスラエルは、アラブ政変の前から続く孤立感や被包囲意識を先鋭化させている。

こうしたなかで、中東地域のさらなる不安定化を回避したい米国の圧力を受け、2013年7月末、ケリー米国務長官の仲介により、イスラエル・パレスチナ和平交渉が再開された。しかし、パレスチナ交渉団の法律顧問を務めるヒバ・フセイニーによれば、交渉の開始から4カ月近くを経た11月半ばの時点でさえ、両者は、交渉で話し合うべき議題を決定できずにいるという³⁶。

イスラエルの「チャンネル2」の中東担コメンテーターであるエフード・ヤアリは、パレスチナ問題が依然としてイスラエル内政上の重要な政治課題であることに変わりはないと指摘した³⁷。ただし、ヤアリによれば、イスラエルの人々は、パレスチナ問題に関心を示さないようになっている。それは、パレスチナ側にパートナーが不在であるとの認識によるという。

ヤアリの発言を踏まえると、アラブ政変下の状況において、パレスチナおよびイスラエルの関心は、眼下の問題にいかに対処するののかという一点に集中している。ただし、それら諸問題も、決してパレスチナ問題と無関係ではない。例えば、ハマースをめぐるファタハとイスラエルとの対立もしくは駆け引きは、和平交渉における相手への信頼に悪影響を及ぼす可能性が否めない。また、パレスチナの若者による「二国家構想」離れは、同構想を土台として行われる和平交渉の成果が人々に受け入れられない恐れを髣髴とさせる。さらに、そうした状況は、パレスチナにおいて、消去法的に「一国家構想」の実現可能性に対する議論を高め、PLO指導部が追求してきたパレスチナ独立国家のあり方を根底から覆す。イスラエルがユダヤ人国家であることを放棄するとは思えず、「一国家構想」の現実味は薄いといわざるを得ないが、イスラエル国家の安全保障にとっては、現状の維持がひとつの脅威となろう。

突破口は、どこから開かれるであろうか。最近の報道によれば、ファタハとハマースは、和解協議を再開したという³⁸。和解協議については、和平交渉との並行は認めないとのイスラエルの立場が示されてきたが、ニダル・フォカハ・パレスチナ和平連合事務局長の発言は、示唆に富んでいる。同人は、ヤーセル・アブドゥラッポ PLO 事務局長の側近である³⁹。ハマースは、アラブ政変に伴う各国情勢の変化によって、窮地に立たされている。この状況は、ファタハを率いるアッバース大統領にとっては、ハマースの譲歩を引き出しうる好機と映るであろうし、ハマースにとっては、「最後の頼みの綱」となりうる。アッバース大統領は、ハマースをパレスチナの政治構造に組み込みことで、ハマースにエジプトとの関係改善の機会を与えるのと引き換えに、イスラエルとの和平交渉を進展させるためにカルテットの3条件に対するハマースの立場の変更を迫ることが可能となるからである⁴⁰。

—注—

- ¹ 立山良司「パレスチナ問題はなぜ国際的広がりを持つのか」酒井啓子編『中東政治学』有斐閣、2012年、177頁。
- ² F. Gregory Gause, III, “Sovereignty, Statecraft and Stability in the Middle East,” *Journal of International Affairs*, Vol. 45, No. 2 (Winter 1992), pp. 444-451.
- ³ 「2つの戦後」については、例えば以下の文献を参照されたい。木村修三「「二つの戦後」とイスラエル」『現代の中東』16（1994年）、36-55頁。
- ⁴ Yezid Sayigh, “Policing the People, Building the State: Authoritarian Transformation in the West Bank and Gaza,” *The Carnegie Papers*, February 2011, pp. 1-32.
- ⁵ Yezid Sayigh, “ Hamas Rule in Gaza: Three Years On,” *Middle East Brief*, No. 41 (March 2010), p. 2.
- ⁶ Ibid.
- ⁷ Ibid, p. 4.
- ⁸ Ibid.
- ⁹ Ibid.
- ¹⁰ 詳しくは、江崎智絵「アラブ諸国の政治変動とパレスチナ情勢」日本国際問題研究所編『中東政治変動の研究—『アラブの春』の現状と課題』日本国際問題研究所、2013年、73-82頁、を参照されたい。
- ¹¹ “al-Shāri’ al-Filastīnī Yataḥarrak al-Yawm lil Muṭālib bi Inḥā’ al-Inqisām.” *al-Ḥayāt*, March 15, 2011.
- ¹² 彼らは、「オソロ・イヤーズ」と呼ばれる。Rachel Shabi, “Palestine Lost,” *Foreign Policy*, July 13, 2011, <http://www.foreignpolicy.com/articles/2011/07/13/palestine_lost#sthash.yxL0Majx.dpbs>, accessed on January 6, 2014.
- ¹³ 江崎智絵「パレスチナ人の政治主体性と安全保障問題—非国家主体の生存戦略」『防衛大学校紀要（社会科学分冊）』第107輯、2013年、151-165頁。
- ¹⁴ “Obama to Abbas: U.S. will veto Palestinian statehood bid at UN,” *Haaretz*, September 22, 2011.
- ¹⁵ 同報告書の内容は、以下を参照されたい。“Palestine’s Membership Application,” *Security Council Report*, November 9, 2011, <<http://www.whatsinblue.org/2011/11/palestines-membership-application.php>>, accessed on January 14, 2014.
- ¹⁶ UN Res., A/67/L.28. この決議の第2条には、国連においてパレスチナ人の代表であるPLOに付与されている諸権利、特権および役割を侵害しない範囲で、パレスチナにオブザーバー国家としての地位が与えられると記されている。
- ¹⁷ 例えば、イスラエルは、新たに3000棟の入植地の建設を発表するとともに、代理徴収している税金の送金を停止し、自治政府に対し、未払いとなっている電気料金の支払いを迫った。
- ¹⁸ “Full text of Netanyahu’s foreign policy speech at Bar Ilan,” *Haaretz*, June 14, 2009.
- ¹⁹ “Israel Wary of Transition in Egypt, Concerned About Regional Stability,” *Washington Post*, February 1, 2011.
- ²⁰ “IDF Officials: Iran, Hezbollah stepping up efforts to save Assad regime in Syria,” *Haaretz*, January 1, 2012.
- ²¹ Daniel Byman, “Israel’s Pessimistic View of the Arab Spring,” *The Washington Quarterly*, Vol. 34, No. 2 (Summer 2011), p. 129.
- ²² Mehrun Etebari, “How Tehran Sees Tunis: From Iran, it’s more about 1979 than 2009,” *Foreign Policy*, January 29, 2011, <http://www.foreignpolicy.com/articles/2011/01/28/how_tehran_sees_tunis#sthash.TeD2lz90.dpbs>, accessed on January 7, 2013.
- ²³ Gawdat Bahgat, “Iran, Israel and the United States: The Nuclear Paradox,” *The Journal of Social, Political, and Economic Studies*, Vol. 32, No. 1 (Spring 2007), p. 7.
- ²⁴ 坂梨祥「権威主義存続のメカニズムとイラン」日本国際問題研究所編『中東政治変動の研究—「アラブの春」の現状と課題』日本国際問題研究所、2012年、106頁。
- ²⁵ “Iran Looms over Clinton’s Mideast Trip,” *New York Times*, March 4, 2009.
- ²⁶ “Netanyahu: Hamas-Fatah unity pact is a victory for terrorism,” *Haaretz*, May 4, 2011.
- ²⁷ 立山良司「不確実性の増大に懸念強めるイスラエル」『海外事情』第6巻、第3号（2013年3月）、29頁。
- ²⁸ “Final member of Damascus-based Hamas politburo leaves Syria,” *Haaretz*, February 5, 2012.
- ²⁹ “Iran threatening to cut Hamas funds, arms supply if it flees Syria,” *Haaretz*, December 5, 2011.
- ³⁰ “Qatari emir in historic visit,” *al-Jazeera*, October 23, 2013.
- ³¹ “With Brotherhood’s fall in Egypt, Hamas faces Gaza’s harsh reality again,” *The Christian Science Monitor*, July 27, 2013.
- ³² Ibid.
- ³³ Ibid.
- ³⁴ Yoel Guzansky, “Cutting Qatar Down to Size,” *INSS Insight*, No. 476, October 16, 2013, <<http://www.inss.org.il/index.aspx?id=4538&articleid=5827>>, accessed on January 7, 2013.
- ³⁵ 江崎智絵「イスラエルの対イラン姿勢とパレスチナ情勢」『中東研究』第518号（2013年10月）、15-22頁。
- ³⁶ 2013年11月19日、エルサレムでの筆者（江崎）によるインタビュー。
- ³⁷ 2013年11月21日、エルサレムでの筆者（江崎）によるインタビュー。

³⁸ “*Hamas, Fatah resume talks secretly,*” *Ma’an News*, January 7, 2014.

³⁹ ロン・プンダク・パレスチナ・イスラエル平和 NGO フォーラム・イスラエル側共同代表の発言。同人は、1993年にPLOとイスラエルが締結したオスロ合意の交渉団かつ同合意策定者のひとりである。2013年1月19日、テルアビブでの筆者（江崎）によるインタビュー。

⁴⁰ 2013年1月21日、ラーマッラーでの筆者（江崎）によるインタビュー。

第6章 エジプトにおけるイスラーム主義運動の周縁化

横田 貴之

はじめに

2011年、約30年間に及びエジプトを統治してきたホスニー・ムバーラク (Muḥammad Ḥusnī Mubārak) 政権が、「1月25日革命」によって崩壊した。その後のエジプトでは、「軍最高評議会 (SCAF: Supreme Council for Armed Forces, al-Majlis al-A'lā li-l-Qūwāt al-Musallahā a)」による暫定統治 (軍政)、「ムスリム同胞団 (Jam'īya al-Ikhwān al-Muslimīn 以下、「同胞団」と略す)」出身のムハンマド・ムルシー (Muḥammad Mursī) 大統領による文民政権の成立 (2012年6月)、そして2013年7月の軍事クーデターによるムルシー政権崩壊を経て、本稿執筆現在では軍主導の暫定統治下で民政移行プロセスが進められている。

この大きな政治変動に伴い、エジプトのイスラーム主義運動を取り巻く状況も大きく変化した。「1月25日革命」後、同胞団や「ヌール党 (Ḥizb al-Nūr)」などイスラーム主義運動は政治的台頭を遂げた。しかし、2013年7月のクーデター以降、イスラーム主義運動はエジプト政治において急速に周縁化されつつある。特に、同胞団は暫定政権による激しい弾圧を受けており、2013年12月には「テロ組織」と指定されるに至った。他方、「エルサレムの支援者 (Anṣār Bayt al-Maqdis)」などの急進派イスラーム主義運動も、政情不安の続くシナイ半島などで活動を活発化させている。

このような大きな政治的変動の最中にあるエジプトのイスラーム主義運動について、その実態を明らかにすることが本稿の目的である。具体的には、エジプトの主要なイスラーム主義運動について概観した上で、現在のイスラーム主義運動の周縁化について考察し、同国のイスラーム主義運動の動向を検討する。

1. 主要なイスラーム主義運動

(1) ムスリム同胞団

エジプト最大のイスラーム主義運動としては、同胞団が挙げられよう¹。1928年、ハサン・バンナー (Ḥasan al-Bannā) によって創設された運動である。現在の最高指導者はムハンマド・バディーウ (Muḥammad Badī') である。同胞団はバンナーの指導下で急速に勢力を拡大し、20世紀半ばには同国最大の政治的・社会的結社となった。しかし、「1952年革命」後の権力闘争に敗北した同胞団は、1950—60年代にナセル (Jamāl 'Abd al-Nāṣir) 大統領の苛烈な弾圧によって活動が低迷する「冬の時代」を経験した。1970年代、同胞団はサー

ダート (Muḥammad Anwar al-Sādāt) 政権下で組織再建を容認され、続くムバーラク政権下では議会選挙へ参加するなど政治活動を活発化した。

「1月25日革命」によるムバーラク政権崩壊を受け、2011年6月、同胞団は傘下政党「自由公正党 (FJP: Freedom and Justice Party, Hizb al-Ḥurrīya wa al-‘Adāla)」を結成した²。同党は、2011—12年に実施された議会選挙で第一党となった。また、2012年6月には、FJP党首を務めたムルシーが大統領に就任した。この政治的躍進の背景には、同胞団が長年の社会奉仕活動を通じて構築した支持基盤があった³。当時のエジプトで同胞団に匹敵する支持基盤を有する政党は存在しなかったため、動員力に勝る同胞団が選挙戦を有利に進めることができた。また、2013年3月には同胞団がNGOとして公式に登録され、ナセル期から続く非合法状態に終止符を打った。

同胞団は国政選挙での勝利によって、立法と行政を掌握するに至った。しかし、ムルシー政権の強権的な政権運営は世俗主義・リベラル派との対立を深刻化させ、エジプト政治は麻痺状態に陥った。また、ムルシー政権のエジプト軍の既得権益への挑戦姿勢は、軍の反発を招いた。さらに、ムルシー政権は「1月25日革命」後のエジプト経済の低迷を打破することができず、国民生活が悪化した。ムルシー政権の経済的・政治的失政など諸要因が相まって、国民の不満が高まり、世論が次第に反ムルシーへ傾いた。そして、多くの国民は生活苦や政治的混乱など「諸悪の根源」であるムルシー政権打倒の抗議デモに向かった。軍や世俗主義・リベラル派勢力は、こうした国民感情に巧みに乗ずることで、2013年7月のクーデターによってムルシー政権に引導を渡すことに成功した⁴。

(2) ヌール党

ヌール党は、厳格なイスラーム復興を志向するサラフィー主義者を中心とする政党であり、同胞団とは異なる出自のイスラーム主義運動である。アレキサンドリアを中心にダアワ (教宣) 活動を行ってきた「ダアワ・サラフィーヤ (al-Da‘wa al-Salafiya)」が中核となり結成した政党で、2011—12年人民議会選挙で約4分の1の議席を獲得する躍進を果たした⁵。ヌール党は2013年7月のクーデターに際しては、ムルシー政権と距離を置いていたため、暫定政権下でも活動を認められた。クーデター後に新憲法起草作業を担った憲法制定委員会にもメンバー1名が参加した。ヌール党に関しては、サウジアラビアなど湾岸諸国との資金面での関係がしばしば指摘されるが、同党は公式にはそれを否定している⁶。

(3) 急進派イスラーム主義運動

20世紀後半のエジプトでは、多くの急進的なイスラーム主義運動が誕生した。「イスラーム

ム集団 (al-Jamā'a al-Islāmīya)」、「ジハード団 (Jamā'a al-Jihād)」などが先駆的な急進派として挙げられるが、エジプト国内の元メンバーらはおおむね穏健化しており、「1月25日革命」後に「建設発展党 (Ḥizab al-Binā' wa al-Tanmiya)」の結党に関与した者も多い⁷。

「1月25日革命」以降は、シナイ半島を根拠地とする新たな急進派イスラーム主義運動の活動が顕在化している。以前からシナイ半島では中央政府と地元ベドウィンとの対立が深刻であったが⁸、「1月25日革命」以降、同半島の治安は急速に悪化した。シナイ半島を拠点とする急進派の組織形態やメンバー構成は多くが不明であるが、アル・カーイダなどエジプト国外の急進派から影響を受けた組織であるとの見方がある⁹。代表的な組織としては、「エルサレムの支援者」、「アンサール・シャリーア (Anṣār al-Sharī'a)」、「フルカーン旅団 (Kataib al-Furqān)」などが挙げられる。

2. イスラーム主義運動の周縁化

2013年7月のクーデター後、軍・暫定政権は、イスラーム主義運動に対する抑圧政策を強めている。なかでも、同胞団は最も厳しい弾圧に直面している。クーデター後まもなく、軍・暫定政権は同胞団に対して対話を求めるメッセージを発する一方¹⁰、同胞団メンバーの大量逮捕や資産凍結などの厳しい抑圧政策を採った。クーデターで失脚させたムルシーの出身母体である同胞団が対話に応じると軍・暫定政権がみていたとは考えにくく、軍・暫定政権の本音は同胞団への抑圧にあったと考えるのが妥当であろう。

実際、クーデター当日以降、最高指導者バディーウ、第1副最高指導者ハイラト・シャータイル (Khayrat al-Shāṭir)、「自由公正党」党首サアド・カタートゥニー (Sa'ad al-Katātnī) など、指導部の重要メンバーが逮捕されている。クーデター時に拘束されたムルシー前大統領は、反ムルシー・デモ隊に対する殺人教唆などの罪状で起訴されている。暫定政権による逮捕者は一般メンバーにも及び、すでに数千名の同胞団メンバーが逮捕されている。同胞団のデモや集会など抗議活動に対しても、8月14日に行われた同胞団メンバーの座り込みに対する強制排除作戦にみられるように¹¹、軍・暫定政権の取り締まりは流血を厭わない厳しいものとなっている。また、「ワサト党 (Ḥizb al-Wasat)」や建設発展党など同胞団に近いイスラーム主義政党も、同様に活動を規制されている。

軍・暫定政権は、こうした直接的な抑圧以外に、同胞団の非合法化という法的措置にも踏み切っている。2013年9月、カイロ緊急審判法廷は、同胞団、および同胞団から派生した団体・NGOの活動を禁ずる判決を下した。同胞団と協力関係がある団体や、資金援助を受けた団体にも、同様に活動禁止を命じた。また、同判決は暫定政権に対して、同胞団の資金・資産・建造物を凍結し、それらを管理する独立委員会を設立するよう命じた。これ

は、実質的に同胞団の解散を命じる判決である。同胞団はこの判決を不服として控訴したが、同年11月の控訴審では同胞団の訴えは棄却された。また、2013年10月、エジプト司法委員会による同胞団のNGO資格剥奪勧告を受けて、暫定政権は同胞団のNGO資格を剥奪した。さらに、同年12月、暫定政権は同胞団を「テロ組織」として指定した。エジプト刑法の規定では、テロ組織などの非合法組織に所属するだけで懲役刑に処される。今後、同胞団メンバーには組織からの脱退か投獄かという厳しい選択肢が突きつけられる可能性がある。

また、2014年1月に承認された新憲法も、同胞団などイスラーム主義運動の活動を強く規制する内容となっている。たとえば、宗教政党の禁止（第74条）は、自由公正党などのイスラーム政党を明確に規制対象とする条項であり、同胞団の政治的復活の足掛かりとなる政党活動が憲法で禁じられることとなる。また、国教条項（憲法2条）の「シャリーアの諸原則」について、2012年憲法¹²第219条はスンナ派の伝統的な法解釈を含むと規定した。この条項はイスラーム主義勢力が主導する憲法の象徴とされたが、今回の改正草案では削除された¹³。ヌール党は憲法起草作業に参加したが、新憲法の内容は同党の活動にも影響を与える内容となっている¹⁴。

現在のところ、軍・暫定政権はイスラーム主義を排除する形で民政移行を進めている。これに伴い、ムルシー政権下で進んだ同胞団の支持・不支持をめぐるエジプト世論の分極化が固定されるという懸念が生じている。軍・暫定政権が流血を伴う抑圧政策を厭わない姿勢を堅持する一方、同胞団は対話を拒否するなど態度を硬化させている。こうしたなか、軍・暫定政権支持者と同胞団支持者の間の溝も深まりつつあり、世論の分極化が強まっている。

軍・暫定政権の抑圧政策によって、同胞団などイスラーム主義運動の抗議活動は勢いを失いつつある。しかし、依然として一定数のエジプト国民が同胞団を支持しているとされる¹⁵。このため、一定数のエジプト国民の声が政治に反映されないという状況が生じる可能性もある。選挙など制度政治の場において要求を実現できない同胞団支持者らは、街頭での抗議活動という選択肢しか残されないことになるかもしれない。同胞団の非合法化は、同胞団のみならず、同胞団支持者の政治的排除を招くであろう。

また、イスラーム主義の政治的周縁化によって、同胞団は新たな問題に直面した。すなわち、政治参加によるイスラーム化の実現という同胞団の長年の基本指針が頓挫したという問題である。同胞団は社会奉仕活動で構築した支持基盤を背景に、国民の支持を頼みとする政治参加を進め、組織目標の達成を目指してきた。同胞団の政治活動は民主主義のルールを巧みに利用したものであった。しかし、非合法化された同胞団はもはやこの基本方針

を採ることができなくなった。また、クーデターに際して、多数の国民が同胞団に対する拒絶を明らかにした。同胞団は自らの正統性の拠り所としてきた国民の支持をかなり喪失した。これは、長年堅持してきた基本指針の根本的な見直しを同胞団に強いる事態である。こうした事態は、ヌール党やワサト党など、政治参加による組織目標の達成を目指してきた他のイスラーム主義政党にも、同じく大きな影響を及ぼしている。

3. イスラーム主義運動の動向

本稿執筆現在、軍・暫定政権の同胞団に対する力による抑圧は続いており、同胞団と治安機関との衝突によって、死傷者が発生する事態となっている。物理的な暴力を伴う抑圧政策によって、同胞団の抗議活動は次第に規模と頻度を縮小させつつある。また、指導部の大量逮捕によって、同胞団の指揮系統は寸断され、組織運営も危機的な状況に陥っている。同胞団以外のイスラーム主義勢力も、政治的周縁化に有効な対策を示すことができないまま、その存在感を低下させている¹⁶。これまでエジプトのイスラーム主義運動を先導してきた同胞団の凋落が、他のイスラーム運動にも影響を与えている。

「テロ組織」として取り締まりを受ける同胞団では、逮捕を免れた前地方開発相アリー・ビシュル (Muhammad ‘Alī Bishr) ら「改革派」あるいは「穏健派」に属するとされる幹部が同胞団の運営を担っている。彼らは、ムルシーの復権要求を堅持しつつ、「反クーデター・親民主主義連合 (al-Taḥāluf al-Waṭanī li-Da‘m al-Shar‘īya wa Rafḍ al-Inqilāb)¹⁷」を結成して、路上での抗議活動を継続している。また、2013年秋以降は、エジプト各地の大学キャンパス内での抗議活動も活発化させている。しかし、軍・暫定政権が同胞団に対する抑圧政策をさらに強化することになれば、一部メンバーが反発を強めて過激化する可能性もある。たとえば、2014年1月、マンスーラでの爆発事件に関して¹⁸、エジプト内務省は同胞団幹部ムンギー・サアド・フサイン (al-Munjī Sa‘ad Ḥusayn) の息子ヤフヤー (Yahyā al-Munjī) が同事件への関与を自白したと発表した。

今後のエジプト情勢を考える上では、同胞団の非合法化が社会活動にまで及ぶか否かも重要である。同胞団は無料医療奉仕や貧困家庭支援などの社会奉仕活動を基盤とする運動で、その政治活動は社会奉仕活動を通じてエジプト社会に構築されたネットワークを動員力の源としている。現在、軍・暫定政権は同胞団の社会奉仕活動にまで及ぼうとしている¹⁹。ムバーラク政権下、同胞団は政治活動が非合法とされた一方、社会活動には合法的な地位が与えられていた。それゆえ、エジプト社会における同胞団の完全な排除には至らなかった。しかし、軍・暫定政権は、同胞団の社会奉仕活動を非合法化の対象としつつある。

社会奉仕活動の非合法化によって、同胞団は深刻な影響を受けると予想される。これま

で、同胞団は政治活動が弾圧を受けたとしても、社会奉仕活動の継続により組織基盤を温存してきた。しかし、体制による非合法化が社会活動にまで及べば、将来的な復活のための基盤を喪失することになりかねない。これは、同胞団にとって、ナセル期の「冬の時代」に匹敵する危機となる。また、同胞団の社会奉仕活動の受益者にも影響が及ぶであろう。全国民へ十分な社会サービスを提供できない政府に代わって、同胞団は長年にわたり貧困層を中心に社会サービスを提供してきた。財政赤字に悩む政府が、彼らに対して十分な社会サービスを提供できるとは考えにくい。

最近の急進的イスラーム主義運動の活発化の背景には、政治参加による穏健なイスラーム主義運動の頓挫があるかもしれない。「エルサレムの支援者」は、2013年クーデター以降の軍・暫定政権による同胞団支持者らへの弾圧を「エジプトでのムスリムに対する虐殺」として批判し、軍人・警官・情報機関員を対象に攻撃を開始した²⁰。これまで、同年8月のムハンマド・イブラーヒーム (Muhammad Ibrāhīm) 内相暗殺未遂事件、12月のマンスーラ爆発事件に関する犯行声明を発表した。また、「アンサール・シャリーア (Anṣār al-Sharī'a)」は、クーデターを「エジプトにおけるイスラームに対する宣戦布告」と批判し、武器収集と訓練開始を宣言した²¹。「フルカーン旅団 (Katāib al-Furqān)」は、スエズ運河を航行中の船舶やカイロ市内の衛星放送局にロケット弾攻撃を行い、自らの行動を「エジプトからイスラームを根絶やしにしようとする不信仰者」との戦いとして作戦を自賛している²²。無論、こうした急進派の破壊行為は、軍・暫定政権によるイスラーム主義周縁化の理由となり、エジプト国民のイスラーム主義運動への不信感を増幅させるもので、破壊行為に加わっていない運動にも悪影響を与えている。

おわりに

エジプトでは、同胞団などイスラーム主義勢力を排除する形で、新たな国づくりが進められている。現在のところ、軍・暫定政権は力による排除に成功しているが、エジプト社会に一定の支持を有するイスラーム主義運動を完全に排除しつづけることは困難であり、将来的な政情不安の種となる可能性が高い。

2014年1月12日、軍の最高実力者であるアブドゥルフアッターフ・スィーシィー ('Abd al-Fattāḥ al-Sīsī) 国防相は、国民が希望するならば、そして軍が信認するならば、大統領選挙に立候補すると明言した。軍へのほぼ唯一の対抗者である同胞団が「テロ組織」指定を受けている現在、スィーシィーを擁する軍に対抗可能な政党・政治勢力は、エジプト国内に存在しない。また、国民の根強いスィーシィーへの支持に鑑みれば、このまま彼が大統領に就任する可能性が高いだろう。

一方、危機に直面している同胞団は、依然として忍従方針を堅持している。同胞団は抑圧政策に反発して抗議活動を継続しているが、同胞団指導部は軍との全面对決には依然として慎重な姿勢を示している。軍との武力衝突になれば、さらなる組織存亡の危機に陥ると彼らは考えているからだ。ムルシー政権・同胞団と協力関係にあったワサト党などのイスラーム主義政党も、軍・暫定政権による抑圧下に置かれている。同胞団と早くから距離を置いていたヌール党は、現在も活動を継続しているが、イスラーム主義の政治的周縁化の流れに抗することはできていない。エジプトにおけるイスラーム主義勢力の苦境は、今しばらく続くであろう。

—注—

- ¹ 同胞団について詳しくは、横田貴之『現代エジプトにおけるイスラームと大衆運動』(ナカニシヤ出版、2006年)、横田貴之『原理主義の潮流—ムスリム同胞団』(山川出版社、2009年)を参照。
- ² 横田貴之「イスラーム主義運動は何を目指しているのか—エジプト・ムスリム同胞団を中心に」『海外事情』第60巻30号、2012年、pp.32-36。
- ³ 同胞団はエジプト社会において、無料医療奉仕や貧困家庭支援などさまざまな社会奉仕活動を展開している。詳しくは、川上泰徳『イスラームを生きる人びと—伝統と「革命」のあいだで』(岩波書店、2012年)、pp.161-185。
- ⁴ クーデターによるムルシー政権崩壊とその後のエジプト政治については、横田貴之「クーデターはエジプトに何をもたらしたか?」『SYNODOS』(2013年10月22日アップ)を参照。
<<http://synodos.jp/international/5857>>
- ⁵ 同党について詳しくは次を参照——鈴木恵美「体制移行期における宗教政党の躍進—2012年人民議会議選挙の考察」伊能武次・土屋一樹編『エジプト動乱—1.25革命の背景』(アジア経済研究所、2013年)、pp.105-106; 金谷美紗「1.25革命後のエジプトにおけるサラフィー主義者の行動—ムスリム同胞団との関係に注目して」『中東研究』第517号(中東調査会、2013年) pp.54-64。
- ⁶ Jadaliyya, “al-Nour Party” <<http://www.jadaliyya.com/pages/index/3171/al-nour-party>>, accessed on 1 January 2014.
- ⁷ 鈴木恵美「エジプト革命はいかに宗教勢力に奪われたか—革命青年勢力の周辺化と宗教勢力の台頭」p.20; 鈴木恵美「体制移行期における宗教政党の躍進」日本国際問題研究所編『中東政治変動の研究—「アラブの春」の現状と課題』(日本国際問題研究所、2012年)、pp.106-107。
- ⁸ 詳しくは、鈴木恵美「シナイ半島ベドウィン系住民を巡る諸問題—紅海沿岸リゾート自爆攻撃とガザ密輸トンネルの背景」『中東研究』第498号(中東調査会、2007年)、pp.74-88。
- ⁹ たとえば、2011年8月に「シナイ半島のアル・カーイダ」が設立を宣言し、同年10月にザワーヒリーが彼らの行動を称賛する声明を発表した。同年12月には、アル・カーイダと関連する「アンサー・ジハード」が設立を宣言した。詳しくは、次を参照——Ehud Yaari, “Sinai: A New Front,” *Policy Notes No.9* (Washington, DC: The Washington Institute for Near East Policy, 2012), pp. 4-5.
- ¹⁰ ベブラーウィー首相などが同胞団に対する対話呼びかけを行ったが、同胞団側がそれを拒否したとの報道がみられる。たとえば、次のAl-Jazeera EnglishのURLを参照。
<<http://www.aljazeera.com/news/middleeast/2013/07/2013720193710754825.html>>
- ¹¹ クーデター以降、同胞団を中心とするムルシー前大統領支持者数千名が、カイロ市内の2ヵ所で抗議の座り込みを続けていた。欧米諸国などの調停努力が失敗に終わった後、暫定政権は座り込みの強制排除作戦に踏み切った。この作戦に伴い、同胞団メンバーを中心に千名以上の犠牲者が発生したとされる。強制排除作戦に伴う死傷者数については、正確な数字が明らかでない。
- ¹² 2012年12月の国民投票で承認されたエジプト共和国憲法。イスラーム主義勢力主導の憲法制定委員会が起草作業の中心的役割を担ったため、世俗主義・リベラル派からの反発が強かった。
- ¹³ 憲法改正草案と2012年憲法・1971年憲法の比較検討については、カーネギー国際平和財団の次のURL

- が詳しい。<<http://www.egyptelections.carnegieendowment.org/2013/12/06/comparing-egypts-constitutions>>
- ¹⁴ Nethan J. Brown & Michele Dunne, “Egypt’s Draft Constitution Rewards the Military and Judiciary,” Carnegie Endowment for International Peace
<<http://carnegieendowment.org/2013/12/04/egypt-s-draft-constitution-rewards-military-and-judiciary/gvc8>>, accessed on 1 January 2014.
- ¹⁵ たとえば、ゾグビー・リサーチ・センター (Zogby Research Services) が 2013 年 9 月にエジプト国内 11 県で実施した世論調査によれば、自由公正党への信頼度は 34% となっている。また、政治指導者に対する信頼度調査では、スィーサー国防相が 46%、ムルシー前大統領が 44% と同程度の結果となっている。
- ¹⁶ 前出のゾグビー・リサーチ・センターの調査によれば、ヌール党への信頼度は、2013 年 5 月が 29%、7 月が 22%、9 月が 10% と低減傾向にある。
- ¹⁷ 同連合のフェイスブック上の公式サイトは、<<https://www.facebook.com/AllianceSupportingLegitimacy>> (アラビア語)、および
<<https://www.facebook.com/pages/Egypt-Anti-Coup-Pro-Democracy-Alliance/222974781194704>> (英語)。
- ¹⁸ 2013 年 12 月 24 日、エジプトのダカハレーヤ県庁所在地マンスーラの治安機関本部付近において、大規模な爆発事件が発生し、16 名が死亡、約 150 名が負傷した。エジプト軍発表によれば、爆発物を積載した車両による「自爆攻撃」とのこと。
- ¹⁹ 2013 年 12 月現在、1054 の NGO が同胞団関連組織として資産を凍結されている。Ahrām Online の次の URL を参照。<<http://english.ahram.org.eg/News/90203.aspx>>
- ²⁰ Amira Howeidy, “Sinai Jihadists Target the Delta,” *al-Ahrām Weekly*, 3 January 2014
<<http://weekly.ahram.org.eg/News/5040/17/Sinai-jihadists-target-the-Delta.aspx>>, accessed on 5 January 2014.
- ²¹ Reuters, “Islamist Group Threatens Violence after Ousting of Egypt’s Mursi”
<<http://in.reuters.com/article/2013/07/06/egypt-ansar-al-shariah-islamists-idINDEE96502U20130706>>, accessed on 1 January 2014.
- ²² Ahrām Online, “Video: Furqan Brigades Claims Responsibility for Cairo Satellite RPG Attack,”
<<http://english.ahram.org.eg/NewsContent/1/64/83550/Egypt/Politics-/VIDEO-Furqan-Brigades-claims-responsibility-for-Ca.aspx>>, accessed on 5 January 2014.

第7章 サウジアラビアの未来 —2030年をみすえて—

保坂 修司

はじめに—アラブの春と湾岸諸国

2010年末から始まったいわゆる「アラブの春」の流れのなか、わずか1年強の間に、アラブ地域では3つの独裁体制があいついで崩壊、またひとつの独裁体制で国家元首が交代した。くわえて、体制が崩壊せずとも、シリアやバーレーンのように、依然として危機的な状態に陥っている国もある。その他のアラブ諸国もしかりで、デモが発生したり、多数の逮捕者が出たりというぐあいに、多かれ少なかれ体制を動揺させる事件が頻発した。

しかし、サウジアラビアを筆頭とする湾岸王制産油国は比較的安泰で、今のところ体制が転覆する予兆はほとんどみられない。もちろん、湾岸諸国のなかで石油の出ないバーレーンは例外で、今述べたとおり、そこでは現在にいたるまでデモが頻発し、多数の死傷者・逮捕者も出ている。また、比較的財政状態の脆弱なオマーンでもアラブの春の波及直後、失業などに不満をもった層が大規模なデモを展開、治安当局と衝突し、死傷者を出していた。

だが、サウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦（UAE）、そしてカタールの4カ国では、事態が体制を揺るがすだけの大事にまで発展しておらず、当局側も状況をコントロール下に置いているようであった。むしろ、クウェートのように比較的自由に民主的な国では大規模な「反政府」デモが発生し、議会と政府の対立から政治が停滞、首相が交代するようなこともあった。また、クウェートではビドゥーン¹と呼ばれる無国籍者がクウェート国籍や待遇改善を求めて、やはり頻繁にデモを繰り返していた。しかし、これらは「政府」を揺るがすものであったとしても、けっして「体制」そのものを揺るがすものではなかった。

一方、サウジアラビアでは東部州を中心に小規模なデモが断続的に発生していたが、多くは宗派的な枠組みのなかに押し込まれ、全国的な政治運動へと発展することはなかった。UAEでは当局によるムスリム同胞団狩りが活発化し、多くの逮捕者を出したが、これが体制を揺るがすだけの脅威となったかどうかについては疑問が残る。

また、カタールにいたっては、ほとんどデモも起こらず、オンライン上でわずかに首長批判や反政府の呼びかけが現れたぐらいで、政治的にはきわめて安定的であったと言えるだろう。

しかし、だからといって、これらの国ぐにが今後も安泰かという、そうは断言できない。アラブの春は依然として進行中であり、チュニジア、エジプト、リビア、イエメンという革命・政変を経験した国ぐにではその後も不安定な状況が続いている。シリアの内乱は泥沼化し、その混乱は周辺諸国に波及しつつある。とくにシリアにおける体制派と反体制派の衝突が宗派對立の様相を呈している現状では、シリア情勢の推移いかんではこの紛争がサウジアラビアにまで拡大する可能性も否定できない。

いずれにせよ、現状安定しているとはいえ、サウジアラビアをめぐる状況は予断を許さず、ひょんなことから思わぬ方向に向かっていくこともある。本稿は、サウジアラビアに関する既存のシナリオを紹介しながら、この国の政治・経済・社会における可能的な未来を描くための要素を抽出しようとする試みである。したがって、未来のサウジアラビアの姿を蓋然性の側面から予想するものではない。むしろ、シナリオを左右する変数やゲームチェンジャーとなる事態を挙げていくことで、今後のシナリオづくりに役立てようという予備的な調査とすることができる。

1. 既存のシナリオ

アラブの春で中東の独裁体制があいついで打倒されたことを受け、サウジアラビアの将来に対する関心が高まり、近未来のシナリオがいくつもつくられているが、それ以前からもいくつか重要なシナリオが公開されている。たとえば、2007年には世界経済フォーラムから下記の報告が出されている。

The Kingdom of Saudi Arabia and the World: Scenarios to 2025.

ただし、今述べたとおり、この報告はアラブの春以前の状況を基にしており、その意味では未来を左右する重要な変数が抜け落ちていることになる²。同様に、Economist Intelligence Unit (EIU) による以下の報告も2010年の発行なので、直近の外的な要因が欠落している。

The GCC in 2020: Resources for the Future.

アラブの春後でいうと、とりわけ、大きな注目を集めたのが、チャタムハウス（英王立国際問題研究所）によって2011年12月に出された以下の報告である。

Glada Lahn and Paul Stevens, Burning Oil to Keep Cool: The Hidden Energy Crisis in Saudi Arabia.

この報告は、サウジアラビアが、このまま何の対策もほどこさずにエネルギー消費を拡大し続けていくと、2038年には石油輸入国になってしまうと主張しており、その大胆な分析に多くのメディアも飛びつくことになった。

もうひとつのシナリオは内容的にはチャタムハウスの報告と類似するもので、やはり石油輸出と財政の問題をあつかっている。分析を行ったのはサウジアラビアのジャドワー投資会社（Jadwa Investment）で、チャタムハウスの報告より少し前、2011年7月に発行されている。

Saudi Arabia's Coming Oil and Fiscal Challenge.

こちらの報告でもやはり2030年には石油の国内消費が輸出を上回るとしている。サウジアラビアに関する総合的なシナリオではないものの、チャタムハウスやジャドワーの報告で大きな役割を果たしていたエネルギーの国内消費の問題に特化した調査もある。たとえば、次の2点である。

Energy on Demand: the Future of GCC Energy Efficiency: Middle East Energy and Resources Managing Scarcity for the Future, Deloitte.

“Cutting GCC Oil and Gas Consumption: A Roadmap,” *MEES*, September 13, 2013.

また、サウジアラビアのシナリオを考えるうえで、核のひとつになる王位継承問題については将来の国王予測も含め、さまざまな研究がある。代表的なものが、Simon Henderson の下記の著作である³。

After King Abdullah: Succession in Saudi Arabia.

また、以下の研究も、古いものも含め、参考になるだろう。

Stig Stenslie (2011), *Regime Stability in Saudi Arabia: The Challenge of Succession.*

Joseph A. Kechichian (2001), *Succession in Saudi Arabia.*

Alexander Bligh (1984), *From Prince to King: Royal Succession in the House of Saud in the Twentieth Century*.

保坂修司 (2001 年) 「サウジアラビアの王位継承」

そのほかジャーナリスティックなものとして、David Holden と Richard Johns の *The House of Saud* や Robert Lacey の *The Kingdom* など重要である。この王位継承問題、とくにアブダラー現国王後の分析に関しては、多数の報道が出ている。だが、その内容は、興味本位のもが多く、玉石混交である。

また、日本語では 2012 年にアジア経済研究所より発表された機動研究成果報告『アラブの春とアラビア半島の将来』がある。このなかでは 2025 年のアラビア半島を展望しており、そこでサウジアラビアの未来にも触れている。

また、サウジアラビアそのものの未来に関するシナリオではないが、サウジアラビアで石油の生産や輸出が途絶した場合のシナリオ研究というものもある。

Ariel Cohen, David W. Kreutzer, James Phillips and Michaela Bendikova (2012), *Thinking the Unthinkable: Modeling a Collapse of Saudi Oil Production*.

2. シナリオにおける変数 (1) 人口

サウジアラビアのシナリオに変数として組み込まねばならない要素ではまず人口問題が挙げられる。サウジアラビア中央統計情報局によれば、サウジアラビアの人口は約 3000 万人、そのうちの 70%弱にあたる約 2000 万人がサウジ人で、30%強 1000 万人弱が非サウジ人、つまり外国人である。一方、人口増加率は外国人を含むと 2.7%、サウジ人だけに限定すると、2.15% (2013 年) となる。

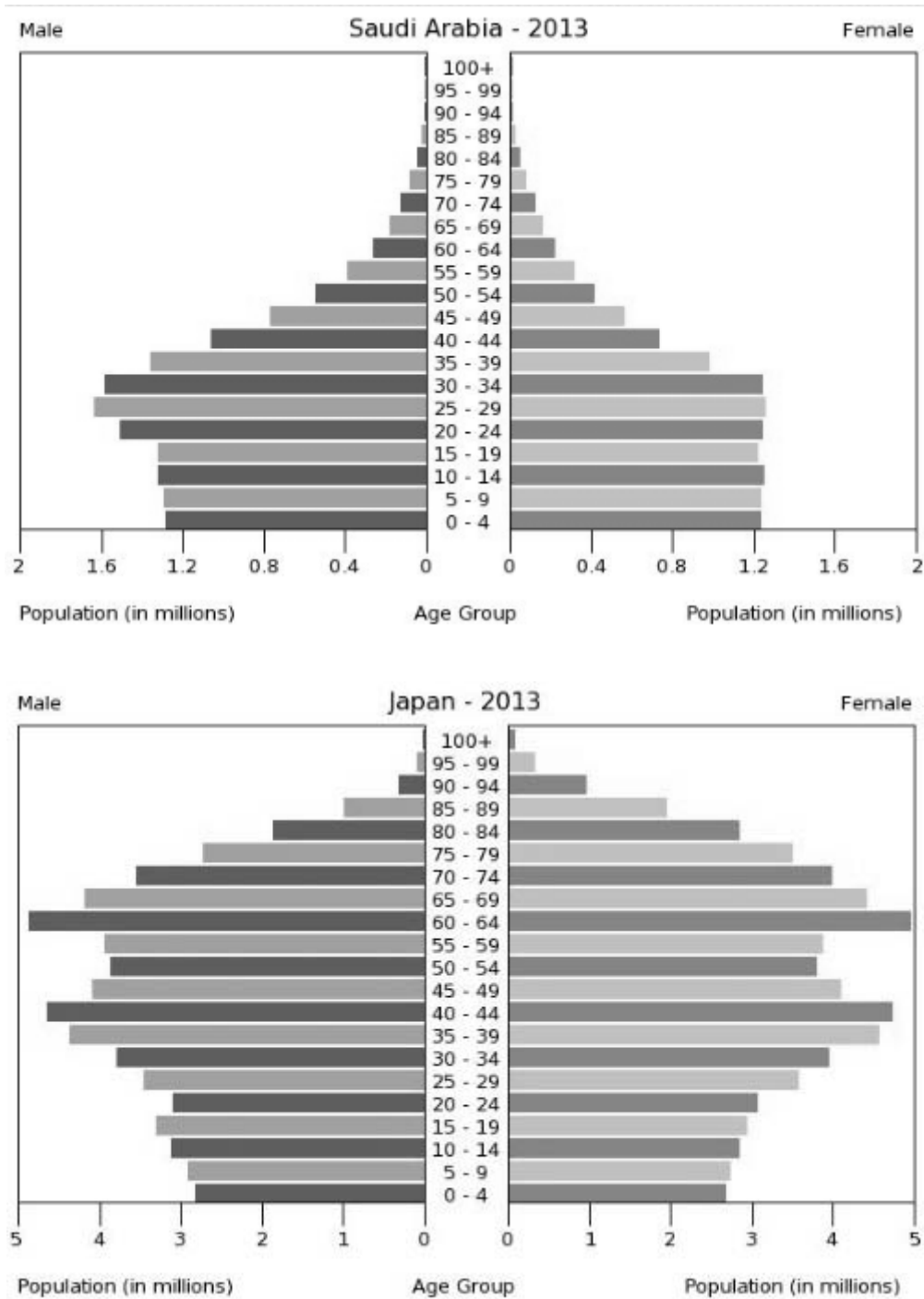
	サウジ人	非サウジ人	計
人口 (2013 年)	20,271,058 (67.6%)	9,723,214	29,994,272
人口増加率 (2013 年)	2.15%	N/A	2.7%
失業率 (2012 年)	12.1%	0.1%	5.5%

出典：サウジアラビア中央統計情報局

サウジアラビア中央統計情報局の数字にもあるように、サウジアラビアの高い人口増加率は若年層の人口を膨らませており、彼らがこのまま、年齢を重ねていけば、財政を圧迫

する大きな要因にもなりうる。

サウジアラビアと日本の人口ピラミッド



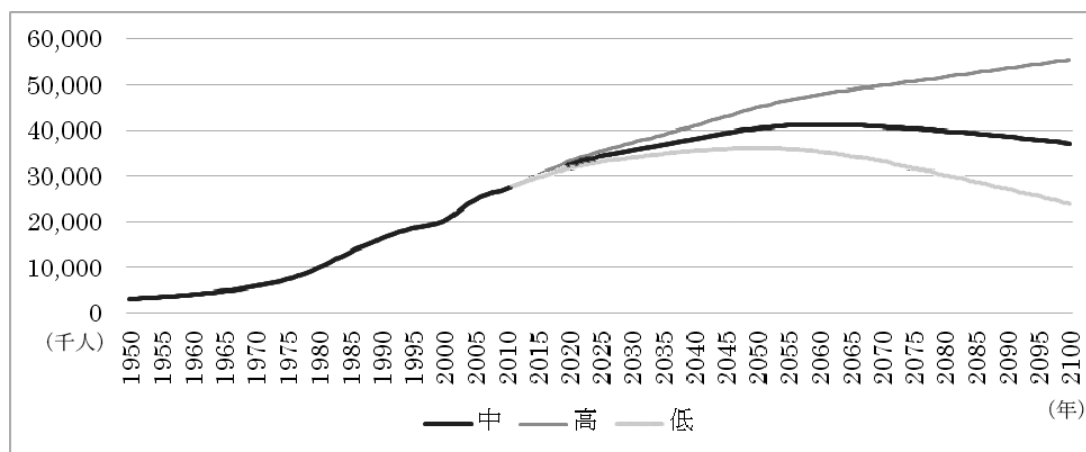
出典 : CIA World Factbook 2013: Saudi Arabia

CIAによれば、サウジ人の年齢中位数は26歳で、たとえば日本の約46歳と比較すると、

この国がいかにかわかわかるであろう。IMF の推計でも人口の約 30%が 15 歳以下となっている。1950 年代のサウジアラビアの年齢別人口構成は、きわめて整然とした未広がりピラミッドを描いていたのが、中間層の膨らんだいびつな形になってしまったのは外国人労働者の大量流入によるものと考えられる。

また人口増加率は現在、約 2%で、これは 1980 年代以前には 6%あったことを考えるとだいぶ落ち着いてきている。国連の推計では、今後さらに増加率は下がり、2030 年から 2035 年のスパンでは 0.71%と予想されている。サウジアラビアにおける現状の年齢別人口構成や人口増加率を考えると、2030 年までに人口は 3500 万人から 4000 万人程度にまで増加、その後 2040 年から 2050 年ごろには減少に転じるという推測が出ている。

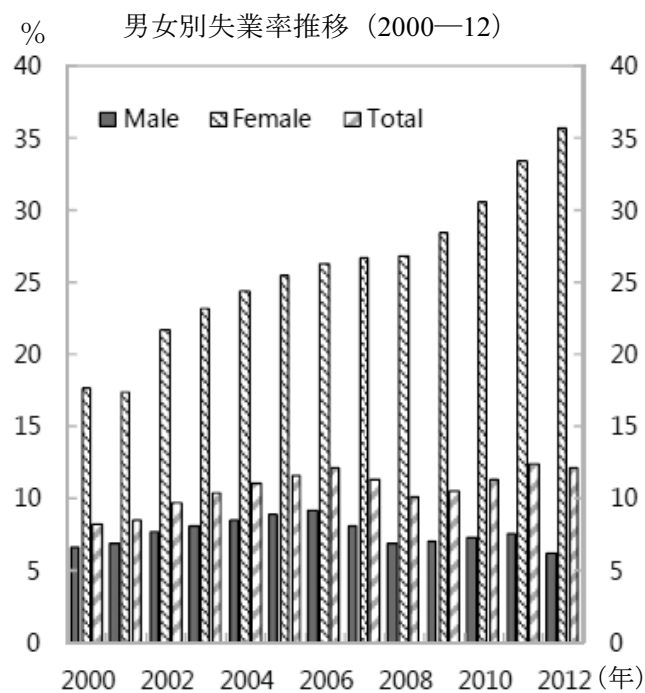
サウジアラビアの人口推移（推計）



出典：UN World Population Prospects

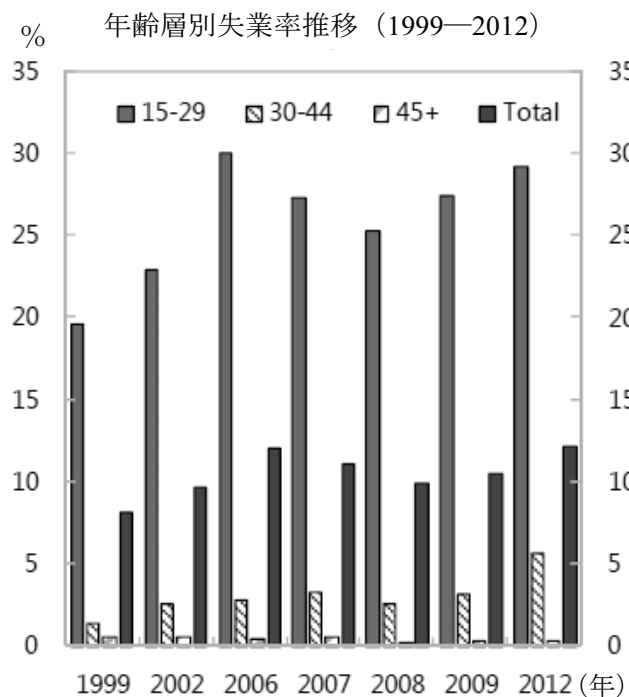
3. シナリオにおける変数（2）失業

人口と密接にかかわる問題として、失業の問題が挙げられる。多くの研究で失業がサウジアラビアの抱える深刻な問題であることを指摘している。サウジアラビア中央統計情報局の失業率は 15 歳以上を対象にしている。そこではサウジ人の失業率は約 12%となっているが、男女別だと女性は 35%程度、男性は 6%程度というぐあいに男女で大きな差が出ている⁴。また失業率の推移をみると、男性の場合、失業率は漸減傾向にあるのに対し、女性は大きく増加しているのがわかる。



出典：IMF 2013, *Saudi Arabia: Selected Issues*

また、年齢層別にみると、10代から20代の層の失業率が突出して高く、しかもこの層については減少傾向がみられない点は要注意であろう。



出典：IMF 2013, *Saudi Arabia: Selected Issues*

失業対策として現在、サウジアラビア政府は、外国人によって占められていた職業をサウジ人と入れ替える、いわゆる「サウジ人化政策(サウダイゼーション)」を進めているが、外国人のついている仕事とサウジ人がつきたがる仕事の間には給与面などで大きなミスマッチがあり、かならずしも順調に進んでいない(それでも1990年代と比較すれば、かなりましになってきているが)。

現在の若い世代の失業は、政府の手厚い福祉政策と豊かな親の世代からの保護がバッファーとなっているので、深刻な社会問題として顕在化していないが、前述のように、財政状況が悪化したり、豊かな親の世代がなくなったりすると、失業が常態化し、貧困が再生産されていくことにもなりかねない。一方、政府主導で、強力なサウジ人化政策が推進されると、経済効率を重視する民間部門や外資にとっては逆に負担が増えることになり、まさに痛し痒しということになる。

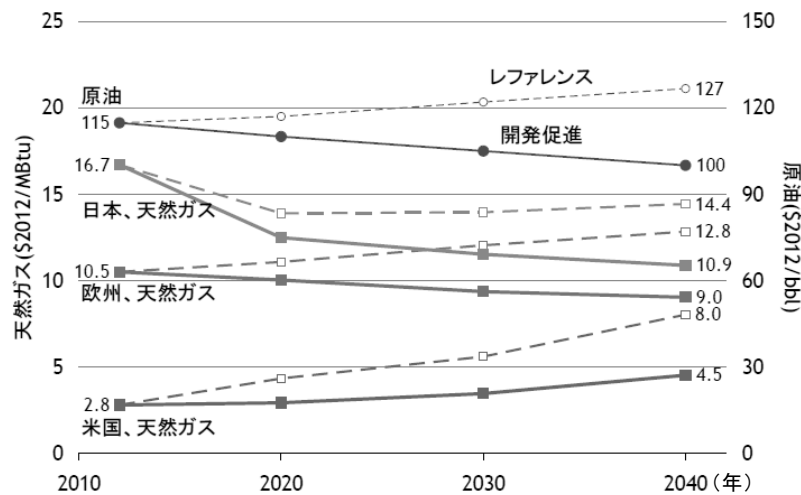
4. シナリオにおける変数(3) 石油

サウジアラビアのシナリオで不可欠な要素は石油である。サウジアラビアは世界最大級の石油埋蔵量を誇り、石油の生産および輸出でも常にトップクラスである。また、サウジアラビアの財政収入の8割が石油からのものであり、その財政は圧倒的に石油に依存している。したがって、石油価格や生産の増減はサウジ社会に直接的な影響を与えることになる。

石油価格や生産量に影響を与える要素は無尽蔵にあり、その将来を見通すことは難しいが、筆者の所属する日本エネルギー経済研究所の試算では、世界の石油消費量は2011年の8500万b/d(バレル/日)から2020年代なかばには1億b/dを突破、2040年には1億1800万b/dまで増加すると予測している。

一方、石油価格は2030年から2040年にかけて1バレル100ドルから130ドルの間を推移すると予測される。また、将来的な石油需給の推移についてはさまざまな分析があるが、本稿はそれについて議論する場ではないので、ここでは比較的确实とされるアジア諸国の石油需要の拡大だけを指摘しておこう。

原油価格予測



出典：アジア/世界エネルギーアウトック 2013—シェール革命がもたらす変革をどう読むか？

サウジアラビアの石油に関する基礎的な数字は *BP Statistical Review of World Energy June 2013* によれば以下のとおりである。

サウジアラビアの天然資源

tcm=1 兆立方メートル bcm=10 億立方メートル

	石油	割合	天然ガス	割合
埋蔵量	2659 億バレル	15.9%	8.2tcm	4.4%
生産量	1153 万 b/d	13.3%	102.8bcm	3%
消費量	293 万 5000b/d	3.1%	102.8bcm	3.1%

出典：BP Statistical Review of World Energy June 2013

ここで興味深いのはサウジアラビアの石油消費量である。単純に量だけでみると、2012年のサウジアラビアの消費量はアメリカ・中国・日本・インド・ロシアについて世界第6位である。人口わずか3000万人足らずで、石油関連以外に大きな産業のない国としては、この数字はあまりに大きいと言えるだろう。生産量と消費量の推移は以下に示したとおりである。過去数年のスパンでみると、生産量のおよそ4分の1を国内で消費していることになる。

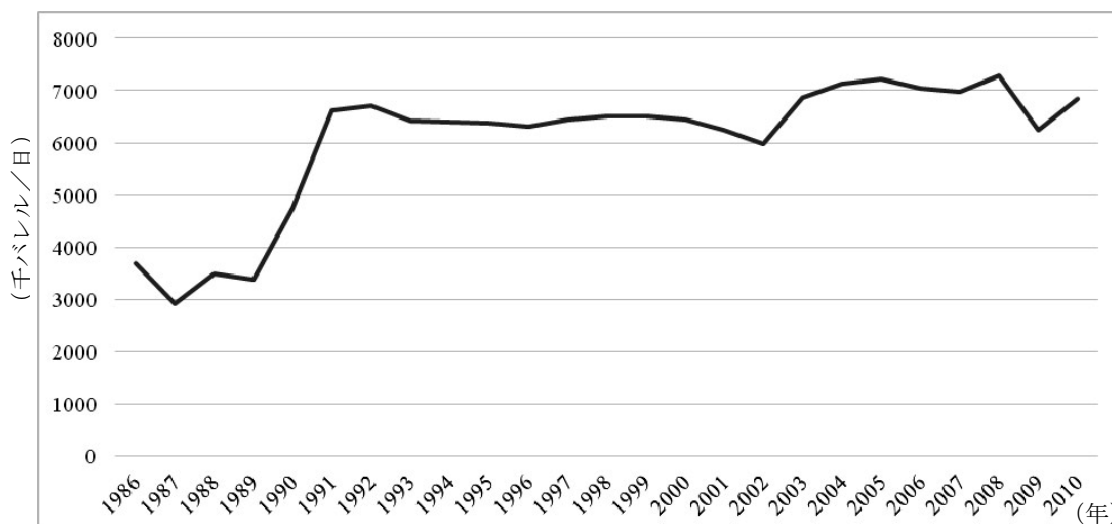
サウジアラビアの石油生産量と消費量の推移



出典：BP Statistical Review of World Energy

また輸出量は以下のような推移をたどっている。

サウジアラビアの石油輸出量推移



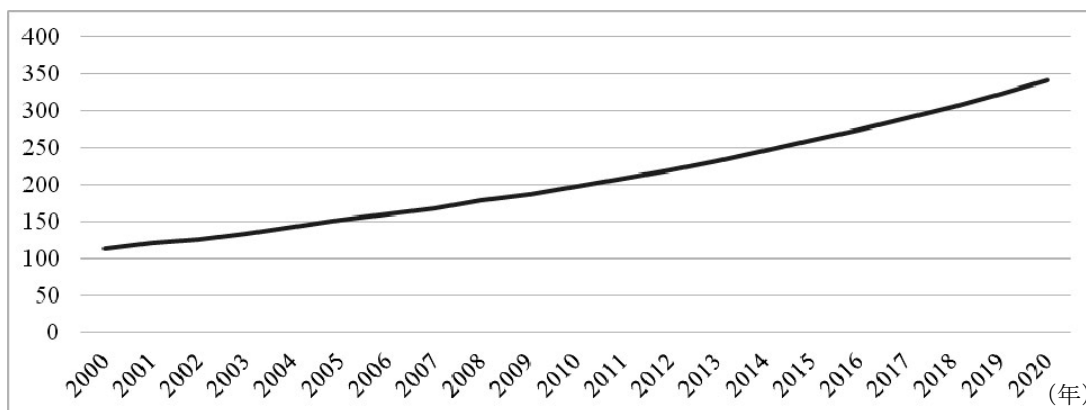
出典：IAE

5. シナリオにおける変数（4）エネルギー消費

石油に関する統計から、国内外の政治・社会情勢に左右されやすい生産量と輸出量が年ごとに乱高下しているのに対し、消費量は、それとはあまり関連せず、堅調に拡大していつているのがわかる。エネルギー消費の拡大は、人口増加に対応していると考えられている。

したがって、2030年をみすえた場合、人口増に伴い、エネルギー消費は今後も増え続けると予想される。

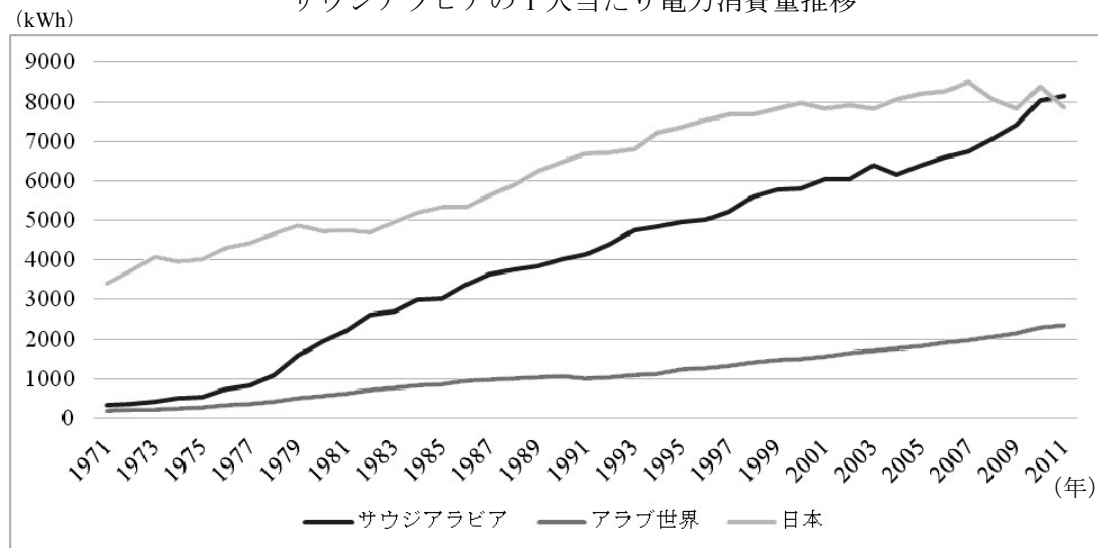
エネルギー消費量推移（石油換算：単位100万トン）



出典：EIU 2010, *The GCC in 2020*

エネルギー消費量と同様、1人当たりの電力消費も、やはり大きく伸びている。以下に比較対象として日本とアラブ諸国を含めてみたが、サウジアラビアの増加率が突出して大きいのは一目瞭然であろう。

サウジアラビアの1人当たり電力消費量推移



出典：世界銀行

ただし、サウジアラビアよりも消費量が多い国はたくさんある。米国や他のGCC諸国、

一部のヨーロッパ諸国のなかにも、サウジアラビアより大量の電力を消費している国は存在する。問題なのはそうした大量の電力を消費している国の多くが（GCCを別にして）先進工業国であり、電力消費のかなりの部分を産業部門が占めていることである。

それに対しサウジアラビアを含む GCC 諸国は他の電力大量消費国ときわだって異なる消費構成をもっている。すなわち、家庭での消費の割合がきわめて大きいのである。全電力消費に占める家庭での消費の割合は世界平均では 25%程度だが、サウジアラビアではそれが約 50%に上っている。しかも、人口増に伴って、電力消費はこのまま 2035 年まで年率 2.5%で増加していくと予測されている⁵。

サウジアラビアの 1 次エネルギー消費は 2010 年において 6.7toe（石油換算トン）で、これは世界平均（1.9toe）の 3.6 倍に相当する。2013 年に関しては、経済成長が 2%と見積もられているのに対し、人口は 2.5%増加しており、さらにエネルギー消費にいたっては、年率で 8%以上上昇したとされる。こうした問題が中長期的にみた場合、体制にとって深刻な脅威であることは多くのサウジ人が自覚しているところであろう。メディアでもしばしばこの問題が取り上げられ、国民の危機感を煽っている。

政府レベルでも省エネには力を入れはじめており、2010 年にはサウジ省エネ・センター（The Saudi Energy Efficiency Center）が設立され、2020 年までにエネルギー消費を国際標準にまで落とすことを目標に掲げている。

6. ブレークイーブン

サウジアラビアが省エネを目指すのは単に環境問題に配慮してのことだけではない。サウジアラビアの 1 次エネルギーはほぼ石油と天然ガスで賄われており、だいたい石油が 6 割、天然ガスが 4 割というところである。一方、発電に関しては石油火力が 54%、天然ガス火力が 46%となっている（2010 年 IEA）⁶。

このうちガスについて随伴ガス・非随伴ガスの両方が用いられている。天然ガスは、サウジアラビアではまったく国内消費用であるのに対し、石油は国内消費・輸出双方に用いられる。現在のところ事実上化石燃料による火力発電しかないので、電力需要が高まれば、当然国内での化石燃料の消費が拡大することになる。

しかし、サウジアラビアではガスの生産が限定的⁷なので、燃料を国内で賄おうとすると、石油を投入するのが一番手っ取り早いことになる。だが、石油を国内で使ってしまうと、輸出に回す分が減って、石油収入が減少してしまう。ならば、石油を増産すればいいではないかということになるが、石油には OPEC の生産枠があり、そう簡単に生産を増やすわけにはいかない。また、たとえできたとしても、サウジアラビアが現状の生産能力をすぐ

に拡張することができると思えない。したがって、石油の生産が頭打ちであれば、国内消費が増えた分、輸出による石油収入は減少することになる。石油収入が減少すると、石油収入に依存する財政も縮小し、公的部門で新たな雇用を創出することができなくなり、これまでのような、痒いところに手が届く、あるいはときに過剰とも思えるような国民サービス・福祉政策は望めなくなる。

では、石油を高く売ればいいということになるが、これも残念ながら、サウジアラビアの思惑どおりにいくものではない。もちろん石油が高ければ高いほどいいというわけではない。あまりに高くなりすぎれば、代替エネルギーの開発やそれへのシフトが加速され、結果的に石油が売れなくなれば、元も子もない。

サウジアラビアが石油依存体質から脱却できないかぎり、サウジアラビアは石油をできるだけ長く、かつ高く売るとするのが至上命題となる。そこで重要になってくるのが最も適切な石油価格がいくらなのか、ということである。

2008年にサウジアラビアのアブダラー国王は1バレル75ドルが合理的な価格だと発言したことがあるが、これは財政収支均衡ポイント（ブレイクイーブン）を念頭に置いたものである。しかし、サウジアラビアの2014年度予算ではブレイクイーブンは1バレル85ドルと見積もられている。2014年初頭の実際のWTI石油価格が90ドルから95ドル程度であるので、ちょうどいい塩梅であるが、人口増が続くなか、何も対策を講じなければ、歳出はどんどん拡大していき、いずれ赤字に転落するのは明らかである。

というわけで、サウジアラビアの未来を予測する場合、何十年後かに石油が枯渇することは間違いないが⁸、それ以外の経済的な変数はいずれも予測は困難である。石油の消費量だけとってみても、さまざまな研究者や研究機関が大きく異なる結果を出している。

7. ジャドワーやチャタムハウスのシナリオ

さて、ここで前述のジャドワー投資会社による報告をみてみよう⁹。報告によれば、サウジアラビアは、今後10年ほどの間は堅調な財政状況を維持していくとみている。前述のとおり今の段階では石油の国際価格は、サウジアラビアのブレイクイーブン価格を上回っており、さらにサウジアラビア通貨庁の在外資産も4810億ドルと、GDPの111%、政府予算の3倍ときわめて潤沢である。たとえ、突発的な事態で石油価格が暴落して、財政赤字になったとしても、しばらくの間はここから赤字を補填することができる。また、政府債務はGDPの10%で、そのすべてが国内からの借り入れであり、たとえ在外資産が減少したとしても、国内からの借り入れは可能である。

しかし、同報告は、現行の歳出と石油のトレンドがこのままであれば、政府はきわめて

困難な状況に陥るとしている。石油の国内消費は2030年には650万b/dに達し、輸出を上回る。なお、現行石油は国内では平均10ドル程度で売却されている。また、2030年でも石油生産は1150万b/dを超えない。歳出の伸びが鈍化しても、ブレイクイーブン価格は2030年には1バレル=320ドルというきわめて非現実的な数字に達する。

2012年から予算は赤字となり、2020年までには赤字は実質的なものになる。2030年までには在外資産は最低レベルにまで縮小し、債務は急速に拡大する、というのがおおまかなシナリオである。

チャタムハウスのシナリオも細部で異なる部分はあるにしても、基本的な結論はジャドワールのそれと変わらない。このまま石油の国内消費が増大していけば、サウジアラビアが輸出に回せる石油の量が10年以内に減少するようになる、というものだ。そして、何ら有効な対策を講じないと、2038年には石油輸入国になってしまうという。

また、サウジ政府の現行の改革では経済危機を回避するには不十分であり、早急に再生可能エネルギーや原子力の開発を進めるべきだと主張する。ただし、これだけでは状況の悪化を数年遅らせることができるだけで、石油依存体質からの脱却や省エネなどを並行して実施する必要があるという。

ジャドワールの報告は、最悪の事態を避けるため、国内エネルギー価格および税制の見直し、代替エネルギー源開発（とくにソーラーと原子力）への積極的な関与、国際的な石油生産におけるシェアの拡大などの政策が必要だとしているが、チャタムハウスもやはり大胆かつ現実的な省エネ目標やそれを達成するための方法を設定したり、財政の合理化を図るよう勧告している。

いずれにせよ、サウジアラビアにとって、現在の石油依存型経済は未来永劫続くものにはありえず、期限付きのものにすぎない。しかも、石油が枯渇する前に崩壊するのは必然であり、したがって、かりに石油の可採年数が70年であるとするなら、そのかなり前の段階で、新しい経済システムを構築して軟着陸を図らないかぎり、単に経済のみならず、政治体制そのものが崩壊の危機にさらされる可能性が高い。

8. 政治体制を揺るがす要素

サウジアラビアで現在のサウード家による支配体制が崩壊する可能性について云々するのは困難である。すでに1950年代、中東各国で王制があいついで打倒されると、次はサウジアラビア、次はクウェートといった分析があちこちに登場した。また、1979年のイランにおけるイスラーム革命でも、折からマッカ占拠事件という前代未聞の事件と重なったこともあって、サウジアラビア王制の脆弱性が多くの研究者やジャーナリストらによって

指摘された。しかし、結果的にみれば、サウジアラビアはこれらの危機を乗り越え、現在も存続している。そして、その体制の強固さは、王朝型と言われるサウード家独裁の政治体制によってしばしば説明されている。しかし、サウード家体制の強さは単にイスラームの守護者としてのレジマシー（正統性）だけでなく、石油経済に由来する豊かさにも帰されるわけで、上述のように石油依存型経済システムが揺らぐようなことがあれば、当然それは政治体制の危機へとつながる可能性が出てくる。

サウード家体制を揺るがす要素は経済的なものだけではない。しばしば指摘されるのはサウード家内部の権力争いである。たしかに、1960年代のサウード（第2代国王）とフェイサル（第3代国王）の間の対立は激しいものであったが、こうしたサウード家内部の権力闘争（王位継承争い）が激化しても、体制そのものがそれによって倒れることはありえない。しかも、現行のサウード家の有力メンバーはサウードとフェイサルの対立から多くのことを学んでおり、その失敗を繰り返すことがないよう、さまざまな策を講じている。とはいえ、可能性としてはゼロではないので、2030年をみすえた変数として王位継承問題は入れておかねばならないだろう。

一方、国内の反体制派運動はどうだろうか。世俗的な社会主義運動は1970年代にほとんど駆逐され、力を失ってしまった。その後、国内のマイノリティであるシーア派が革命後のイランから支援を受け、反体制運動を展開したが、これは1990年代にいったん収束していた。

1990年代以降活発化したのは体制と同じスンナ派のグループやアルカイダに代表されるスンナ派ジハード主義であり、2003年のイラク戦争後はサウジアラビア国内でもテロが頻発した。現在、テロそのものはある程度封じ込められているが、依然として潜在的な脅威であることは否定できない。

なお、2010年末からのアラブの春以降、サウジアラビアでも多くのデモが発生したが、その多くは東部州のシーア派地域で発生したもので、宗派対立として説明されている。1990年代のサウジアラビアとイランの和解、そして21世紀になってからの国民対話などにより両派の対立はある程度、静まったようにみえたが、アラブの春に触発されたシーア派のデモは依然として対立が根深いものであることを示している。

一方、スンナ派内部にも不満があることは否定できない。アラブの春直後に現れた「政党」、すなわち「ウンマ・イスラーム党」（ウンマはイスラーム共同体の意）はほとんどバーチャルな存在にすぎなかったが、サウード家体制に対し改革を要求したため、当局はそれを脅威とみなし、関係者のほとんどを逮捕、その政治活動を事実上封じ込めてしまった。彼らの多くは、1990年代に発生した覚醒グループと同様、体制に近い知識人であり、体制

の中枢に近接した階層でもさまざまな不満を抱いていることが推測される。

また、ときに若い層を中心にアルカイダ的な過激思想は依然大きな影響力をもっている。1980年代からのいわゆる「アラブ・アフガン（アフガン帰り）」は、その後イラク帰りによって入れ替わりがなされ、現在は多くの若者がシリアで反アサドの武装闘争に加わっている。彼らが今後もサウジ国内で不安定要素になることは否定できないであろう。

ただ、どの運動にしろ、サウード家を打倒し、代わって政権の受け皿になるほどの規模や勢いをもっているわけではないので、アラブの春の影響でサウード家体制が揺らぐことがあったとしても、体制が崩壊の危機に直面する可能性は現時点では小さいと言えるだろう。

とはいっても、若い世代のなかには高い教育を受け、しばしば欧米に留学し、外の世界で見聞を広めてきた者も少なくない。また、インターネットなど新しい情報通信技術によって、サウジアラビアの政治や社会を中立的な立場からみることも可能になってきている。こうした新しい世代からの社会や政治を変えようというプレッシャーは無視できないはずである。

さらに、前述のように、今後サウジアラビアの財政状況が悪化するようなことがあれば、アラブの春後にみられた大盤振る舞いの財政出動も困難となり、何らかの政治改革は必須となっていく。サウジアラビアの歴史上、政治制度で最も大きな変動があった時期のひとつは1990年代初めであったが、このときの政治改革の実施は、石油価格の低迷と湾岸危機・湾岸戦争での出費の増大で、財政状況が逼迫していたため、いわゆるバラマキで国民の怒りや不満を中和することが困難であった点からも説明できるだろう。

9. 王位継承

王位継承が問題視されるのは、サウジアラビアに明確な王位継承のための法律が存在しないためである。しかも、王族の数は膨大で、現在、初代国王アブドゥルアジーズの代を第1世代とすると、公開情報では第6世代まで確認できる。王位継承の権利があるのはアブドゥルアジーズの息子たち(第2世代)の系譜のみだが、それだけでも45人いたとされ、現在の王位は第2代のサウードから現在のアブダラーまでこの世代で回されている¹⁰。

現在の皇太子サルマーンも、その次と目されるムグリン王子もともに第2世代に属している。仮にムグリンが国王になれば、彼の下には第2世代は1人も残っていないので、皇太子は必然的に第3世代から選ばれることになる。ちなみにサルマーン皇太子が1936年、あるいは38年生まれ、ムグリン王子が1945年生まれ、2030年を考えた場合、前者は90歳をこえ、後者も80代後半になっている。第3世代への権力移譲は現実的な問題になって

いるのはまちがいない。

もし、ムグリン王子が国王となって新たに皇太子が選出される場合、当然自分よりも年下を選ぶであろう。となると、第3世代の王子に属する有力王子のうちのムグリンより年上の層が除外されることになる。たとえば、現在でも政府内の要職を占めているフェイサル国王の息子たちをみると、ハーリド教育相は1940年生まれ¹¹、サウド外相も同じ1940年生まれである。ともに将来の国王候補と目されていたが、ムグリンが皇太子になれば、その目はなくなると考えたほうがいい。つまり、2030年にはサルマーン、ムグリン、そしてムグリンよりも若い第3世代の王子、このいずれかが国王として統治している可能性が高いわけだ。

第2世代の王子たちが高齢化している現在、第3世代の王子たちが働き盛りとして続々と政府の要職についている。

外相：サウド王子（故フェイサル国王の子、1940年生）

内相：ムハンマド王子（故ナーイフ皇太子の子、1959年生）

国家警備隊相：ムトイブ王子（アブダッラー国王の子、1952年生）

都市村落相：マンスール王子（ムトイブ王子の子、1952年生）

教育相：ハーリド王子（故フェイサル国王の子、1940年生）

国務相：アブドゥルアジーズ王子（故ファハド国王の子、1973年生）

総合諜報庁長官：バンドル王子（故スルターン皇太子の子、1949年生）

また、州知事は傍流王族出身の1人を除いて、現在はすべて第3世代王子で占められている。現閣僚と並んで彼らも有力な将来の国王候補であろう。彼らの多くは欧米での留学経験をもつなど、第2世代とは明らかに異なる経歴をもっており、そうした背景の違いは場合によっては政治にも反映され、父祖の時代とは異なる政策をとっていく可能性もある。

なお、今のところ、第4世代、ないしはその下の世代は、閣僚級のポジションについていないが、2030年のというスパンを考えれば、これも時間の問題であろう。

図：州知事



出典：筆者作成

10. ポスト・サウード家体制

もちろん、単なる可能性としてサウード家が倒されたあとの体制について考えることは可能である。たとえば、もしサウード家を頂点とする現体制が存続とするなら、現状のサウード家の絶対王制と立憲君主制という、2つの可能性が考えられ、また後者の立憲君主制は、王家の政治権力を維持したままのクウェート型と日本や英国のような議院内閣制の立憲君主制が想定できる。

ただ、サウジアラビアや他の湾岸諸国の王制は、かつて崩壊した中東の諸王制とは若干、システムが異なっていることも事実である。つまり、両方とも国王を頂点とする独裁的な体制であることは同じだが、前者の場合、国王のみならず、主要王族が主要なポストを独占しているのに対し、後者では、原則として国王が、民間人の首相を中心とする内閣の上に君臨するという形をとっている。さらに前者の場合、王族の数が圧倒的に多いので、軍や諜報機関、警察や外交など安全保障上のさまざまなポジションに王族が配置されている。前者では、後者と比較して、情報や命令系統の中枢を共通の利益集団がおさえているため、国内の異常事態をいち早く察知することができ、またその集団内部に不満が鬱積していたとしても体制に対する反対運動となりづらいという優位性がある¹²。

また、仮にサウード家体制が崩壊した場合も、複数の可能性を考える必要がある。もちろん、サウード家以外の別の一族（たとえば、サウード家傍流やラシード家）がサウー

ド家に代わって国王となることも否定はできないものの、可能性としてはきわめて低い。その場合、むしろ、共和制となるほうが自然であろう。その場合、たとえば、世俗的な「アラビア半島共和国」となるか、あるいは「イスラーム共和国」的なものになるか、可能性としては両方ある。

イスラーム的な政体をみた場合でも、さまざまな可能性を挙げることができる。たとえば、ジハード主義者たちが主張するようなカリフ制もそうだし、1979年のマッカ占拠事件で話題になったように、救世主（マフディー）が降臨し、支配するなどということもあるかもしれない。

また、サウジアラビアは地理的には広大な範囲を支配しており、場合によっては、これらが地理的に分断されることも考えられる。文化・歴史的にみれば、現在のサウジアラビアの領域は中心部のナジュド、ペルシア／アラビア湾に面したハサー（東部州）、西部のヒジャーズ、そして南部のナジュラーンと大きく分けることができる（あるいは北部も）。ナジュドはハンバリー派が圧倒的なのに対し、ハサーやナジュラーンはシーア派（前者は12イマーム派、後者はザイド派やイスマーイル派）が多く居住する。また、ヒジャーズ地方はマッカ、マディーナというイスラームの二大聖地を抱え、さまざまな宗派・法学派が混在する地域である。サウジアラビアの成立後、サウジ人としてのアイデンティティーは徐々に固まってきているが、それはサウード家の存在が前提となっており、サウード家がなくなれば、地理的・宗派的・文化的なアイデンティティーがあらためて表面化することもありうる。

おわりに—ゲームチェンジャー

サウジアラビアの将来の方向性を決定するうえで、人口増、失業、石油価格、石油収入、ブレイクイーブン、若い世代からの圧力、王族内の権力闘争、宗派問題、イデオロギーなどの要素が重要であることを指摘してきた。これらのほかにも、シナリオの方向を大きく変化させる、ゲームチェンジャーとでも言うべき問題を指摘しておかねばならない¹³。

たとえば、石油に関して言うと、イラクの石油はまさにゲームチェンジャーになりうるものである。イラクの石油生産・石油輸出はまだゲームチェンジャーになるほど成長していないが、今後、生産・輸出とも一気に拡大するようなことがあれば、当然、石油価格やまたサウジアラビアの石油輸出にも重大な影響を与えるであろう。

また、イランの石油も同様である。とくに2013年にイランと米国等の間で核開発に関する合意ができ、対イラン制裁が一部緩和されることになった。仮にイランと西側諸国の関係改善が進んで、市場にイランの石油やガスが潤沢に出るようになれば、短期・中期・

長期いずれの場合でも、ゲームチェンジャーになりうるだろう。

また地球温暖化やシェール革命もサウジアラビアの石油にとって否定的なインパクトになる可能性があるし、今後、石油価格が高止まりするようであれば、場合によってはどこかの段階でエネルギーに関するブレークスルーが起きる可能性もあり、そうすれば、石油の利用が急速に減退し、サウジアラビアの財政悪化は大幅に早まることになる。

—注—

- ¹ 「ビドゥーン Bidūn」は「～がない」を意味するアラビア語の前置詞で、英語の without に相当する。この場合のビドゥーンとは、Bidūn Jinsīya、すなわち「国籍なし」を意味している。彼らの多くはクウェートで生まれ、育っているが、国籍がないことでさまざまな政治的・社会的差別を受けている。クウェート政府は選別的にビドゥーンたちにクウェート国籍を与える政策をとっているが、ビドゥーンたちの思うとおりに進んでいない。クウェート政府は、こうしたビドゥーンたちの多くが実は無国籍者ではなく、他の国籍を保有しているのに、それを隠していると疑っている。なお、ビドゥーンは他の湾岸諸国にも存在している。
- ² 同シリーズに GCC 版もある。 *The Gulf Cooperation Council (GCC) Countries and the World: Scenarios to 2025*。
- ³ このレポートは 1994 年に発行された *After King Fahd: Succession in Saudi Arabia* の続編である。
- ⁴ 最近の調査では、サウジアラビアの大卒以上の女性の約 78%が失業状態だという。このなかには博士号保有者も含まれる (Mona AlMunajjed (2010), *Women's Employment in Saudi Arabia: A Major Challenge*, Booz & Company)。
- ⁵ Deloitte, *Energy on Demand: The Future of GCC Energy Efficiency*, p.3.
- ⁶ 試験的にソーラーなどの発電が行われているが、まだ統計上の数字には現れてこない。
- ⁷ 昨今ではシェールガスの存在も主張されているが、サウジアラビアでのガス埋蔵量は、隣国のイランやカタールと比較すると、もともとそれほど大きくないと考えられていた。また随伴ガスについては、石油生産と連動しているので、OPEC 生産枠以上に石油を生産することができなければ、随伴ガスも増産できないことになる。その意味で急増する電力需要を賄うためには、随伴ガスはあまり役に立たない。
- ⁸ サウジアラビアの石油の可採年数は 73 年といわれている (石油連盟『今日の石油産業 2013』2013 年、8 頁)。
- ⁹ Jadwa Investment (2011), *Saudi Arabia's Coming Oil and Fiscal Challenge*。
- ¹⁰ なお、アブドゥルアジーズの息子の数は正確にはわかっていない。孫以下の世代を含めると、単純計算しただけでも、王位継承の権利がある王子だけで 1000 人近くいることになる。彼らには全員、年金が支給されていると言われているが、人数がこのまま増加していけば、その財政負担だけで膨大な金額になるだろう。人数については、日本の皇室が今上天皇を含め 22 人しか存在せず、皇位継承資格があるのはわずか 6 人だけというのと対照的であろう。
- ¹¹ 1941 年、あるいは 1949 年生まれという説もある。
- ¹² 現存する中東の君主制ではヨルダンやモロッコが後者の代表例である。
- ¹³ 本稿では紙数の関係もあって、外交的な部分に触れることができなかった。しかし、治安面で、GCC 諸国の統合が進むことは指摘しておかねばならない。アラブの春後、急に議論が活発化してきた GCC の政治統合はサウジアラビアを含む湾岸諸国の今後の政治体制の変化を考えるうえで、きわめて重要である。

第8章 転換期を迎える中東のエネルギー情勢

小林 良和

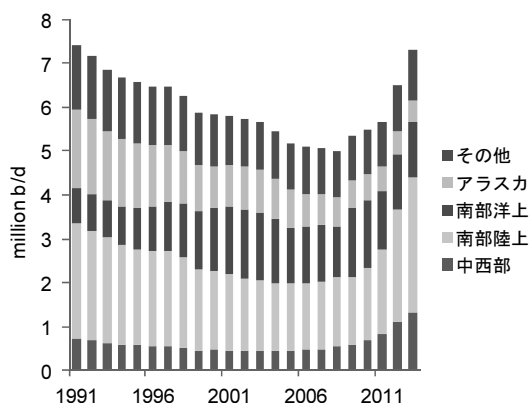
はじめに

本稿では、本調査研究の主題である「グローバル戦略課題としての中東—2030年の見通しと対応」について、主としてエネルギー問題の観点からの現状分析を行う。言うまでもなく、中東地域におけるエネルギー情勢（生産、消費、輸出）は多くの中東諸国にとって、その国家基盤を大きく揺るがしかねないほどの高い重要性を有している。従って、今後2030年に向けた中東地域の姿を展望する上では、同地域のエネルギー情勢がどのような展開を見せるかという視点が不可欠である。本稿ではそうした問題認識の下、今後2030年までを見据えた長期的な中東地域のあり方に特に大きな影響を及ぼすであろう、幾つかのエネルギー情勢を巡る環境変化を概観することで、今後の中東地域のあり方を展望する一助としたい。具体的には、1) 北米を中心に進みつつあるシェール革命、2) 2011年に中東地域を席卷した「アラブの春」、3) 中東域内で増大するエネルギー需要とエネルギー不足の問題、4) 金融商品化する先物原油、の4つの要因について、以下に順番に見ていくこととする。

1. シェール革命がもたらす影響

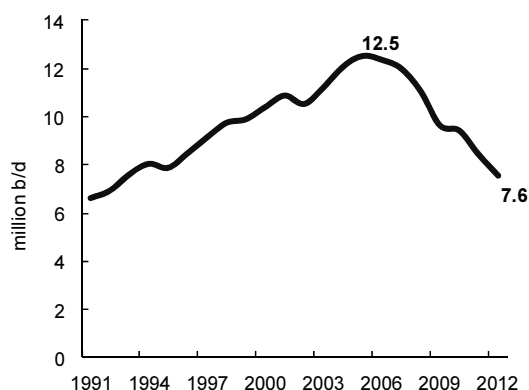
今後の中東地域のあり方に影響を及ぼしうる要因としてまず考えられるのが、米国を中心に進むシェール革命である¹。米国の原油生産量は1970年代初頭にピークを迎えて以降、長らく減少傾向が続いていた。しかし2000年代の末頃より、シェールガス開発で適用される技術が石油開発にも適用され始めたことで、North Dakota州のBakken地域やTexas州のEagle Ford地域においてシェール層からの石油の生産が急速に増加した。こうしたシェール層の開発が進んだことで、米国の原油生産量は2012年には前年比で100万バレル/日増という、同国の石油産業史上最大の増産を記録している（図1）。もとより米国では2000年代の半ば以降、国内の石油需要が減少基調にあったこともあり、米国の石油の純輸入量も2005年をピークに急速に減少しており、長らく夢物語とされてきた米国における石油自給体制（Oil independence）も現実味を帯びた目標となりつつある（図2）。

図1 米国の原油生産量の推移



(出所) US Energy Information Administration

図2 米国の石油純輸入量の推移



(出所) US Energy Information Administration

シェール資源が存在するシェール（頁岩）層は、石油や天然ガスを醸成する地層（根源岩）そのものであるため、油田や天然ガス田があるところにはシェール層が存在している場合が多く、シェール資源そのものは米国だけではなく世界各地に広がって分布している（図3）。シェール資源の全体像については、その評価作業がまだ緒についたばかりであり、いまだ確度の高い確認埋蔵量に関する統計は存在しない。しかし、シェール資源が存在する他の国々においても、今後米国において見られるような規模での開発・生産を行うことができれば、石油・天然ガス供給の地理的なバランスを大きく覆すことにつながり、まさに「革命」的な影響をもたらすポテンシャルを秘めていることは事実である。

図3 世界のシェール資源

Figure 1. Map of basins with assessed shale oil and shale gas formations, as of May 2013

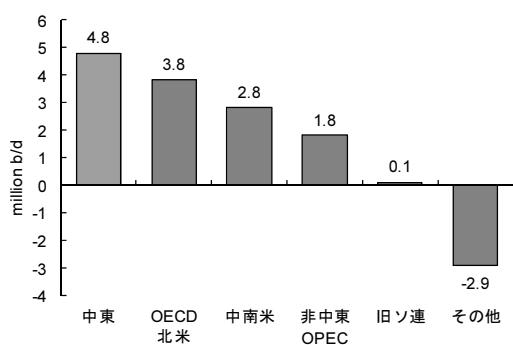


Source: United States basins from U.S. Energy Information Administration and United States Geological Survey; other basins from ARI based on data from various published studies

(出所) US Energy Information Administration

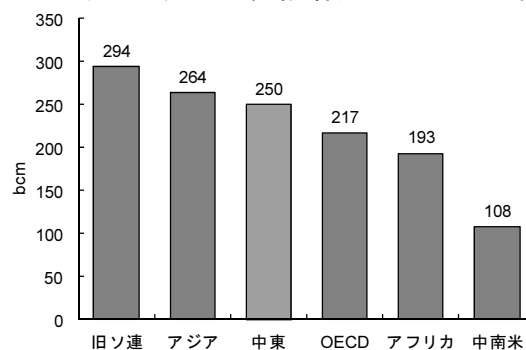
シェール革命の全体像が未確定な状態のままでその中東地域への影響を論じるのは時期尚早であるかもしれないが、少なくともエネルギー需給の観点からは、今のところシェール革命の進展が中東諸国に対し大きな影響を及ぼすといえるほどの材料は存在しない。まずこうしたシェール革命の進展を考慮しても、中東地域の石油・天然ガス供給は、今後の世界の需要増加を賄う上で極めて重要な役割を果たすことが確実である。図4と図5はそれぞれ、今後2030年に向けた石油と天然ガスの地域別の供給量の増減見通しを示したものであるが、中東からの供給はいずれも今後重要な供給源となっており、特に石油については、シェール資源の開発が進もうとも、低コストで開発可能な潤沢な埋蔵量を有する中東地域の優位性は不変である。

図4 地域別石油供給増減（2011—30年）



(出所) International Energy Agency

図5 地域別天然ガス供給増減（2011—30年）

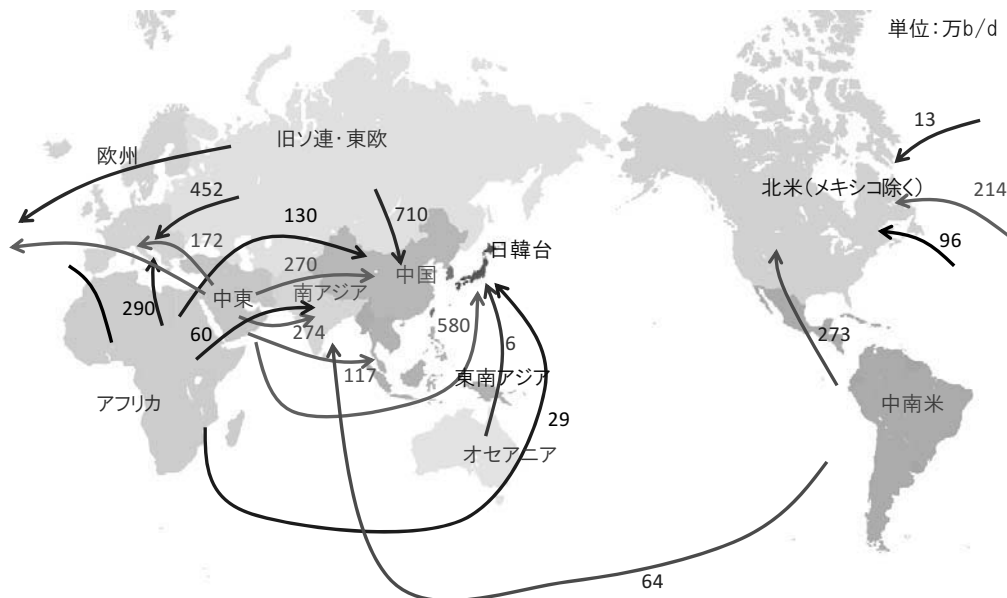


(出所) International Energy Agency

一方、シェール革命は、世界の石油・天然ガス供給そのものに対する中東地域の重要性に大きな影響を与えるものではないものの、その貿易フロー、特に原油の貿易フローには大きな変化をもたらす。図6は2012年時点での世界の原油貿易フロー、図7は日本エネルギー経済研究所が保有する、線形計画法に基づいた世界の原油貿易フローモデルを用いて分析を行った2030年時点での世界の原油貿易フローの予測を示したものである。この中で、米国に関しては、国内生産の増加や中南米・カナダからの輸入が堅調に維持されることで米州内での石油独立（Americas oil independence）をほぼ達成することができる一方、2030年時点で中東原油の米国への輸入はゼロになる。中東からの欧州への輸出量についても、欧州域内の需要減少とロシアや中央アジアにおける供給増加に押される形で2030年時点では50万バレル/日にまで減少する。こうした欧米向けの輸出減少の代わりとして増えていくのがアジア向けの輸出である。特に中国に対しては2030年時点で650万バレル/日以上を供給すると予想され、中国にとって中東は最大の供給源となる。しかし、こうした中東産原油の対アジア輸出の増加は、現在既に見られている

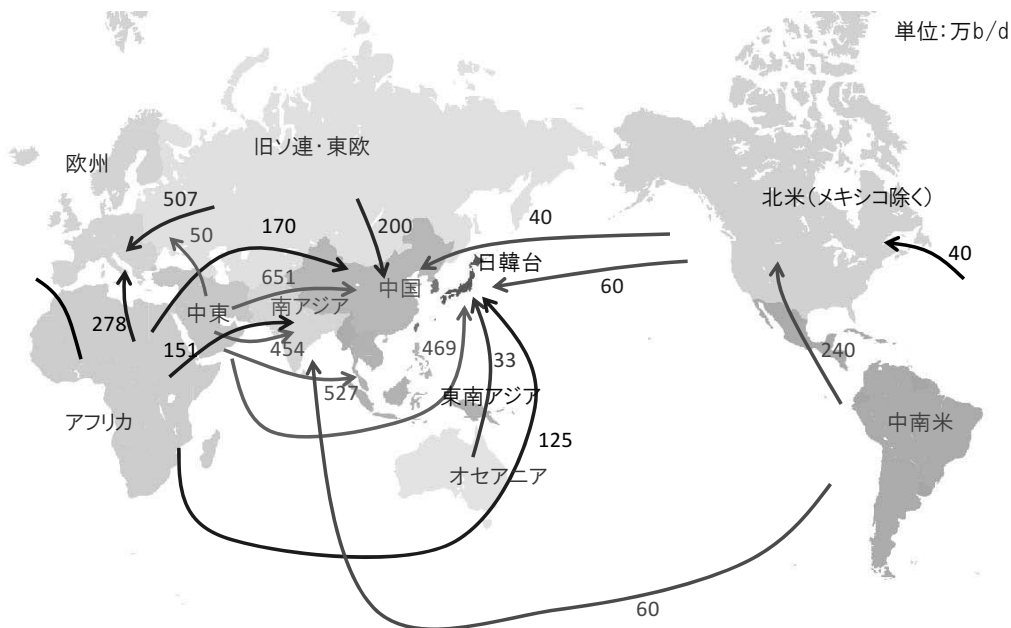
現象でもある。この意味で、シェール革命が世界の原油貿易フローにもたらす影響は、「革命」というよりも、そうした既存の方向性をさらに加速させるという要因としての性格の方が強い。

図6 2012年時点の世界の原油貿易フロー



(出所) BP、US Energy Information Administration

図7 2030年時点の世界の原油貿易フロー予測



(出所) 日本エネルギー経済研究所

シェール革命によって米国が中東産原油の輸入をゼロにすることができれば、今後米国は中東への関与を低下させていくのではないかとの見方がなされることがある²。これも、2030年までの長期的な影響については未だ不確実な部分が多いものの、当面、少なくとも2020年程度までは米国がその対中東政策を抜本的に改める可能性は低い。これは一言でいえば、中東からの石油供給の確保は、米国が中東地域に有する利害のごく一部に過ぎないためである。仮に米国の中東産原油の輸入がゼロになったとしても、中東和平問題やイランの核開発問題、イスラエルの安全保障、対テロ戦争、世界経済の安定的な運営のための石油供給の確保（シーレーン防衛含む）、中東地域における米国企業の石油・ガス関連権益の保護など、米国が中東に有する石油供給以外の重要な利害要因に何ら変わりはない。図7に示した通り、2030年時点では、米国による中東原油の輸入がゼロとなる可能性は否定できないものの、その場合でも米国内のガソリンを始めとする製品価格は国際市況に連動するため、中東地域からの安定的な石油供給の確保は、米国内のガソリンなど石油製品価格の安定化にとっても死活的に重要な前提条件となる。

しかし、今後米国が石油自給体制へと近づいていくことは、以下のような特定の外交政策を進めていく上では、絶好の「口実」として用いられる可能性がある。一つは、オバマ政権が進めようとしているアジアに対する **Rebalance** 政策である。米国が中東からの石油供給依存度を低減させていくことは、米国が中東に対して有する利害関係が一つ解消することを意味しており、こうした米国の対外政策における中東地域のウェイトの変更を進める際には、足元で進んでいるシェール革命の進展は、その大きな推進のための根拠の一つとなる。

次に、イランや特定の産油国に対する経済制裁の強化もそうした具体例として挙げられる。現状では、米国からの原油輸出は禁止されているものの、米国内での原油生産の増加は、マクロ的な観点で見れば、世界全体の石油供給の増加につながる。このため特定の産油国に対する原油輸出に対する制裁の強化を行っても、それによって失われる石油供給を埋め合わせすることができる、との文脈で、こうした特定の産油国に対する制裁が維持・強化される口実となりうる。

また3つ目は1つ目の政策とも関連するが、米国が対外的な関与を全般的に低めていこうとするいわゆる「モンロー主義」政策を推進する材料となる可能性がある。石炭や天然ガスではすでに自給体制を実現している米国が、石油供給でも自給体制を確立することができれば、少なくともエネルギー供給に関しては、米国が対外的な関係を考慮しなくてもよくなるとの見方が強まってこよう。足元の米国財政の状況を見るにつけ、今後米国が対外政策の面で孤立主義的な色彩を強めていく可能性は否定できない。実際に

は、米国が石油の自給体制を確立しても、また中東からの石油輸入がゼロになっても、米国が中東地域における石油供給に影響を受ける構図には何らの変わりはないことは上述したとおりである。しかし、シェール革命という現象が、特定の政策を実現させるうえでの口実として用いられる可能性は今後増えてくるものと推測される。

2. 「アラブの春」がもたらすもの

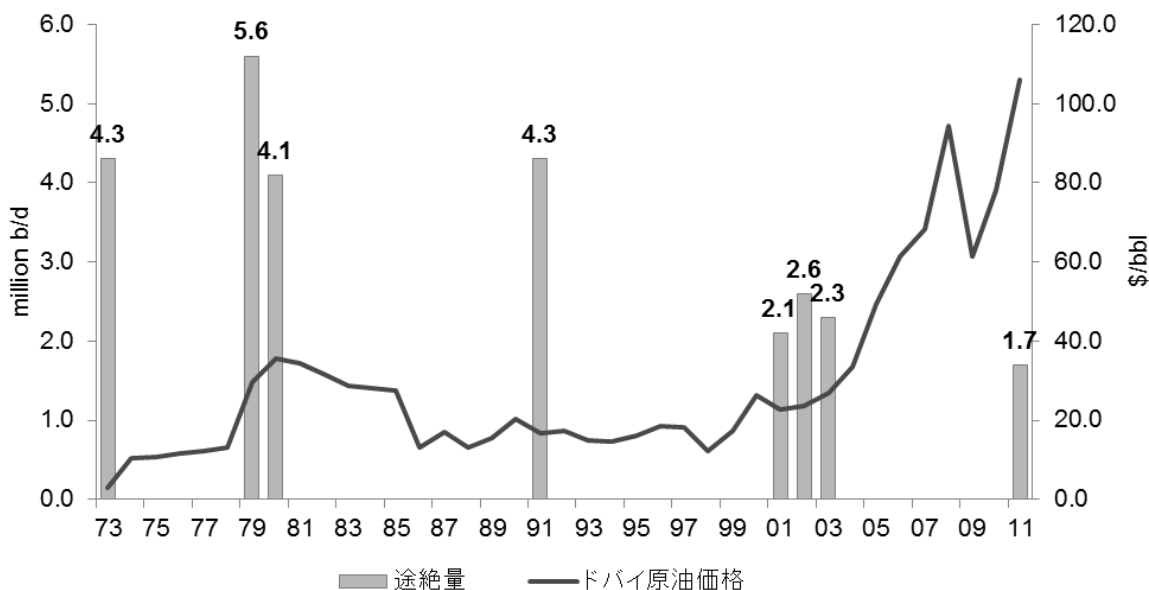
次に、今後の中東地域のあり方に影響を及ぼす可能性のある要因が、いわゆる「アラブの春」に見られたような民衆運動の台頭である。この問題は、エネルギー需給だけではなく、より広範な角度から今後の中東地域に影響を及ぼしうる問題ではあるが、ここでは主としてエネルギー需給の文脈からこの問題についてまとめる。

2010年12月に始まったチュニジアにおける反政府運動は、その後エジプトやリビア、イエメンなどでも同様の反政府運動を誘引し、それぞれの国での長期政権の崩壊を導くなど、まさにアラブ世界の政治情勢を激変させる影響をもたらした。その中では、当然のことながら、中東地域の石油・天然ガス生産も影響を受けたが、実際に供給に支障が生じた規模は、必ずしも大きくはなかった。この「アラブの春」が中東地域を席卷した期間には、UAEとカタールを除く全ての国々において何らかの民衆運動が見られたものの、実際の石油・天然ガス生産が影響を受けたのは、リビア（石油と天然ガスが途絶）、イエメン（石油と天然ガスが途絶）、エジプト（天然ガスが途絶）、オマーン（石油が一時途絶）の4カ国のみであった。このうち、国際市場に対する影響という意味では、石油の途絶量の方がより大きかったが、その途絶量についても最も大きかった時期で170万バレル/日であり、過去の同様の供給途絶時と比べても、国際石油市場を混乱に陥れるというほどの規模ではなかった（図8）。また、最も途絶規模が大きかった2011年夏の時点でのOPEC産油国の余剰生産能力が400万バレル/日前後あったことから、世界の石油需給バランスはこの途絶量を十分に吸収できる状況にあった。

これらの石油・天然ガスの供給途絶があった4カ国のうち、リビアについては、カダフィ政権が反政府運動に打倒されてからほぼ内戦前の水準を回復したものの、2013年の夏になり再び油田が集中している東部地域において石油関連労働者によるストライキの影響で生産量が大きく落ち込むという状況が見られており、本稿執筆時点（2013年12月時点）で120万バレル/日の石油生産が停止した状態にある。またイエメンにおいても2013年12月時点で依然として10万バレル/日の減産が続いたままである。両国とも国家経済の運営を行う上で石油の輸出収入への依存度が高いことから、こうした不安定な生産状態が国家財政に影響を及ぼすことでさらに国内の政治情勢が不安定化するという

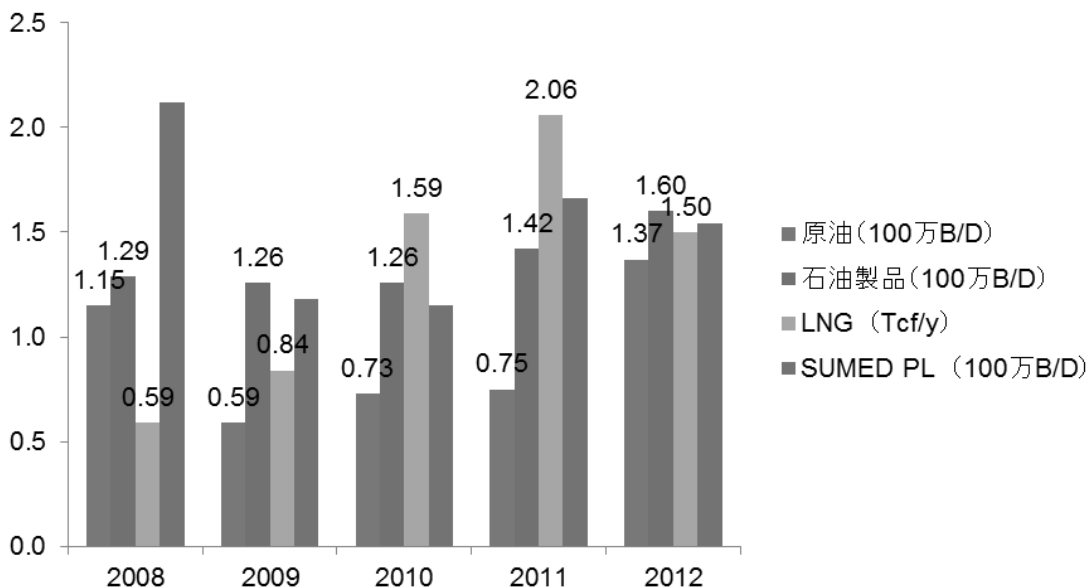
負の循環を引き起こすことが懸念される。他方、これら2カ国の供給量については今後不安定な状態が続く可能性があるものの、現在停止している供給量は、中東・北アフリカ地域全体の生産量に比べれば、全体の5%程度にとどまっており、世界全体の石油供給の規模から見れば、その影響は限定的であるともいえる。

図8 過去の主な石油供給途絶の事例とその規模



(出所) International Energy Agency、日本エネルギー経済研究所

図9 スエズ運河の航行量と SUMED パイプラインの輸送量

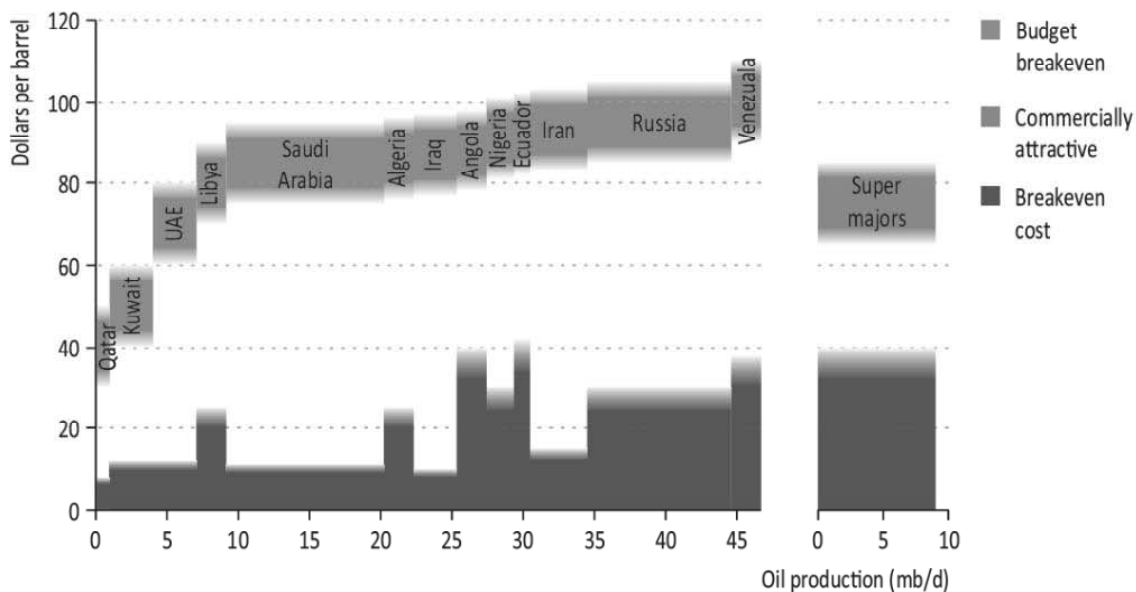


(出所) US Energy Information Administration

実際の石油・天然ガス供給の面ではさほどの影響は及ぼさなかったものの、その国際貿易上の要衝にあるという意味で、国際石油・天然ガス市場に対するエジプト情勢のもたらすインプリケーションは大きい。エジプトには2012年時点で約300万バレル/日の原油・石油製品タンカーが航行するスエズ運河と、150万バレル/日の原油が輸送されるSUMEDパイプラインが存在しており（図9）、エジプトにおける政治情勢が不安定化する際には、（実際の影響は生じていなくとも）必ずといってよいほどこのスエズ運河の航行とパイプラインの輸送についての懸念が材料視されることで原油価格が上昇する。実際には、これらの貿易ルートから得られる通行料はエジプトにとっても重要な外貨収入源であるため、その警備も万全の体制が敷かれており、民衆運動などの要因によってこれらの重要航路・インフラの操業に支障が生じる可能性は低い。しかし、仮にこれらの航路・インフラが利用できなくなるような場合には、アフリカ大陸の喜望峰を回る航路を選択せざるを得ず、追加的に要する日数分だけ石油の貿易が滞るため、世界の石油市場にも大きな影響が及ぶことは確実である。

こうした「アラブの春」による直接的かつ短期的な影響に加えて、より中長期的な影響が見られると考えられるのが、各国の社会支出の増大である。一連の民衆運動の台頭を経て、各国とも国内の社会支出の増額（いわゆる「バラマキ」）を行うことで、その運動の沈静化と予防を図っている。特に中東地域の産油国については、主たる財政原資は石油の輸出収入であり、後述するように、国内のエネルギー需要が増加しつつある中では、そうした社会支出の増額を支えるものは高い油価でしかありえない。このため、産油国においては、軒並み財政収支をバランスさせるための財政均衡油価が上昇する傾向が見られており、世界有数の低コスト油田を有する中東であっても、今後はその財政収支をバランスさせるためにより高い油価が必要となってきた（図10）。

図10 財政均衡油価と原油供給コスト



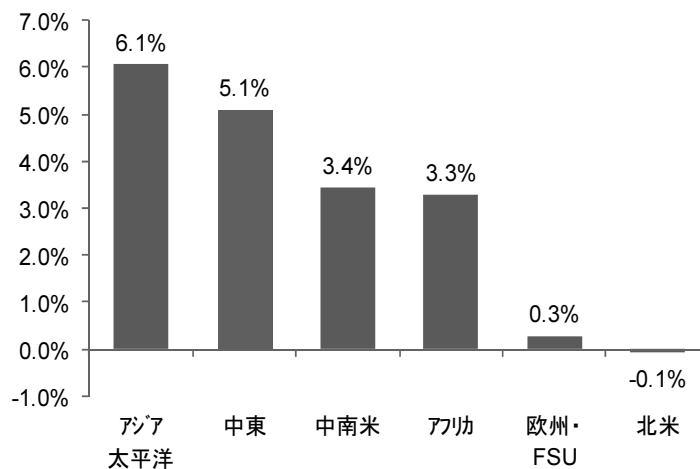
(出所) International Energy Agency

こうした高い油価は産油国にとっての目先の石油収入を確保する上では有利なものであるが、より長期的にはその他の比較的高コストの油田開発を促進させるという副作用をもたらす。現在、米国で開発が進みつつあるシェールオイルはその典型例ともいえるだろう。さらに高い油価は、高燃費の自動車の普及を始めとする省エネルギーの進展や、天然ガスなどの代替エネルギーの導入を加速させることで、長期的には石油の需要を抑制するという効果ももたらす。高い油価への依存度を高めれば高めるほど、その国の存立基盤は徐々に脆弱になっていくことから、この民衆運動台頭以降の社会支出の増大や、それによって強まる産油国の高油価志向は長期的には、中東産油国にとってもより深刻な影響をもたらすといえる。

3. 域内エネルギー需要の増大がもたらすもの

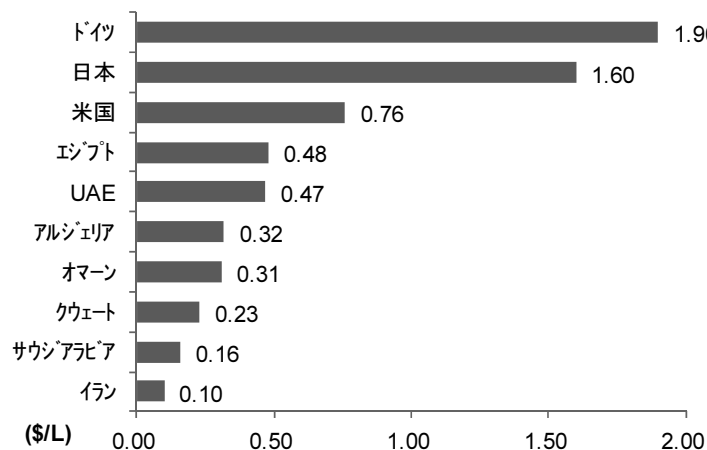
今後の中東地域に影響を及ぼすエネルギーに関する3つ目の要因として挙げられるのが、国内のエネルギー需要の増大である。中東地域のエネルギー需要は昨今の原油価格の高騰に伴う経済活動の活発化や人口の増大によって近年急速に増加している。過去10年間で中東域内のエネルギー需要は年率平均で5.1%、その需要量では1.6倍に増加しており、この増加率は世界の各地域の間でもアジア太平洋について2番目に大きな増加率である(図11)。

図11 過去10年間のエネルギー需要の増加率（年率平均）



（出所）BP

図12 各国ガソリン価格



（出所）World Bank

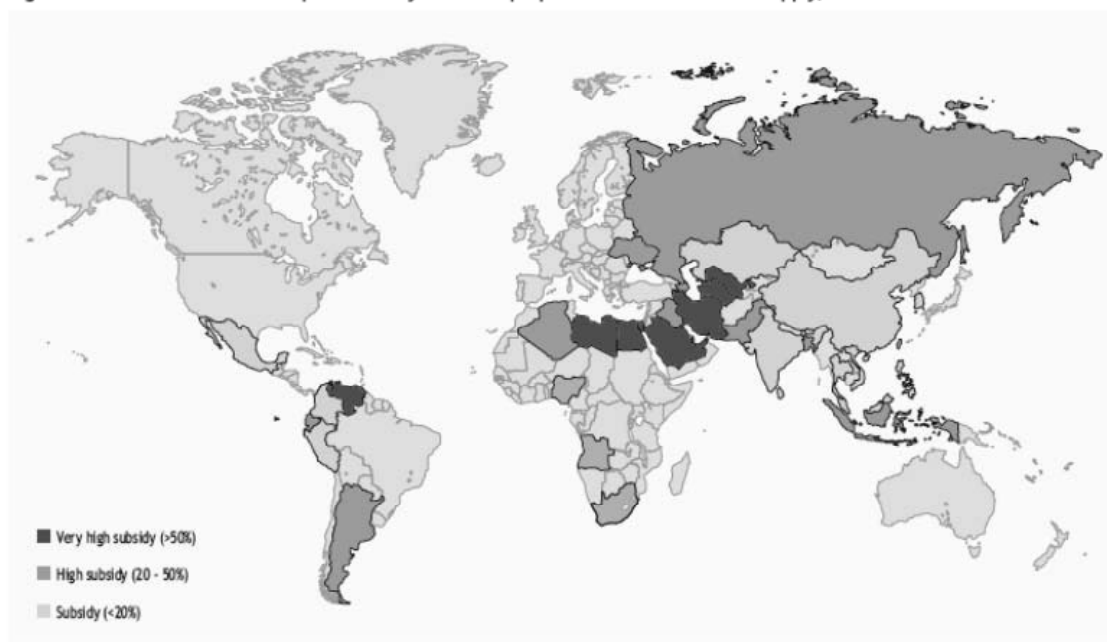
こうしたエネルギー需要の増加は、中東域内におけるエネルギー価格が政府による補助金によって低位におかれていることもその一因である。エネルギー価格が国際価格に比して低い水準に置かれ、またその価格水準が国際市況の変動にもかかわらず一定の水準に据え置かれていれば、エネルギーを利用する国民の間にも省エネインセンティブが生じないためである。図12に世界主要国のガソリン価格を示すが、中東諸国のガソリン価格が国際水準と比べて低位におかれていることが分かる。また、図13は世界の各地域におけるエネルギー価格に占める補助金の支出度合いを色別に示したものであるが、世界の各地域の中でも最も補助金の供与率が高い地域が中東地域であるということが分か

る。

中東の産油国にとって、国内のエネルギー需要の増加は、輸出量の目減りを意味する。特に、今後こうした内需の増加と輸出量の減少の問題が顕著に現れてくるのが、人口が多く、国内の石油需要が急増しつつあるサウジアラビアである。一般的に石油は自動車用のガソリンや軽油など輸送用のエネルギーとして用いられるケースが多いが、サウジアラビアにおいてはこうした輸送用の需要に加えて、発電用としても石油が大量に用いられている（図 14）。サウジアラビアにおいては過去、天然ガスが主たる発電用の燃料として用いられてきたが、この天然ガスの生産は原油生産に随伴して生産されるものが多く、近年は国内の電力需要の伸びが国内の天然ガス生産量の伸びを上回るペースで増加してきていることから、それをバックアップするための燃料として大量の石油が用いられるようになってきているのである。

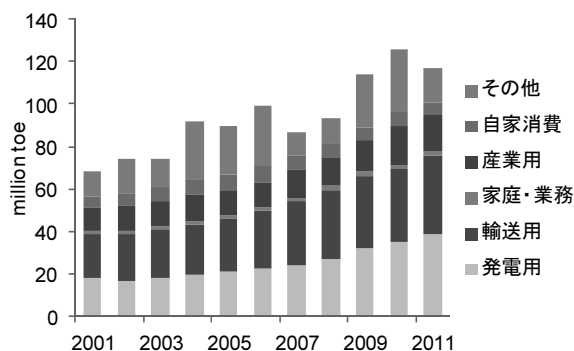
図 13 各地域のエネルギー補助金の供与率

Figure 19.4 • Fossil-fuel consumption subsidy rates as a proportion of the full cost of supply, 2009



(出所) International Energy Agency

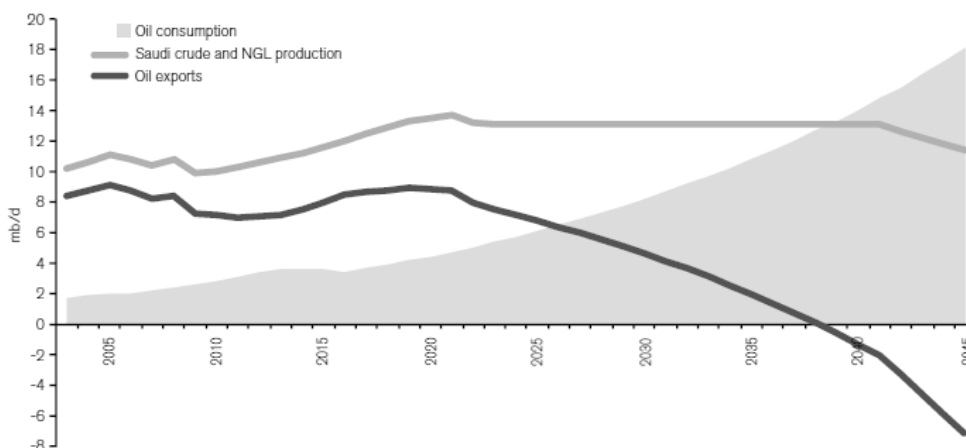
図14 サウジアラビアの用途別石油需要の推移



(出所) International Energy Agency

今後もサウジアラビアでは輸送用と共に発電用の石油需要が増加していくことが確実視されており、仮にこのままサウジアラビアにおいて原油の生産能力が一定のまま、国内の需要のみが増加していけば、サウジアラビアは2040年までには石油の純輸入国に転落するという見通しまで出されるようになってきている(図15)。実際には、サウジアラビアにおいては現在、将来の原油の生産能力の拡大に向けた探鉱投資が行われていること、国内の天然ガス生産についても原油の生産に影響を受けない構造的ガス田の開発投資が進められていることから、そのような事態が起こるとは考えにくいものの、今後国内需要の急速な増加が経済の大黒柱である石油の輸出収入を徐々に侵食していくことは確かである。

図15 サウジアラビアの石油需給バランスの見通し



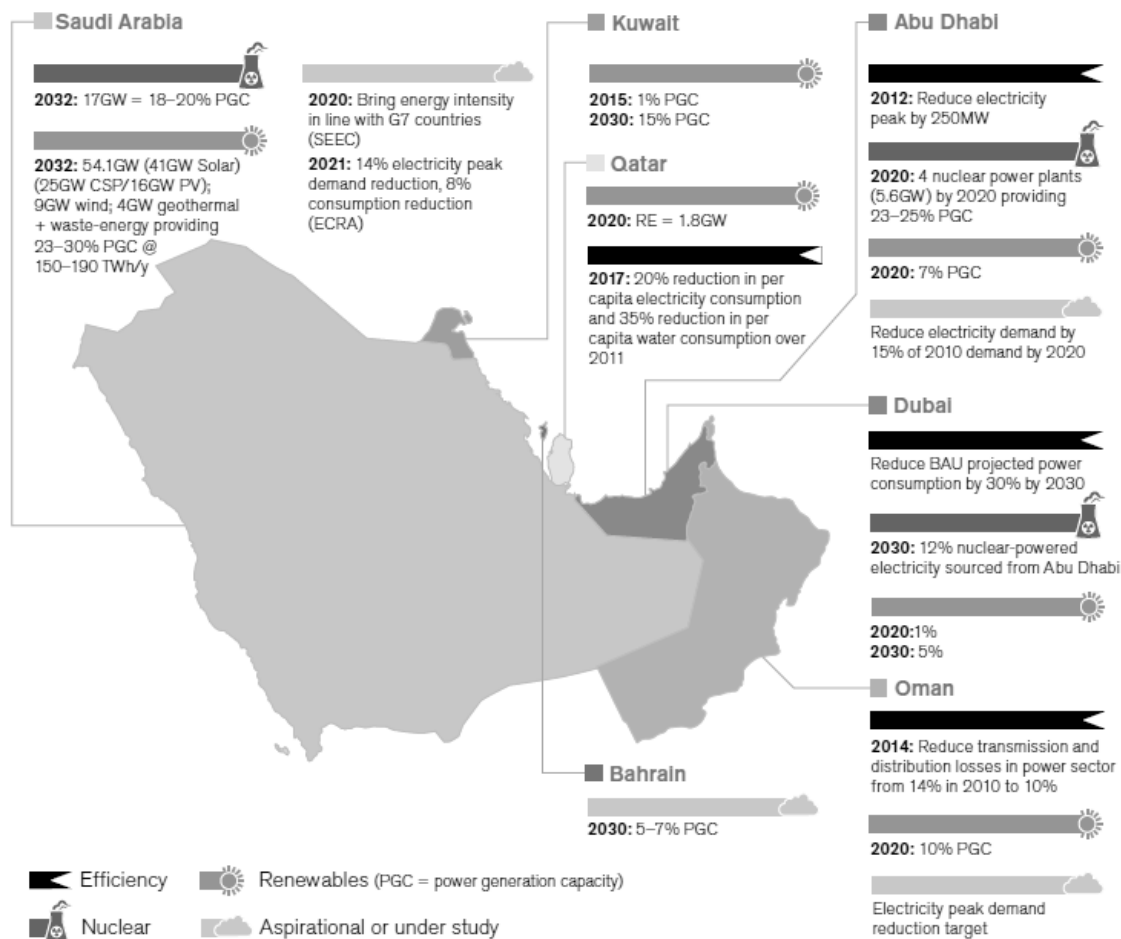
Source: Chatham House research 2010. See Appendix 1 for assumptions and key sources.
NGL = natural gas liquids

(出所) Lahn and Stevens

中東諸国は多かれ少なかれこうした国内のエネルギー需要の増加という問題を抱えているが、その対応策として省エネルギーの推進や代替エネルギーの開発に乗り出す国も見られ始めている（図16）。例えば、UAEにおいては、使用量に応じた電力料金の設定や建築物・省エネ機器に対するラベリングシステムを始めとする省エネ推進政策が整備されつつある。しかし、こうした省エネに対する取り組みはまだUAEなどごく一部の国においてしか見られていない。また一般に省エネを進めていく上では、こうした制度やハード面の整備と合わせて、実際にエネルギーを利用する国民の側の利用形態などのソフト面も同時に変えていく必要がある。しかし、中東諸国では国内のエネルギー価格が低位に抑えられていること、また国民の側もこれまで長期間にわたって現在のエネルギー多消費型のライフスタイルに慣れてしまっていることから、実際の省エネの効果は今のところ限定的である。

代替エネルギーの取り組みとしては、再生可能エネルギーの導入が模索されている。サウジアラビアは2010年4月に新たに設立されたアブダラー国王原子力・再生可能エネルギー都市（KACARE）が国内の再生可能エネルギーの導入を推進している。サウジアラビアでは、自国の発電容量を2012年時点での55GWから2020年には120GWにまで引き上げる目標を抱えているが、そのうち10%を再生可能エネルギー電源とする計画である。またUAEにおいてもアブダビ首長国においては、2008年1月にマスタープランという再生可能エネルギーの導入計画を立ち上げ、先進エネルギー技術（太陽光・太陽熱、風力、水素、CCS：CO₂の地中貯留）を核とした、持続可能な社会の構築を進める経済開発プログラムを推進している。同首長国は、2020年にはその電力需要の25%を原子力発電で、7%を太陽光エネルギーを中心とする再生可能エネルギーで賄うとの計画を示している。しかし、こうした試みは、予算不足や政府・国営企業間での意思疎通の遅れの問題もあり、当初の計画ほどは順調に進んでいないのが現状である。

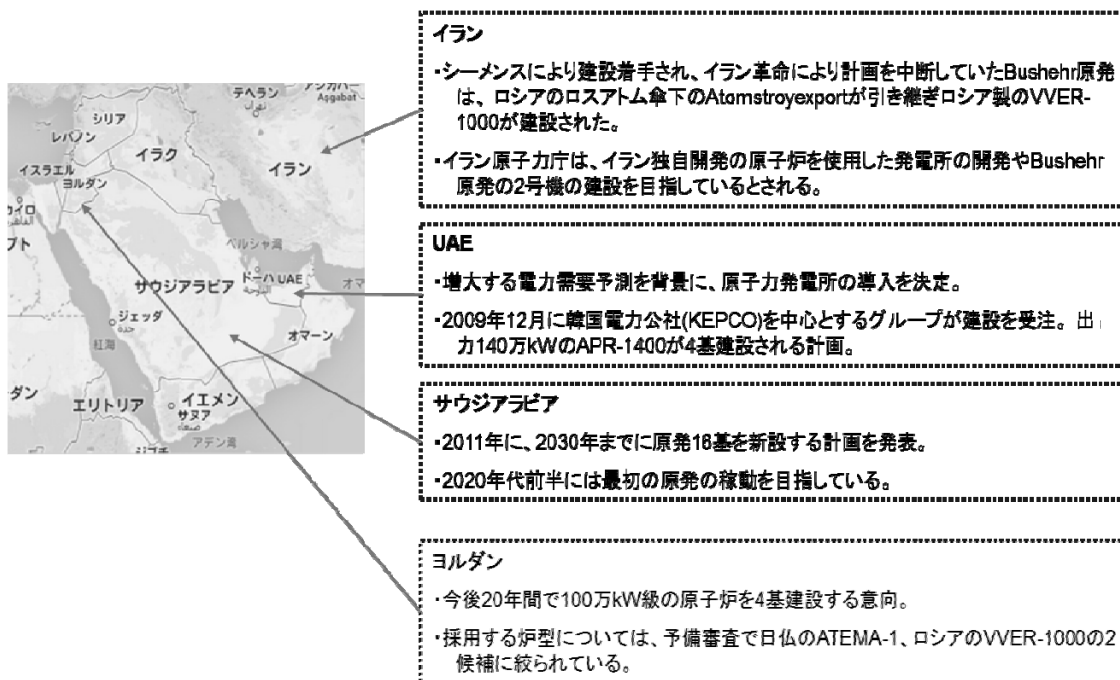
図16 中東各国のエネルギー需要増加対策



(出所) Lahn, Stevens and Preston

もう一つの代替エネルギー推進策が原子力発電の導入である。原子力発電は石油・天然ガスを燃料として用いず、かつ大規模な電力を確保できるというメリットから、中東各国で検討が進められている。イランでは既にブシェール原子力発電所が稼働しており、UAEにおいても2017年の稼働を目指して、現在1200MWの原子力発電所の建設が進められているなど、中東地域においては多くの原子力発電の導入計画が進んでいる。しかしながらこうした原子力発電の導入に際しては、核不拡散問題への対応や、使用済み燃料の処理の問題など多くの課題が存在しており、原子力発電の導入だけでは中東のエネルギー不足問題の解決には十分ではない。

図17 中東地域における原子力発電の稼動・検討状況



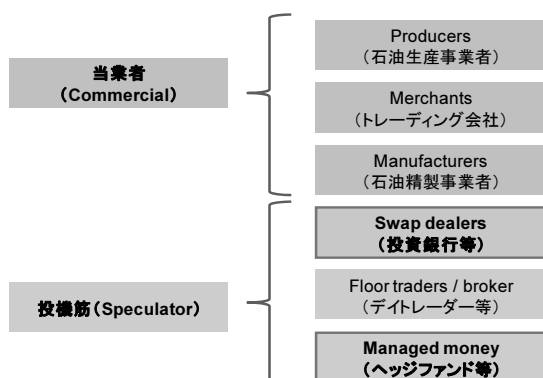
(出所) 日本エネルギー経済研究所

4. 先物原油の金融商品化がもたらすもの

最後に今後の中東のあり方に影響を及ぼす4つ目の要因として、昨今の原油先物市場における先物原油の金融商品化を挙げておく。原油の先物市場はもともとスポット市場の価格変動をヘッジする目的で始められたものである。従って先物市場は、石油の生産事業者や精製事業者、販売事業者などといった石油に関する実業を行う事業者(当業者)のみでは、先物取引に十分な流動性は生まれず、成り立たない。そうした当業者以外にも、当業者のヘッジ目的を満たす取引を投機的に行うような、石油に関する実業に従事していない事業者(非当業者)がいて初めて原油先物市場は成り立つ。図18に示すように、原油先物市場においては、石油の生産事業者や精製事業者以外にも、そうした投機的な事業者として投資銀行やデイトレーダー、ヘッジファンドなどの金融関連の事業者などが多く参入している。

原油先物市場においては、近年そうした投機的な事業者の割合が増加しつつある。図19は、こうした当業者のヘッジに必要な量の投機取引以上にどの程度の投機取引が先物市場においてなされているかを示した指標(投機指数)を示したものである。2000年代以降、徐々に投機的な取引が増加し、原油価格がピークを迎え下落に転じた2008年の夏以降も断続的に投機筋の流入が続いていることが分かる。

図 18 原油先物市場におけるプレイヤー



(出所) 日本エネルギー経済研究所

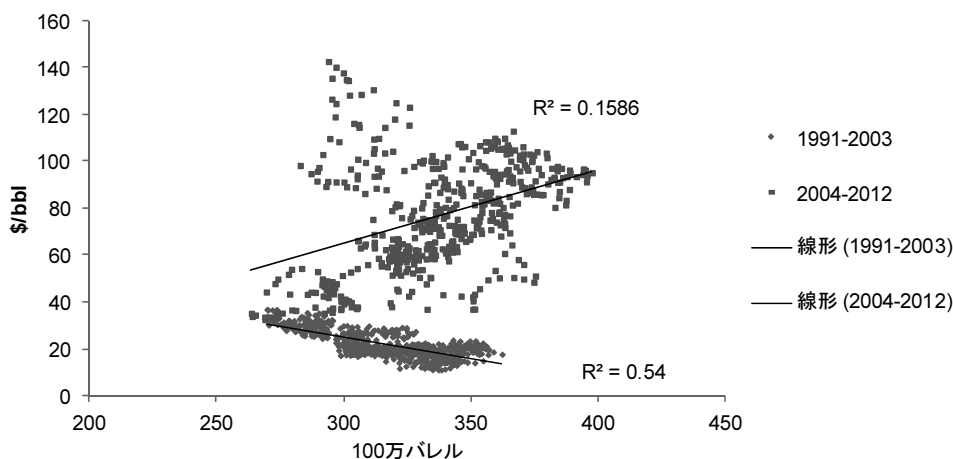
図 19 NY 原油先物市場における投機指数



(出所) 日本エネルギー経済研究所

こうした状況下、国際原油先物市場が、石油需給というよりは、株価や為替レートなどといった金融市場の指標により強く連関して変動するようになってきている。図 20 は米国の在庫水準と原油価格の関係を示したものであるが、2004 年頃を境に両者の関係が全く変わったものとなってきている。2004 年以前は、在庫が低い時、即ち需給バランスにおいて需要が供給を上回っていると考えられる時に価格が高く、在庫が高い時には価格が低いという、需給バランス上は合理的な負の相関関係が見られている。しかし、2004 年以降は、その関係が逆転しているだけではなく、相関関係の強さを示す R^2 の数字も低下していることがうかがえる³。

図 20 原油先物価格と米国原油在庫の相関関係

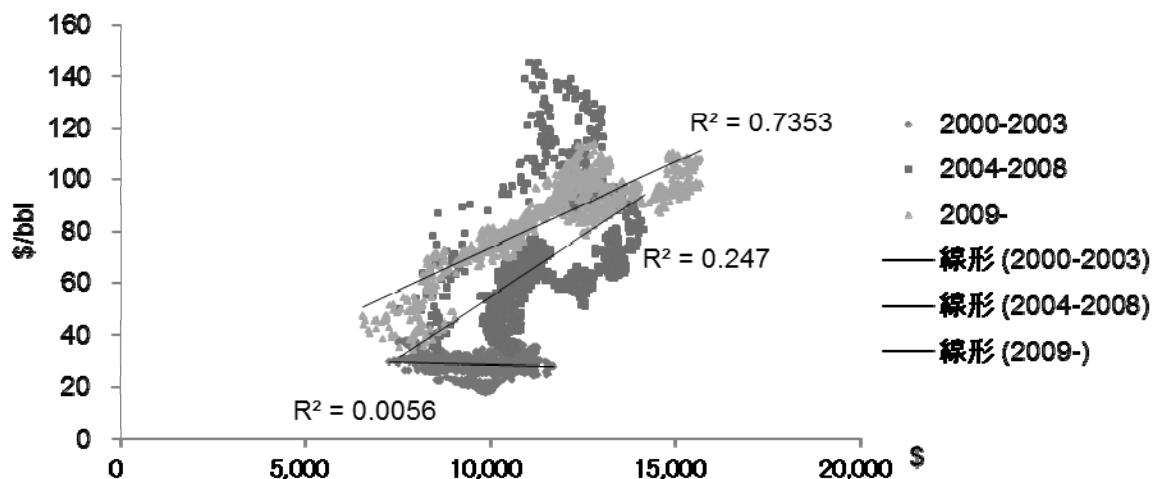


(出所) US Energy Information Administration、日本エネルギー経済研究所

これに対し、図 21 は原油先物価格と米国の代表的な株価指数であるダウ工業平均株価

の関係を示したものであるが、2003年以前はそれほど高い相関関係は見られないものの、それ以降は両者の間に徐々に強い正の相関関係が見られるようになってきていることが分かる⁴。

図21 原油先物価格と米国株価指数の相関関係



(出所) US Energy Information Administration、Yahoo! Finance、日本エネルギー経済研究所

こうした先物原油が原油需給以外の要因により強い影響を受ける理由として指摘されているのが、原油先物市場における非当業者の割合が高まってきたことによって、実際の現物の需給バランスというよりは、非当業者による「相場観」が及ぼす影響が高まってきているという点である。株価であれば株価の上昇が景気の拡大をもたらすそれが石油需給を高める。また為替レートであれば、ドルが安くなれば建値がドルで売買される原油の割安感が生まれるため原油先物に買いが入る、といった具合である。かの経済学者ケインズが、「美人投票」の譬えを用いて説明した株式市場と同様の光景が現在の原油先物市場においても見られるようになっており⁵、先物原油が株価や債券などのような金融商品の一つになったといわれる所以である。

現在世界の原油価格は原油先物も市場の価格にリンクして決定されているため、原油先物市場の相場形成において石油需給要因の重要性が相対的に低下しているということは、これまで OPEC の一員として石油市場に影響を及ぼしてきた中東産油国の相場形成能力も低下してきているということを意味している。特にサウジアラビアはこれまで世界最大の余剰生産能力を保有し、その能力を活用することで国際石油市場に対しては強い影響力を及ぼしてきた。現在においてもその影響力は決してなくなっていないものの、

少なくとも日々の価格変動においては現在の先物市場は株価、為替などの金融指標によって大きく変動し、需給要因の影響度が低下している。この観点では、中東産油国がこれまで有してきた国際石油市場への影響力も相対的には低下しつつあるといえる。

まとめ

以上、本稿では、今後 2030 年に向けた中東の姿を展望する上で、エネルギーの観点から重要な要因となりうるものとして、1) シェール革命、2) 「アラブの春」、3) 国内エネルギー需要の増大、4) 先物原油の金融商品化、の4点を挙げた。このうち、シェール革命については、その中東地域の石油・天然ガス供給に及ぼす影響は今のところ限定的と考えられるものの、シェール革命の進展が、米国による対中東政策を進めていく上での「口実」に用いられる可能性はあり、その意味では今後の米国の中東に対する関与を介して、中東地域のあり方に影響を及ぼす可能性がある。

「アラブの春」については、その現物の石油・天然ガス供給への影響については、リビアとイエメンの石油供給において現れているのみで、国際原油市場にとっての致命的な需給逼迫要因とはなっていない。しかし、今回の民衆運動の台頭による社会支出の増大によってもたらされる、国内のエネルギー需要の拡大や財政支出の増大、財政均衡油価の上昇といった要因が、今後より深刻な影響を中東諸国にもたらす懸念がある。

国内のエネルギー需要の増加は、産油国であれば将来的な輸出量の減少をもたらす、産油国以外でも国内のエネルギー不足の問題を引き起こすことで社会不安をもたらす一因となる可能性がある。この問題に対しては、現在効果的な対応策がとられていないのが現状であり、将来的には、国際石油・天然ガス市場に対する中東地域からの輸出量の減少や、それに伴う中東産油国における財政収支の悪化という形で影響が表れるようになると思われる。

最後に、先物原油の金融市場化は、中東産油国が有する相場形成への影響力を決してゼロにするものではないものの、これを相対的に低下させていることは否めない。こうした金融商品化が今後も持続するかどうかは不明ではあるものの、今後もこうした事象が続けば、中東産油国による先進国などの石油輸入国に対する影響力の低下をもたらすことにもなりかねないだろう。

このように、現在中東地域においては、短期的には大きな影響は生じていないものの、中長期的には確実にそのエネルギー生産や輸出、消費に大きな影響をもたらすような変化が着々と進みつつある。東日本大震災以降、原子力発電所の稼働が停止する中で、日本のエネルギー供給における中東地域の重要性はこれまでになく高まってきている。そ

うした中、中東地域のエネルギー情勢が今後どのように展開していくかについては、引き続き、その将来のシナリオ展開を検討していく必要がある。

参考文献

- (1) BP, *BP Statistical Review of World Energy* (London: BP, 2013).
- (2) Howard, Roger, “How Shale Energy Reshapes American Security,” *National Interest*, May 2013.
- (3) International Energy Agency, *Energy Balances of non-OECD Countries 2013 edition* (Paris: International Energy Agency, 2013).
- (4) International Energy Agency, *Oil Market Report* (Paris: International Energy Agency, August, September, and October 2011).
- (5) International Energy Agency, *Oil Supply Security: Emergency Response of IEA Countries* (Paris: International Energy Agency, 2007).
- (6) International Energy Agency, *World Energy Outlook 2011* (Paris: International Energy Agency, 2011).
- (7) Glada Lahn and Paul Stevens, *Burning Oil to Keep Cool : The Hidden Energy Crisis in Saudi Arabia* (London: Chatham House, 2011).
- (8) Glada Lahn, Paul Stevens and Felix Preston, *Saving Oil and Gas in the Gulf* (London: Chatham House, 2013).
- (9) US Energy Information Administration web-site < <http://www.eia.gov/petroleum/>>
- (10) World Bank, *World Development Indicators 2012* (Washington D.C.: World Bank, 2012).
- (11) Yahoo! Finance web-site < <http://finance.yahoo.com/q/hp?s=%5EDJI>>
- (12) 野村証券 証券用語解説集
< <http://www.nomura.co.jp/terms/japan/hi/bijintohyo.html>> (2013年11月11日アクセス)

—注—

- ¹ シェール革命とは、2000年代半ばに入ってから、開発技術の進展に伴い、それまではコストが高く開発ができなかったシェール（頁岩）層を始めとする堅硬な地層から石油や天然ガスの回収ができるようになり、その生産量が飛躍的に増加しつつある現象を指す。
- ² Roger Howard, “How Shale Energy Reshapes American Security,” *National Interest*, May 2013.
- ³ R^2 （アール・スクウェア）とは2つの変数の相関関係の強さを示す指標であり、一般に0.6から0.7以上であれば両者の間に強い相関が存在するといわれる。
- ⁴ 株価指数の他、為替レートとの相関関係についても同様の傾向がみられる。
- ⁵ 有名な経済学者のJ.M.ケインズは、友人筋の行う投資は、投票者が100枚の写真の中から最も容顔の美しい6枚を選び、その選択が投票者全体の平均的な好みにもっとも近かった者に賞品が与えられるという新聞投票に見立てることができるとした。各投票者は、自身が最も美しいと思う写真を選ぶのではなく、他の投票者の好みにもっともよく合うと思う写真を選択しなければならないことを意味する。株式投資に関しても、投票者（＝市場参加者）の多くの人々が、容顔が美しいであろうと判断する写真を選ぶことが有効な投資方法であるということ。（野村証券 証券用語解説集）

第9章 アメリカと中東：歴史的な視点から

小野沢 透

はじめに

中東情勢を理解する上で、同地域へのアメリカ合衆国の関与を理解することが重要であることは論を俟たない。第二次世界大戦後の米国は、主要な域外勢力として中東に関与し、中東諸国の政治的動向や域内の国際関係にさまざまな影響を与えてきた。しかし同時に、米国が中東の域内政治の主要プレイヤーとして自ら直接的に同地域に関与した歴史は比較的浅く、その影響力の頂点においてすら、米国が期待するような秩序が中東に出現したことはなかった。米国と中東の関係を理解する出発点として、同国が主要な域外プレイヤーであったことと、その影響力がきわめて限定されたものであったことを、混同することなく把握しておくことが重要である。

本報告書は、まず第1節において、第二次世界大戦後における米国の中東への関与の歴史を4つの時期に分割し、それぞれの時期の特徴および米国の関与のあり方の変遷をもたらした要因を略述する。第2節においては、これらを俯瞰しつつ、米国の中東政策の変容をもたらした要因、およびその特徴を検討する。以上の分析を踏まえた上で、第3節においては、今後の米国の中東への関与のあり方を予想するための基本的な考え方と着目点を大枠で提起する。

1. 米国の中東政策の歴史的展開¹

(1) 第1期：1950-1958年

第二次世界大戦直後の米国は、中東に自ら直接関与しようとはせず、中東に非公式帝国を維持していた英国に依存する方針を取った。これが大きく変化するのは、朝鮮戦争勃発後のことである。ソ連が中東で軍事行動に出ることへの懸念が高まるとともに、中東諸国におけるナショナリズムの高まりに英国が十分に対処できないことが明らかになるにつれ、米国は中東への関与を強めたのである。しかしながら、米国は中東における軍事的責任を担うことには一貫して慎重であった。米国の政策的優先順位では欧州と極東が上位にあり、米国は自らが中東に直接関与するために割きうる財政的・軍事的資源をもたないと判断したのである。

そこで米国が目指したのは、中東諸国と米英を中心とする西側諸国の間に協調的な関係を構築することであった。単純化するならば、中東全域を対象に NATO と同様の同盟関係

を構築することが、この時期の米国の地域的目標となったのである。しかしながら、そのような目標は実現に至らなかった。その原因は、アラブ・ナショナリズムの高まりとさまざまな域内対立の亢進にあった。とくにイスラエルに隣接するアラブ諸国にとって対外政策上の最大の関心はイスラエルであり、米国が構想するようなソ連・共産主義を対象とする親西側同盟には関心を示さなかった。米国が1950年代中葉に試みたアラブ・イスラエル和平工作（アルファ計画）も失敗に帰す。加えて、エジプトとイラクを軸とするアラブ諸国間の主導権争いが、親西側的な協調的秩序の起点となるはずであったバグダード条約のアラブ世界への拡大を不可能にした。

1958年のイラク革命以降、アラブ世界で中立主義的アラブ・ナショナリズムが支配的影響力を確立したと判断した米国は、中東諸国を親西側的な枠組みに組織化するという目標を断念するに至る。ひとことで要約するならば、中東域内の対立が、親西側的な協調的秩序の樹立という米国の目標を挫折させるに至ったのである。

(2) 第2期：1959-1990年

この時期の米国は、中東域内の対立を積極的に活用することによって自らのインタレストを実現しようとした。第1期以来、米国の中東地域における基幹的インタレストは、①中東からの安定的な石油供給の確保、②敵対的な国家あるいは勢力による中東地域とくにペルシャ湾岸地域の支配の防止、と定義されており、それらをひとことで要約するなら、中東地域における安定の維持ということに帰着した。第2期においても、これらのインタレストの定義は基本的に変わらなかった。この時期の米国は、ひきつづき自ら中東に軍事的に関与することを避け（“over-the-horizon”政策）つつ、援助等によって域外から勢力関係を操作する（“off-shore balancing”政策）ことによって、域内の勢力関係の均衡を図ったのである。米国は、そのような観点から、特定国に政治的・経済的な支援を与え、そして縮小した。1961-63年のエジプトへの支援、1967-73年のイスラエルへの支援が、典型例である。その結果、この時期の米国の中東への関与は、柔軟であると同時に、便宜的・機会主義的で、無定形の性質を帯びることとなった。

同時に、この時期の米国は、ペルシャ湾岸地域の安定を維持するために特定国に依存した。いわゆる代理勢力（surrogate）である。1960年代の代理勢力は、なお湾岸地域に軍事的プレゼンスを維持していた英国であった。英国の撤退後は、イラン（および程度は低いもののサウジアラビア）がそのような役割を期待された。そして、イラン革命とイラン・イラク戦争の勃発後、米国はイスラーム革命の他国への波及を防止すべく、イラクへの支援を強化し、イラクが代理勢力に近い役割を担うこととなった。

このような、域外からの勢力関係操作の枠組みは、1990年のイラクによるクウェート侵攻により、突如として終焉を迎える。イランとイラクが米国に敵対的な国家となったとき、もはや米国は湾岸地域の安定維持のために依存しうる代理勢力を見出すことが出来なくなったのである。

(3) 第3期：1991-2001年

もはや信頼しうる代理勢力を見出せなくなった米国は、中東における安定維持のために自ら直接的に政治的・軍事的責任を担わざるを得なくなる。第3期において、米国は、自らの軍事的プレゼンスや積極的な外交を通じて、はじめて直接的に中東に関与するようになったのである。第3期のもうひとつの特徴は、米国が、国連決議等を通じて国際協調の枠組みを構築し、国際的な正統性を担保しつつ、自らのインタレストを追求したことであった。米国は、法的にも実質的にも、いわば国際社会の筆頭構成員として積極的に中東の安定を創出すべく行動したのである。

じつのところ、第3期の政策の前提となる政策的インフラストラクチャーは、1980年代半ば以降に徐々に整備されつつあった。米国は、なお麾下に戦闘部隊をもたぬ組織ながら中央軍（CENTCOM）を創設し、中東への軍事的関与の拡大に備えつつあった。加えて米国は、一部のペルシャ湾南岸の首長国との間に軍事協定を締結して、基地の使用や軍事物資の事前配備などを可能にする権利を獲得していた。イラン・イラク戦争の影響でペルシャ湾におけるタンカー航行に深刻な危機が生じた結果、米国はペルシャ湾に海軍船舶を派遣して、タンカー航行の安全を図った。これらのインフラストラクチャーが、第3期の政策的枠組みへの比較的円滑な移行を可能にしたのであり、それらは第3期を通じてさらに拡大した。

第3期の米国の地域的政策の最も重要な柱となったのは、イランとイラクに対する「二面封じ込め（dual containment）」である。この時期の米国は、少なくともイランとイラクの対外的行動を改めさせ、さらにその先には両国の政治体制の弱体化、さらには体制の転換を目標に据えていたと考えられる。しかし、「二面封じ込め」によって米国はこれらの目標を達成することはできなかった。イラクに対しては、1990年代前半、国連決議に基づく経済制裁や飛行禁止区域などが一定の成果を上げたが、対イラン制裁は、もともと国連決議等に基づくものではなく、その効果は限定的であった。さらに、90年代後半以降、対イラク封じ込めの国際的な連帯も徐々に弛緩し、その効果を減じていった。

イランのようなイスラーム政治体制（ソ連の崩壊後、米国が最も懸念する「敵対的勢力」となっていた）が中東の主要国に出現する兆候はなく、石油輸出に障害が生じる情勢には

なかったゆえに、米国の主要なインタレストが脅かされている状況にはなかった。しかし、90年代の末には、「二面封じ込め」の弛緩に加えて中東和平プロセスの行き詰まりにより、米国は自らのインタレストに照らしてより好ましい状況を中東に創出する見通しも持ち得なかった。その点で、第3期の政策的枠組みは、ある種の行き詰まりに際会していたといえてよい。

(4) 第4期：2001年以降

米国の中東政策は、2001年の同時多発テロを契機に変質した。その特徴を歴史的に総括することはなお困難であるが、以下では、その特徴と帰結を何点か列挙することとしたい。

この時期の米国の中東政策の特徴として、単独行動主義への傾斜が強まったことは否定できない。アフガニスタンとイラクにおける体制転換（regime change）のための戦争は、程度の差はあれ、国連決議等によって国際的な正統性を十分に確保せぬままに、そして中東内外の主要国からの十分な支持を得ることなく、実行に移された。さらに、この時期の米国の行動は、しばしば一貫性を欠き、合理的なインタレスト追求の観点からは説明しにくい内容を含んだ。最も典型的な例は、アフガニスタン戦争において事実上の協調関係にあったイランとの関係を不要に悪化させた2002年1月の「悪の枢軸」演説であるが、イラク戦争後の占領統治の迷走、イスラエルの強硬な占領地政策の黙認なども、その例として数えることが出来るであろう。これらの米国の行動は、いわゆる「新保守主義（ネオコン）」勢力（彼らは基本的に強く親イスラエルの立場をとる）の影響力によって、一定程度は説明できる。しかし、たとえばイラクの体制転換が第3期以来の米国の事実上の目標であったこと、それゆえアフガニスタンとイラクの戦争は米国の対外政策エリートの主流たる「リアリスト」からも一定の支持を得ていたことには注意を要する。

また、単独行動主義を過度に強調することは、第4期の政策への理解を見誤らせることになる。外交的側面において米国は、イラン核開発問題に関しては国連安保理常任理事国＋ドイツの6か国の枠組みに、また中東和平プロセスにおいては米・露・EU・国連の「カルテット」の枠組みに、それぞれ依拠し続けた。また軍事的側面においても、イラク占領統治や中東地域の海軍活動（Combined Maritime Forces：CMF）などで、国際協調を追求する姿勢が見られる。ブッシュ・ジュニア（George W. Bush）政権はとくに政権第二期に入ってから国際協調主義への指向を強め、オバマ（Barack H. Obama）政権の中東政策はそれを継承する側面がきわめて強い。そのような観点に立てば、ブッシュ第一期政権に見られた単独行動主義を一時的な逸脱と捉え、第3期がなお継続していると理解することも不可能ではない。

第4期に見られたもうひとつの特徴は、「民主化」が米国の中東における目標に据えられたことであった。「民主化」もまた「ネオコン」勢力が喧伝したものの、「リアリスト」からの支持を得て政策化されたことに留意しておく必要がある。その結果、「民主化」政策の内実は、中東の権威主義的な親米諸国政府に、国民レベルの不満を解消するための「上からの改革」を慫慂するものとなった。米国はムバーラク（M. Hosni Mubarak）政権下のエジプト等に繰り返し民主化を迫り、湾岸諸国ではきわめて限定的ながら議会の導入などの政治改革が実行に移されることになった。「民主化」政策は、米国の中東におけるインタレストの変化を反映したものではなく、親米諸国の体制の安定を図る政策手段の一つであったと理解するのが適当である。

そのような観点に立つならば、いわゆる「アラブの春」に伴う「下からの民主化」は、米国の政策的意図とはきわめて異なる形で進行したと見てよい。中長期的に見て、「アラブの春」が米国のインタレストにとって正負何れの影響を持つことになるかは、なお明らかではない。しかし、オバマ政権初期にも継続していた「民主化」レトリックが「アラブの春」以降急速にトーンダウンしたことは、「上からの民主化」によって親米体制の安定を図るという米国の政策方針が十分に機能せず、米国が中東に残された親米体制の安定化のための新たな方途を探求せざるを得ぬ状況におかれていることを、強く示唆している。

2. 地域的政策の枠組みの変容に関する考察

以上の分析からは、米国の今後の中東政策の展開を考察する上での前提となりうる、いくつかの知見を得ることが出来る。以下、3点に分けて略述する。

(1) 地域的政策の変遷の要因

米国の中東政策の基本的な枠組みは政権交代によって変化するわけではない。第1期から第2期への変化はアイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）政権の、第2期から第3期への変化はブッシュ・シニア（George H.W. Bush）政権の、それぞれ在任中に発生している。ブッシュ・ジュニア（George W. Bush）政権も、同時多発テロの発生までは、第3期の政策を継承していたことが知られている。また、オバマは、選挙戦において、ブッシュ・ジュニア政権の対外政策を批判していたにもかかわらず、実質的には前政権の中東政策を継承した。政権交代のたびに中東政策に一定の修正が加えられることは確かであるが、実質的な地域的政策の枠組みには、継続性が見られるのである。

それでは、中東政策の枠組みに変化をもたらした要因は何であったのか。米国の中東政策の枠組みが大きく転換するのは、その前の時代の枠組みによってインタレストを追求で

きぬことが明らかになったとき、あるいはその前の時代の枠組みのもとでの政策の遂行が不可能になった場合であった。第1期の枠組みが放棄されたのは、アラブ・ナショナリズムの高まりによって中東版 NATO の創設が不可能になったと判断されたときであり、第2期の枠組みが放棄されたのは、域外からの勢力関係の操作に必要な代理勢力が湾岸地域から失われたときであった。同時多発テロを直接的な契機とする第4期への移行は、これらとはやや異なる性質を有するものの、クリントン（William J. Clinton）政権末期までに第3期の「二面封じ込め」政策の限界が明らかになっていたことに着目するならば、第4期への転換もまた、前の時代の政策的枠組みの行き詰まりから導かれた側面を有する。このように、中東に対する地域的政策は、前の時代の枠組みの限界に逢着するときに、新たな枠組みへと移行していったのである。

(2) 米国のパワー・影響力の限界

地域的政策の枠組みの変遷に関する以上の観察は、中東における米国のパワーや影響力の限界に着目することの重要性を強く示唆している。

第1～2期にかけて、米国の歴代政権は、中東政策に投入する資源を意図的に制限した。これは、第1期においては、中東諸国との協調的関係を構築することによって、第2期には、柔軟な外交と代理勢力への依存によって、自らのインタレストを実現することが可能であるとの展望に基づく政策であった。しかし米国は、第1期にはそのような展望をまったく実現することは出来ず、第2期においては代理勢力を次々と変更することを強いられ、最終的には代理勢力を見出すことが出来なくなった。中東域内の政治的潮流や国際関係が、米国の影響力を大きく規定することになったのである。

このことは、米国が飛躍的に多くの資源を中東に投入することになった第3～4期にも、基本的に変わらなかった。第3期において、米国はイランとイラクの影響力を封じ込めることには一定の成功を収めたものの、両国の政治体制の変革をもたらすことは出来なかった。また、第4期において、親米諸国における「上からの民主化」はきわめて限定的なものにとどまった。第3～4期にかけて、米国が反米イスラーム主義の拡大に有効に対処し得たとは言い難い。

このように、米国の中東政策の効果は、中東諸国内部の政治状況や中東域内の国際関係によって決定的に大きな制約を受け、米国の影響力は、米国が中東に投下する資源が拡大した時期にすら、きわめて限定的であった。このことを最も如実に物語るのは、アラブ・イスラエル和平の進展過程である。米国が一貫して、アラブ・イスラエル紛争を中東地域における不安定要因と捉え、その解決を望んでいたことはまちがいない。同紛争解決に向

けた米国の取り組みは時代によって変化したが、実際の和平の進展を根本的に規定したのは、イスラエルおよび周辺アラブ諸国の政治情勢であった。和平が進展したのは、おおまかに言えば1970年代と1990年代であったが、前者においてはエジプトに和平推進派のサダット (Anwar Sadat) 政権が存在していたことがきわめて大きかった。後者においては、第一次インテッファダ後のアラブ世界における和平に向けた機運の高まりと、イスラエルにおけるラビン (Yitzhak Rabin) 政権の存在、さらに湾岸戦争後にPLOとヨルダンが国際的に弱い立場におかれていたことが、和平進展の原因であった。このことは、裏を返してみれば、仮に米国がアラブ・イスラエル和平に積極的になっても、紛争当事者たちが和平に積極的にならぬ限り、その進展は望めぬことを意味する。1950年代中葉および1990年代末に、米国が中東和平の実現に向けた取り組みを強化しながら、具体的な成果を上げられなかった事実は、米国の影響力の限定性を物語っている。そして、米国の影響力の限定性は、アラブ・イスラエル問題に限られたことではなく、中東全般について該当するのである。

(3) 米国のグローバルな地位との関連性

中東における米国のパワーや影響力の限界に関連して、もう一点、留意すべきは、米国のグローバルな地位や影響力と、中東政策の内容や米国の中東における影響力の間には、ゆるやかな連関しか見出し得ないということである。敢えてやや乱暴な言い方をすれば、第二次世界大戦から冷戦後に至るまで、米国は一定の浮沈を経験しながらも常に超大国・覇権国としての地位を維持してきたが、米国の中東における経験は、たとえば米欧関係や日米関係とはきわめて対照的な、挫折と失敗の連続であった。このことは、「パクス・アメリカーナ」、アメリカの「覇権」、あるいはアメリカ「帝国」というような、戦後の米国の国際的地位、とくにその支配や影響力の強大さを描写するために援用されるさまざまな分析枠組みが、中東政策分析においては必ずしも有効でないことを意味している。

第二次世界大戦後から1960年代は、他国との相対的な国力の差という観点から見て米国のパワーの頂点であり、事実その時期に米国は(西側)世界において「覇権」と呼びうる影響力を有し、それに見合うだけの国際的責任を担っていた。しかるに、この時期の米国は、中東版NATOの創設に失敗し(第1期)、自らの中東への直接的関与の拡大にきわめて慎重であり続けた(第2期)。一方、米国が超大国デタントを推進する一方で覇権的な役割から後退していく1970年代は戦後国際政治の大きな画期であったが、米国の中東政策は1960年代の枠組みを基本的に踏襲していた。米ソ冷戦の終焉後、「唯一の超大国」となった米国が「新世界秩序」を追求した時期と、米国の中東におけるプレゼンスが劇的に拡

大した第3期は一致する。しかし、米国が最も積極的に中東の秩序の変革に挑んだ第4期は、米国の相対的パワーがむしろ衰勢にある時期であった。グローバルな観点から見た米国の国際的地位や影響力の変化と、米国の中東政策を結びつけることには、慎重であらねばならないのである。

3. 評価と展望

(1) 米国の中東政策の評価

これまでの米国の中東政策の成否は、如何に評価できるであろうか。第二次世界大戦後、米国の中東地域における基幹的インタレストは、①中東からの安定的な石油供給の確保、②敵対的な国家あるいは勢力による中東（とくにペルシャ湾岸）地域の支配の防止、という2点で、大きく変化することはなかったと考えられる。そのような基幹的インタレストに照らしてみれば、米国の中東政策は、一定程度の成功を収めてきたと評価することが出来るであろう。

しかしながら、上述のように、これまでの米国の中東への関与は、挫折の連続という側面を確実に有する。それは、上記の基幹的インタレストを実現するために米国が設定した地域的目標は達成されることがなく（第1・3・4期）、しばしば地域的な政策の枠組みの継続が不可能な状況に追い込まれてきた（第1・2期）からである。言い換えるならば、米国の中東政策は、欧州や東アジアにおける政策のような、最低限のベース・ラインを獲得することなく今日に至っている。そして、アフガニスタンでの戦闘（「不朽の自由」作戦）の帰趨がなお不透明であるにせよ、イラクの占領統治が終了し、「アラブの春」によって「上からの民主化」構想が陳腐化してしまった今日、第4期の枠組みは明らかに終焉を迎えつつある。現在は、米国が新たな中東政策の枠組みを探求しはじめている過渡期にあると考えられる。

(2) 今後の中東政策の諸要因

今後の米国の中東政策および中東への関与のあり方は、おおむね、政策決定者たちのインタレスト／脅威の認識、政策遂行のために投入しうる資源、米国の国内政治、という3つの要素から導かれる。これら3つの要素は相互に複雑に関連しあっており、しかも何れの要素が政策の外枠を定めることになるかは、明らかではない。ここではまず、それぞれの要素を剔出して、米国の今後の中東政策のコンポーネンツを考察したい。

米国の中東における基幹的インタレストへの認識は、今後大きく変化するであろうか。前節の①については、北米のシェール・ガスの生産拡大に伴い、米国自身の中東石油への

依存は減少するものの、世界的に見た場合、石油生産拠点としての中東の重要性は、当面変化しそうにない²。石油輸出の障害に伴う世界経済の変調は、当然ながら米国にも波及する。それゆえ、中東からの安定的な石油輸出は、引き続き米国の基幹的なインタレストであり続けると考えられる。そうであるとするならば、前節②についても、基本的に大きな変化はないと考えるのが妥当であろう。その歴史的な継続性から考えても、予想される将来において、米国の中東における基幹的インタレストが劇的に変化することは考えにくい。

一方、これらの基幹的インタレストに対する脅威認識の変化は、予想しがたい部分がある。ソ連なき現在、域外からの脅威は、事実上存在しない。それに対して中東域内の脅威は、反米イスラーム主義の拡大、イランによる敵対的な行動、アラブ・イスラエル関係などの悪化に伴う域内国際関係の不安定化など、数多く挙げる事が出来る。そして、これらの脅威および脅威認識は、穏健なイスラーム主義を米国がどのように認識するか、米・イラン関係がどのように展開するか、アラブ・イスラエル和平を含む域内の国際関係がどのように変化するか等、流動的要因が多い。

基幹的インタレストを実現するための、米国の政策的資源についても、流動的な部分が多い。米国の潜在的な政策的資源は、なお大きい。米国は、湾岸諸国との軍事協定およびディエゴ・ガルシア基地をはじめとする世界的な軍事基地ネットワークを活用することにより、中東に大規模な軍事力を迅速に展開しうる潜在力を維持している。米国はまた、湾岸戦争後の多国間協力には比肩しえぬものの、中東地域の安定に向けた、外交的および軍事的な国際協調の枠組みも維持している。

しかし一方で、米国はこれらの政策的資源を全面的に活用できる状況にはない。まず、第3～4期の経験から、米国自身の中東におけるプレゼンスや主導権、いわば米国の過剰とも言える可視性（visibility）が中東の安定に必ずしも寄与せず、むしろ過激な反米イスラーム主義を拡大したことを、米国の対外政策エリート層は認識している。くわえて、大規模な軍事行動を含む、中東に投入する資源の拡大を米国民が支持する状況にないことは、2013年夏のシリア危機の際に明確に示された。米国自身の中東石油への依存が縮小していくことによって、米国が中東に多大な資源を投下することへの米国民からの支持や理解は、中長期的には、なおさら調達しにくくなるであろう。他方、米国は長く政治的分裂（政治的立場の両極化）に見舞われており、かつて（19世紀末から1920年代までの共和党ブロック、ニューディールから60年代までの民主党ブロック）のような主流的な政治ブロックの出現、あるいは超党派的な対外政策コンセンサスの出現を具体的に展望できる状況にはない。米国内政治の分裂状況と展望の不透明さもまた、中東への関与にはネガティブな方向に作用するであろう。

中東政策の展望：むすびにかえて

以上の考察より、今後の米国の中東への関与のあり方および中東政策は、少なくとも短・中期的には、以下の要素の組み合わせにより展開していく可能性が高いと考えられる。

- a. 米国の中東における基幹的インタレスト認識には、大きな変化はない。
- b. 基幹的インタレストへの脅威は、中東域内の反米的潮流の拡大、および域内に継続する政治的・外交的不安定にある。
- c. 米国は、中東情勢に一定の影響を及ぼしうる、軍事的・外交的な政策的資源を潜在的に保持し続けている。
- d. 米国の国内政治状況および米国の対外政策エリートの認識から、第3～4期に見られたような、米国の可視性を増大させる方向での政策変更は考えにくい。

これらから導かれるのは、自らの中東への直接的関与を縮小し、域外から勢力関係の操作により、柔軟にインタレストを追求する、第2期の政策的枠組みに近い内容の政策である。米国内の「リアリスト」も、そのような政策提言を行う傾向にある³。

しかし、以下の2点において、米国の今後の中東政策が第2期の引き写しになることはありえない。まず米国は、湾岸諸国の安全へのコミットメントを撤回することは出来ぬであろうし、最後の手段（last resort）として中東に軍事的に介入するためのインフラを放棄することを望みもしないであろう。他方で、米国のプレゼンスは、中東における反米潮流を拡大するという好ましからざる結果（blowback）を招く可能性が高く、また米国内政治の観点からも正当化が困難になっていくことが予想される。このような背反する要求を満たすために考えられる一つの方途は、国際協調の枠組みを拡大・強化することによって、米国のプレゼンスを希釈していくことである。イラク占領統治やCMFの活動に見られるような「有志連合」により、同盟国・友好国の役割や負担を拡大する形で、米国自身の直接的関与を希釈していく動きは、今後、拡大することはあっても縮小されることはないであろう。

第2期とのもうひとつの大きな相違は、もはや湾岸に米国が依存しうる代理勢力が存在しないことである。唯一の候補はサウジアラビアであるが、これまでのところ、かつてのイランやイラクのような代理勢力としてサウジアラビアを強化しようとしている兆候は見出し難い。おそらく米国は、特定の代理勢力なしに、域内の勢力関係を操作していかざるを得ないであろう。その場合、柔軟かつ多元的な外交活動が重要になってくることは明らかである。具体的には、以下の4点が今後の課題として重要になると考えられる。

- [1] イラクの長期的安定
- [2] イランとの一定の安定的な関係（working relationship）
- [3] サウジアラビアの体制の安定と、対イラン敵対姿勢の緩和
- [4] アラブ・イスラエル和平の推進

この中でも特に重要なのは、イランとの関係である⁴。イランとの間に、国交回復まで至らずとも、1971-79年の米中関係程度 of 関係を構築できれば、上記[1]、[3]にもポジティブな影響を期待できるからである。[4]については、米国は一貫してその進展を望んできた。親米アラブ諸国およびイスラエルとの関係を損なわぬような形で米国が中東への直接的関与を縮小していくためには、これまで以上にアラブ・イスラエル関係の安定が重要になると考えられる⁵。2014年初頭時点で、イランの核開発問題に一定の進展が見られ、かつ（具体的な情報はまったくないが）アラブ・イスラエル和平に向けた新たな交渉が進展中であることは、米国の中東への関与の拡大ではなく、米国の中東におけるプレゼンスあるいは直接的関与を縮小させ、域外からの勢力関係の操作を基本とする中東政策に移行していくための環境整備と理解する方が、整合的である。

以上のように、米国は、中東域内および米国内からの批判を最小化すると期待できるような形で、基幹的インタレストを防衛する枠組みを模索する途上にあると考えられるが、新たな枠組みの下での米国の中東政策は、第2期と同様に柔軟かつ無定形な性質を帯びる可能性が高い。その政策の内実を定める当面の分岐点は、上記[1]～[4]の帰趨にあると考えられる。

—注—

- ¹ 本報告書の第1～2章の叙述は、基本的につぎの拙稿に基づいている。小野沢透「米・中東関係——パクス・アメリカナの蜃気楼」、五十嵐武士編『アメリカ外交と21世紀の世界——冷戦史の背景と地域的多様性をふまえて』（昭和堂、2006年）pp. 129-173。
- ² 伊原賢『シェールガス革命とは何か——エネルギー救世主が未来を変える』（東洋経済新報社、2012年）、第1、2、5章。
- ³ 域外からの勢力関係の操作（off-shore balancing）への回帰を主張する代表的な研究としては、ジョン・J・ミアシャイマー、スティーヴン・M・ウォルト著、副島隆彦訳『イスラエル・ロビーとアメリカの外交政策』Ⅱ、終章を参照。また、やや事態の展開に追い越された観はあるものの、つぎの論文集に所収の諸論考は、米外交エリートの主流たる「リアリスト」の中東政策構想を理解する上でなお有効であり、本報告書第3章の議論でも参考にした。Richard N. Haass and Martin Indyk et al., *Restoring the Balance: A Middle East Strategy for the Next President* (Brookings Institution and the Council on Foreign Relations, 2008)。
- ⁴ 核開発問題を含めた対イラン政策が、米国の今後の中東への関与のあり方を決定的に左右するとの見方は、米国の「リアリスト」の間では、ほぼコンセンサスになっていると考えられる。ただし、イランとの関係改善を重視する立場と、より慎重な立場の間には、溝がある。前者については、Flynt Leverett

and Hillary M. Leverett, *Going to Tehran: Why the United States Must Come to Terms with the Islamic Republic of Iran* (Metropolitan Books, 2013)、後者については、Kenneth Pollack, *The Persian Puzzle: The Conflict between Iran and America* (Random House, 2005)を参照。

- ⁵ Daniel C. Kurtzer and Scott B. Lasensky, *Negotiating Arab-Israeli Peace: American Leadership in the Middle East* (United States Institute of Peace Press, 2008).